

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(盛岡市) 1 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金に係る事業の推進について 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、地域の実情に応じて柔軟な活用が可能な創意工夫を生かせる一括交付金であり、本市においても、住民の安全で快適な生活環境の確保等、市民生活の向上に大きく寄与している。ついては、本交付金等により滞りなく事業を推進するため、事業費の確保について要望 ＜盛岡市の社会資本整備総合交付金による主な事業＞ 道路事業、街路事業、河川事業、住宅事業、都市公園事業、土地区画整理事業、下水道事業</p>	<p>地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について、県では、令和2年6月10日に「令和3年度政府予算提言・要望」を行い、公共事業予算の安定的・持続的な確保を国土交通省及び財務省に要望したところです。国は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和3年度から令和7年度までの期間で実施することとされたところです。今後も、地方の社会資本整備等を着実に推進するための予算の確保を国に働きかけ、財源確保に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>県土整備企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(盛岡市) 2 一般国道46号「盛岡西バイパス」の2車線供用区間の4車線化の整備促進について 北東北の東西連携の強化をはじめ、物流の強化や渋滞緩和、都市機能の集積強化を図るため、一般国道46号「盛岡西バイパス」の2車線共用区間について、4車線化の整備を促進されるよう要望</p>	<p>一般国道46号「盛岡西バイパス」については、平成25年12月に全線暫定供用開始し、令和2年2月には令和7年度までの開通見通しが示されたところです。引き続き、一般国道46号「盛岡西バイパス」の2車線区間の早期4車線化について国に対し要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(盛岡市) 3 一般国道4号「盛岡南道路」の事業化について 盛岡市を中心とした都市圏の圏域人口の維持や持続可能な経済・産業圏域の形成、高次都市機能の集約強化、そして「命を守る医療体系」を機能させるとともに、これらを支える渋滞のない道路ネットワークを形成するため、一般国道4号「盛岡南道路」の事業化について要望</p>	<p>一般国道4号の盛岡南IC入口交差点以南については、慢性的に混雑しているとともに、令和元年9月には三次救急医療も担う岩手医科大学附属病院が移転したことから、一般国道4号の混雑緩和と県内地域医療の中枢を担う医療機関へのアクセス確保を図るため、引き続き、一般国道4号「盛岡南道路」の早期事業化について国に対し要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(盛岡市) 4 一般国道4号渋民バイパスへの道の駅の整備について 今後、令和2年度には基本設定を作成し道の駅の整備像を具現化するとともに、早期の開業を目指し、令和3年度には実施設計、令和4年度には整備工事に着手する予定としている。 については、道の駅整備の着実な推進のため、事業費の確保等について要望</p>	<p>「道の駅」は休憩機能、情報発信機能、地域の連携機能を併せ持つ施設で、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域振興に寄与することを目的に設けられるものです。 県としては、盛岡市の整備スケジュールを踏まえ、着実な事業進捗が図れるよう、事業費の確保等について国に働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの
<p>(盛岡市) 5 北上川上流ダム再生事業の促進について 盛岡市の安全で安心な地域づくりに向け、「ダム再生ビジョン」に基づく、「四十四田ダムのかさ上げ」など治水機能の増強を行う「北上川上流ダム再生事業」の着実な実施と促進を要望</p>	<p>国では、激甚化・頻発化する水災害等への防災対策の推進を主要課題に位置付けて、四十四田ダムの嵩上げを含むダム再生などのハード対策について推進していくと聞いています。 北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し一層の整備促進を働きかけていきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>(盛岡市) 6 盛岡市土地区画整理事業の推進について 盛岡市土地区画整理事業の推進と土地区画整理事業によらない区域の生活環境改善推進について、予算の優先的な確保について要望 (太田地区、道明地区、都南中央第三地区)</p>	<p>土地区画整理事業は、市街地整備の代表的な手法として活用されており、今後とも推進を図るため、事業費の確保について、国に働きかけていきます。 また、土地区画整理事業以外の区域における道路整備事業についても、事業費の確保について、国に働きかけていきます。</p>	県土整備部	都市計画課、道路環境課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(紫波町) 1 新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の確保等について 県内でのPCR検査の検査体制の一層の強化及び受検機会の拡大並びに疫学調査の実施体制の強化を図るとともに、ワクチンの早期実用化に向けて関係省庁・関係機関と連携し迅速に開発が進められ、できるだけ早期に実用化し、国民に提供がなされるよう要望。 また、県が中心となって入院医療提供体制を整備するよう要望</p>	<p>【PCR検査体制の強化及び受検機会の拡大】 PCR検査の検査体制の強化、受検機会の拡大については、環境保健研究センターの検査機器増設や民間検査機関への委託などによりPCR検査体制の強化を図っているほか、2次医療圏ごとに、地域外来・検査センターの整備を進め、受検機会の拡大を図っているところです。(B) 【ワクチンの早期実用化】 県では、新型コロナウイルスを完全に制圧するため、政府は基金の創設など大胆な資金投入を行い、国産ワクチン製造の支援も含め、必要十分なワクチンの確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること、また、治療薬等の研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めるよう、全国知事会を通じて国に要望しているところです。(B) 【医療提供体制】 感染患者の拡大に併せ、県で設定しているフェーズが進展する際に、病床を順次拡大していくこととしています。(A)</p>	保健福祉部	医療政策室、保健福祉企画室	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(紫波町) 2 一般県道古館停車場線の整備促進について 本路線は、古館駅を起点とし国道4号に至る路線ですが、古館駅側の一部区間が未整備の状態となっている。これまでも部分的に歩行空間の整備をしているが、交通の安全性の確保のため、落合橋の歩行空間の確保及び車道幅員拡幅等の整備促進について要望</p>	<p>落合橋の歩行空間の確保及び車道幅員拡幅等については、令和3年度から歩道整備のための詳細設計を行う予定であり、早期整備に向け取り組んでいきます。</p>	県土整備部	道路環境課・道路建設課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(紫波町) 3 県道162号紫波雫石線の認定路線変更について 県道162号紫波雫石線は、経済及び観光面からも重要な路線として整備が期待されていたが、平成14年度末には根拠法令であった奥地等産業開発道路整備臨時措置法が失効となり、路線の大部分においては現道もないことから早期の整備は難しいものと認識している。 しかし、整備済区間の紫波地区における交通量は多く、紫波雫石線が未整備のため、代替として町道西部開拓線を通行する車両も多く、本町道は北上、花巻方面と秋田、雫石、盛岡方面との重要な連絡路線となっている。については、未整備の紫波雫石線の代替道路として町道西部開拓線を県道認定していただきたく要望</p>	<p>県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備したものについて、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格させてきたところです。 要望のあった路線については、道路法上の認定要件及び県道と町道とのネットワークの在り方を総合的に判断しながら検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(紫波町) 4 下水道施設の改築への国費支援の継続について 平成29年度の財政制度等審議会において、汚水に係る下水道施設の改築については受益者負担の観点から排出者が負担すべきとの考えが提示されている。仮に下水道施設改築への国費支援が無くなれば、人口減少が本格化する中、高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなり、住民生活が成り立たなくなる恐れがある。住民生活の維持や下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、下水施設の改築において、従来水準を下げる事のない国費による支援継続を要望</p>	<p>平成29年度の財政制度等審議会では、下水道事業における国費支援は、上水道事業に比べ、補助率が高く、その対象が広がっており、新設・更新はほぼ国費や地方債で賄われていることから、受益者負担の原則と整合的なものとなっていないとの認識がされています。 しかしながら、下水道施設は快適な都市環境・生活環境を形成するため必要不可欠で、施設整備や維持更新は継続して実施する必要があり、また、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など公共性の高い役割を担っていることから、老朽化対策への必要な財政措置を継続するよう国に対して引き続き要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>下水環境課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(紫波町) 5 紫波中央駅構内のバリアフリー化(エレベーター設置)への県補助の実施について 紫波中央駅の利用者数は年々増加し、バリアフリー法の基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に示されているバリアフリー化の整備対象要件を備えており、地域の高齢者や障がい者をはじめ多くの利用者からは早期のエレベーター設置が待ち望まれている。 ついては、紫波中央駅のバリアフリー化に対して県補助の実施を要望</p>	<p>紫波町とJRでは、国庫補助を前提としたエレベーター設置についての検討が進められており、町からは、県からの支援も求めたいとの意向が示されているところでは、 これを受けて、現在、町とJRにおける検討状況や、これまでの補助の実績などを踏まえ、本体工事の実施に際して、県としての支援について検討を行っています。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>交通政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(紫波町) 6 親元就農する農業後継者への支援について 地域では、農業者の高齢化や新規就農者の減少により、担い手不足が深刻となっている。農業後継者の確保を加速するためには、地域において現に担い手として活躍している中心経営体等の子弟が親元就農し、共に農業経営に参画し経営主が培ってきた技術、経営資源を生かしながら経営規模を拡大していくことが重要と考える。現行の農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)制度では親元に就農する場合、就農5年以内の事業継承が要件のため、同制度の活用は困難な状況となっている。ついては、担い手の子弟の就農を促進するための新たな親元就農支援制度の創設を要望</p>	<p>県では、新規就農者の育成及び就農後の早期経営安定に向け、農業次世代人材投資事業、県単事業、岩手県農業公社の担い手育成特定資産事業などによる支援や、農業改良普及センターによる生産技術・経営力の向上に向けた支援等を行ってきたところでは、 これまでの国への要望の結果、農業次世代人材投資事業の経営開始型については、親の経営と同一作物であっても新技術の導入等の取組を行うことで交付対象となるなど、担い手子弟の就農においてもより活用しやすくなっています。 今後も、現場の課題等を見極めながら、親元就農者が更に活用しやすいよう国に対し要件の見直し等を働きかけていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農業普及技術課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(矢巾町) 1 一般国道4号「盛岡南道路」の早期事業化について 現在の盛岡西バイパスは、一般国道46号を介して一般国道4号へアクセスしている状況であるが、本町と盛岡市境にある物流拠点の流通センターとのアクセス、さらには岩手医科大学附属病院へのアクセスを考慮した一般国道4号までの「盛岡南道路」の早期事業化について要望</p>	<p>一般国道4号の盛岡南IC入口交差点以南においては、慢性的に混雑しているとともに、令和元年9月には三次救急医療も担う岩手医科大学附属病院が移転したことから、一般国道4号の混雑緩和と県内地域医療の中核を担う医療機関及び矢巾スマートインターチェンジへのアクセス確保を図るため、矢巾町等と連携し、引き続き、国道4号「盛岡南道路」の早期事業化について国に要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(矢巾町) 2 矢巾スマートインターチェンジアクセス道路の整備について 物流拠点である岩手流通センターなどへのアクセスや岩手医科大学附属病院へアクセスする町道に関しては現在も整備を進めているが、整備延長や橋梁の架け替えなど大規模な事業が多くあり、社会資本整備総合交付金の予算確保が必須であることから、国への働きかけを要望</p>	<p>平成30年3月に開通した矢巾スマートインターチェンジについては、既存の高速道路の利便性を高め、県民の安全で安心な暮らしを守り、活力ある地域社会の形成を図るための施設として期待されており、その利便性を高めるアクセス道路についても早期整備が望まれていることから、今後も矢巾町と連携を図りながら、様々な機会を捉えて、必要な予算の確保を国に働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(矢巾町) 3 北上川堤防未築堤箇所早期整備について 紫波町に近接する土橋地区の一部区間において、約500mが堤防の未整備区間となっており、大雨・洪水の際には堤外水位が道路・農地を冠水し宅地に隣接するところまで迫ってくる被害が生じており、その度に近隣住民は不安を抱えて生活している現状にあるため、早期に堤防整備推進について国に働きかけるよう要望</p>	<p>国では、無堤区間が多い北上川中流部の区間においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水により家屋の床上浸水等の甚大な被害が発生したことを踏まえ、中流部緊急治水対策事業として、まずは住家への浸水被害の軽減を図ることを優先して、治水対策を進めることとしており、当該地区については他地区の進捗を見ながら対応すると聞いています。 なお、北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し一層の整備促進を働き掛けていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(矢巾町) 4 子育て支援施策の財政支援拡充及び人材確保の方策推進について 幼児教育の無償化に伴い、より高まることが予想される保育ニーズに対応し、子育て支援対策の質の向上を図るため、実施主体となる町村に対するきめ細やかな支援と、国が主体となった十分な財源確保及び支援を拡充いただくよう下記について要望 (1) 幼児教育の無償化については、年齢や課税区分によることなく、国が主体となった財源の確保により実施すること。</p>	<p>県では、子育てをする世代が地方で働き、地方で子育てを行い、活力ある地域社会の形成につなげるためには、社会全体で子育てを支援していくことが重要と考えており、2020年度北海道・東北7県保健福祉主管部長会議による国への要望において、幼児教育・保育の無償化に要する地方負担について必要な財源を確実に確保することを要望しました。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>(矢巾町) 4 子育て支援施策の財政支援拡充及び人材確保の方策推進について 幼児教育の無償化に伴い、より高まることが予想される保育ニーズに対応し、子育て支援対策の質の向上を図るため、実施主体となる町村に対するきめ細やかな支援と、国が主体となった十分な財源確保及び支援を拡充いただくよう下記について要望 (2) 子育て支援に係る財源の確保と資源整備を拡充すること</p>	<p>県では、子育てをする世代が地方で働き、地方で子育てを行い、活力ある地域社会の形成につなげるためには、社会全体で子育てを支援していくことが重要と考えており、2020年度北海道・東北7県保健福祉主管部長会議による国への要望において、保育所、認定こども園の施設整備に当たっては待機児童の有無に関わらず、国庫負担率の引上げや補助率の嵩上げを行い、市町村及び事業主の負担軽減を図ること、保育士確保のために更なる処遇改善を行うことなどの要望を行いました。 また、子ども・子育て支援新制度の実施に当たり、保育所の整備等による利用定員の拡大、保育士等の配置基準の改善や職員の処遇改善をはじめとする保育士確保対策など、子ども子育て支援の量的拡充と質の向上を図るため、十分な財源を確保するよう、県の令和3年度政府予算提言・要望において要望を行いました。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(矢巾町) 4 子育て支援施策の財政支援拡充及び人材確保の方策推進について 幼児教育の無償化に伴い、より高まることが予想される保育ニーズに対応し、子育て支援対策の質の向上を図るため、実施主体となる町村に対するきめ細やかな支援と、国が主体となった十分な財源確保及び支援を拡充いただくよう下記について要望 (3) 人材(保育士、看護職等)の育成と確保に係る支援を拡充すること</p>	<p>【保育士の育成・確保】 県では、子育てをする世代が地方で働き、地方で子育てを行い、活力ある地域社会の形成につなげるためには、社会全体で子育てを支援していくことが重要と考えており、2020年度北海道・東北7県保健福祉主管部長会議による国への要望において、保育士確保のためにさらなる処遇改善を行うことを要望しました。 また、子ども・子育て支援新制度の実施に当たり、保育士等の配置基準の改善や職員の処遇改善をはじめとする保育士確保対策など、子ども子育て支援の量的拡充と質の向上を図るため、十分な財源を確保するよう、県の令和3年度政府予算提言・要望において要望を行いました。(B)</p> <p>【看護職の育成・確保】 看護職員の安定的な確保と定着を図るため「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、中学生・高校生看護進学セミナーや看護職員修学資金貸付制度、ナースセンターによる再就業支援などきめ細かな取組を推進しているところです。(B)</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室、医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(矢巾町) 5 子どもの医療費助成の対象年齢拡大及び現物給付化について 全国の市町村においては、子育て世帯に対する経済的負担の軽減につながる医療費助成について、単独で対象年齢の拡大や所得制限の撤廃、現物給付化を実施しているが、対応について格差が生じている。本町でも医療費の自己負担軽減、所得制限の撤廃を単独で行っているが、住民からは給付内容の拡大や現物給付化等、更なる制度の充実が望まれているため、下記について要望 (1) 医療費助成制度の実施…(国への要望)</p>	<p>各市町村の医療費助成については、県の補助制度を基本としつつ、それぞれの政策的判断の下に拡充が図られてきていますが、県としては、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どここの地域においても同等な水準で行われるべきと考えており、県の政府予算提言・要望において、子ども医療費助成の全国一律化と、地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措置の廃止について継続して要望してきたところです。 また、全国知事会からも同様の要望を行っており、今後も様々な機会を通じて国に対する働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(矢巾町) 5 子どもの医療費助成の対象年齢拡大及び現物給付化について 全国の市町村においては、子育て世帯に対する経済的負担の軽減につながる医療費助成について、単独で対象年齢の拡大や所得制限の撤廃、現物給付化を実施しているが、対応について格差が生じている。本町でも医療費の自己負担軽減、所得制限の撤廃を単独で行っているが、住民からは給付内容の拡大や現物給付化等、更なる制度の充実が望まれているため、下記について要望 (2) 国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止…(国への要望)</p>	<p>各市町村の医療費助成については、県の補助制度を基本としつつ、それぞれの政策的判断の下に拡充が図られてきていますが、県としては、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どここの地域においても同等な水準で行われるべきと考えており、県の政府予算提言・要望において、子ども医療費助成の全国一律化と、地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措置の廃止について継続して要望してきたところです。 また、全国知事会からも同様の要望を行っており、今後も様々な機会を通じて国に対する働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(矢巾町) 5 子どもの医療費助成の対象年齢拡大及び現物給付化について 全国の市町村においては、子育て世帯に対する経済的負担の軽減につながる医療費助成について、単独で対象年齢の拡大や所得制限の撤廃、現物給付化を実施しているが、対応について格差が生じている。本町でも医療費の自己負担軽減、所得制限の撤廃を単独で行っているが、住民からは給付内容の拡大や現物給付化等、更なる制度の充実が望まれているため、下記について要望 (3) 医療費助成制度の拡充(財政支援の拡充、助成対象を18歳までに拡大するとともに現物給付化の実施)…(県への要望)</p>	<p>各市町村の医療費助成については、県の補助制度を基本としつつ、それぞれの政策的判断の下に拡充が図られてきていますが、子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差によらず、全国どこの地域においても同等の水準で行われるべきであることから、引き続き、国に対し、全国一律の制度創設を求めています。 県が医療費助成の対象を拡大する場合、多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、小児・周産期医療提供体制の充実など、県でしか成し得ない広域的な支援・調整を通じて、安全・安心な子育て環境の整備に努めていく必要があると考えています。 現物給付の対象拡大については、新たに国庫負担金等の減額調整措置が発生するなどの課題があることに加え、今般の中学生までの拡大に際しても、県内全市町村が中学生までの医療費助成を開始したことを契機としたように、これまで全県一律で導入してきた経緯があり、高校生の医療費助成を実施していない市町村がある状況において全県で現物給付を拡大した場合、利便性等の面で市町村間に格差が生じる等の影響も懸念されることから、高校生への現物給付の拡大は、各市町村の助成対象拡大の状況を踏まえて検討すべきと考えています。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>健康国保課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(矢巾町) 6 国民健康保険における保険料水準の統一に向けた取組について</p> <p>岩手県では市町村間の医療費、所得水準の差異が大きいため、当面は保険料水準の統一は行わないこととしているが、厚生労働省が示すガイドラインにおいては、将来的に都道府県での保険料率の統一を目指し、提供される医療サービスの均質化や医療費適正化の取組が求められている。</p> <p>また、同一県内で転居等した際の保険料の変動理由もわかりにくく、保険料水準の統一が求められているため、「都道府県内の保険料水準の統一化」の早期実現に向けた取組を要望。</p> <p>また、子育て支援の観点から、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入に向けた検討について国への働きかけを要望</p>	<p>保険料水準の統一など、今後の保険税負担の在り方については、第2期国民健康保険運営方針において、同じ所得水準・世帯構成であれば、県内どこでも同じ保険料となることをあるべき姿とするとともに、統一に当たっては、各市町村ごとに医療費適正化のための保健事業の内容が異なるなど、様々な課題があることから、統一の定義や保険料水準の統一による影響や課題について、第2期運営方針期間中に検証、協議を行うこととしています。(B)</p> <p>また、子どもに係る均等割保険料については、子育て世代の保険料を重くしている実態があることから、子育て支援や医療保険制度間の公平性確保の観点から、軽減措置を講ずるよう国に要望しており、国では令和4年度中に未就学児に係る均等割の5割を軽減する方向(地方負担あり)で調整を行っていることから、今後も更なる改善要望を続けていきます。(B)</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>健康国保課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(矢巾町) 7 介護や福祉事業者の人材確保に係る支援について 介護・児童に係る福祉施設事業者では、その業務内容等により、従来から専門職に確保、定着が難しくなっており、高齢者再雇用での対応や施設規模の縮小、必要とする施設の設置断念などの状況が見受けられる。 また、専門職の資格を有していても、人口減少に伴う就労者人口の減少から、財政面や生活、就労などの諸条件で優位な大都市圏へ流出し始めている。専門職の確保等については、国が先導して取り組むべき直接的な課題であることから、介護や福祉事業者への人材確保等の直接的な支援について国に要望</p>	<p>(長寿社会課) 介護人材の確保及び育成が重要な課題であることから、県では、令和2年度の政府予算提言・要望活動においても、介護人材確保対策の一層の拡充や、地域の実情に応じた対策を実施するための地方公共団体の取組に必要な財源の確保について、国に対し要望しているところであり、今後も必要な要望を行っていきます。 (子ども子育て支援室) 県では、保育士の待遇改善が図られてきているものの、依然として保育士の確保が必要な状況であることから、国に対し、抜本的な保育士確保施策を講じるよう、令和3年度政府予算提言・要望において要望を行ったところです。</p>	保健福祉部	長寿社会課、子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>(矢巾町) 8 障害者の地域生活支援事業実施のための財源確保について 過去5年間の地域生活支援事業費等補助金の充足率は、国及び県補助ともに平均して5割に届かず、必須事業分も満たしていない状況である。本町では必須事業のほか、任意事業として日中一時支援や巡回支援専門員整備を実施している。 障害者及び障害児の日中活動の場の確保や、家族等の支援者に対する支援ニーズが年々高まっており、継続的かつ充実した事業の実施が求められていたため、必要な財源の確保について国に要望</p>	<p>県においては、地域のニーズに基づき必要な事業が実施できるよう、十分な財政措置について、令和3年度政府予算提言・要望において要望を行ったところです。 また、全国知事会からも同様の要望を行っており、今後も機会を捉えて国へ要望していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(矢巾町) 9 医療機関が日常診療を維持できる仕組みに関する要望 新型コロナウイルス感染症拡大が懸念される中、外出自粛等による受診抑制のため、医療機関の減収が全国的な課題となっており、状況によっては経営破綻の恐れもある。地域医療機関の診療が立ち行かなくなると、住民への医療提供や健康の確保に大きな影響があることから、コロナ禍の中でも各医療機関が安定した診療が維持できるよう、減収補填策等の医療機関支援について国への働きかけを要望</p>	<p>県では、これまで、新型コロナウイルス感染症への対応を行う医療機関への支援として、患者を受け入れる入院施設の設備整備、病床確保に対する支援や院内感染対策への支援等を行ってきたところです。 また、国に対して、全国知事会等を通じて、医療機関に対する財政支援等を求めてきたところですが、国の第3次補正予算案において、地域の医療提供体制を維持・確保するための医療機関等への支援として、緊急包括支交代付金の増額や小児科等への診療報酬の引上げ、感染拡大防止等経費補助の拡充など、約2兆円の追加対策等が盛り込まれたところです。 引き続き、様々な機会を捉えて、国に対し、直接的かつ中長期的な財政支援など、医療機関の経営安定化に向けた措置を求めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(宮古市) 1 災害対策について 平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号による被害を踏まえ、一般国道45号、宮古盛岡横断道路及び一般国道340号の「復興道路」及び「復興支援道路」に係る次の事項について要望 (1) 台風第10号及び台風第19号の被害を踏まえ、整備促進に向けた必要な予算を確保すること</p>	<p>一般国道45号をはじめとする復興道路等については、令和2年度当初予算において、必要な予算が確保されており、全線完成するよう国に対し要望しています。 また、宮古盛岡横断道路及び一般国道340号については、東日本大震災津波発災後、県の復興計画において「復興道路、復興支援道路」にそれぞれ位置付け、災害に強い道路ネットワークを目指し、交通あい路の解消や、橋梁耐震補強を推進しており、復旧・復興事業に必要な予算についても、事業が完了するまでの間、支援を継続するよう国に要望しています。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(宮古市) 1 災害対策について 平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号による被害を踏まえ、一般国道45号、宮古盛岡横断道路及び一般国道340号の「復興道路」及び「復興支援道路」に係る次の事項について要望 (2) 宮古盛岡横断道路「箱石～達曽部」間について早期事業化すること。加えて、「道の駅やまびこ館」へのアクセスについて、利便性の向上を図ること</p>	<p>一般国道106号については、宮古盛岡横断道路として、現在、国直轄により3工区で規格の高い道路の整備が進められ、令和2年度は田鎖墓目道路が国直轄により新規事業化になったところです。 箱石から達曽部間についても、事業化に向けた調査を推進するよう、令和3年度政府予算提言・要望等において国に対して強く働きかけているところです。 また、箱石から達曽部間に位置する道の駅(やまびこ館)へのアクセスについても、利便性の向上について検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(宮古市) 2 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について (1) フェリー航路に関する取組強化について 宮古・室蘭フェリー定期航路の早期寄港再開のため、早急に港内の静穏化等、環境整備を行うこと</p>	<p>宮古港の港内の静穏化等、環境整備については、港湾計画の改訂が必要であることから、令和2年度は「宮古港長期構想」の策定や港湾計画の改訂に向けた貨物需要の掘り起こしや課題整理等に取り組むこととしています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(宮古市) 2 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について (2) 耐震強化岸壁整備の事業化について 港湾の災害対応力を十分に発揮するため、地震に強い耐震強化岸壁の整備の事業化を行うこと</p>	<p>耐震強化岸壁については、現在の港湾計画において位置付けられているところですが、令和2年度策定する「宮古港長期構想」において、適切な施設配置を改めて検討しており、事業化については、港湾の利用状況を踏まえながら検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(宮古市) 3 観光の振興について 令和2年7月22日に岩手県北自動車株式会社から浄土ヶ浜遊覧船事業の終了が発表された。多くの市民から存続を望む声が寄せられており、今後広く意見を聴き、関係機関と調整を進めていくこととしている。よって、観光需要再興のため、遊覧船の新造に係る財政支援を要望</p>	<p>市町村等が行う観光施設の整備費用の財源については、過疎対策事業債などの地方債の活用が認められており、一部の地方債においては、元利償還金に交付税措置が講じられているところです。 県としては、新たな遊覧船整備に係る費用の負担軽減に向け、有利な地方債等が活用できるよう支援していくとともに、市町村が地域の実状に応じ、自主的・主体的に課題解決に取り組むための財政措置が講じられるよう、引き続き、国に対して要望していきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>市町村課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(宮古市) 4 岩手県立宮古水産高校への養殖科の新設について 豊かな海とともに暮らすことを望む児童生徒に、養殖漁業を通じた海洋教育により、キャリア教育や生きる力を育む環境を整える必要がある。そのためには、専門的な知識や技術が習得できる高等教育の更なる充実が必要であることから、岩手県立宮古水産高等学校に養殖科を新設することを要望</p>	<p>宮古水産高校海洋生産科(海洋技術科と食品家政科の学科再編により令和元年度設置)では、2年生から船舶運航コース及び食品資源コースのコース制をとっており、食品資源コースでは水産業の6次産業化に対応するため、水産物の生産から加工、流通、販売に関する科目を幅広く学習する中で、栽培漁業(増殖・養殖)等に関する専門分野の基礎的な知識と技術についても教育を行うこととしています。</p> <p>本県の沿岸漁業を支える人材育成は重要な課題と認識しており、令和3年2月に公表した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」(最終案)においても、「地域や地域産業を担う人づくり」等を基本的な考え方とし、産業人材としての確かな基盤を育成できる教育環境を整備することとしています。</p> <p>この考え方に基づき、宮古地域においては、基幹産業である水産業をはじめ、ものづくり産業等に関する専門的な学びを希望する、より多くの生徒が集う学校の整備に向け、宮古水産高校と宮古商工高校をそれぞれ単独で維持しつつ、老朽化が進む両校の校舎及び施設等を同一校地内に集約して、両校の施設の共有化を図る等、一体的な整備を行う案を示したところです。これにより、水産、家庭、商業、工業の各専門分野が連携して学びの充実等を図ることにより、新たな時代をリードする産業人材の育成等を目指すものです。</p> <p>新しい学科の設置については、中学生の進路希望状況、卒業後の進路、地域の産業構造や人材のニーズ及び産業施策の方向性等、様々な観点からの検討が必要であり、多くの課題があるものと認識していますが、栽培漁業を担う人材の育成に向けて、引き続き、現在行われている教育課程の充実に取り組んでいきたいと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(宮古市) 5 養殖事業の推進と財政支援について 近年の漁獲量減少による地域経済悪化の打開策の一つとして、宮古市では海面養殖(宮古トラウトサーモン)、陸上養殖(ホシガレイ)の事業化に向けた実証実験を実施している。養殖事業を地域経済の新たな成長産業と捉え、種苗生産から出荷までの一貫した取組を構築するため、次の事項について要望 (1) 海面養殖養殖事業の本格実施に向けて、漁協の意向を踏まえ、漁業権の変更免許等の柔軟な対応をすること</p>	<p>秋サケなど主要魚種の水揚げが低迷する中で、県ではサケなどの資源回復に取り組むとともに、海洋環境の変化に左右されない魚類養殖など新しい取組を進めていくことが重要と認識しています。このことから、養殖試験の実績を踏まえた上で、漁協等の実施主体の意向等を確認しながら、令和3年度の漁業権の途中免許について検討していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>(宮古市) 5 養殖事業の推進と財政支援について 近年の漁獲量減少による地域経済悪化の打開策の一つとして、宮古市では海面養殖(宮古トラウトサーモン)、陸上養殖(ホシガレイ)の事業化に向けた実証実験を実施している。養殖事業を地域経済の新たな成長産業と捉え、種苗生産から出荷までの一貫した取組を構築するため、次の事項について要望 (2) トラウトサーモンの稚魚飼育のため既存の「さけ・ますふ化場」の有効活用及び既存水産施設の閑散期における養殖事業への有効活用を認めること</p>	<p>さけ・ますふ化場の有効活用や既存水産施設の閑散期における養殖事業への有効活用については、これらの施設は国の補助金により整備した施設であり、目的外の利用については国と協議することとされていることから、漁協からふ化場施設等を活用する意向が示された際には、国と協議の上、その実現に向けて支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(宮古市) 5 養殖事業の推進と財政支援について 近年の漁獲量減少による地域経済悪化の打開策の一つとして、宮古市では海面養殖(宮古トラウトサーモン)、陸上養殖(ホシガレイ)の事業化に向けた実証実験を実施している。養殖事業を地域経済の新たな成長産業と捉え、種苗生産から出荷までの一貫した取組を構築するため、次の事項について要望 (3) 養殖事業の推進強化のため、施設整備、種苗生産等に対する財政支援をすること</p>	<p>養殖事業の推進強化のための施設整備等については、既存の国庫補助事業の活用が可能ですので、今後、国の予算措置状況を確認しながら、市とも相談のうえ、漁協と協議していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>水産振興課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(宮古市) 6 公共交通体系の確保と構築について (1) バス路線の維持確保について ① 地域の実情に応じた柔軟な補助金の創設を行うこと</p>	<p>県では、平成30年度に「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、現在、持続可能な地域公共交通体系の構築に向けて取り組んでいます。 また、令和元年度には、地域内公共交通構築検討会を新たに設置して市町村への支援の在り方等について検討し、その結果を踏まえて、令和2年度から県単補助事業として「補助路線代替交通確保維持事業」を創設し、補助路線から転換した代替交通の確保維持のため、市町村が負担する経費に対して支援することとしたところです。 今後も引き続き、持続的な地域公共交通の維持・確保に向け、取り組んでいきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>交通政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(宮古市) 6 公共交通体系の確保と構築について (1) バス路線の維持確保について ② 被災地特例終了後の新たな財政支援策を講ずること</p>	<p>国に対して国庫補助における被災地特例や激変緩和措置の延長等を要望した結果、令和3年度まで期間が延長される見通しが示されたことから、県単補助においても、「平均乗車密度4人以上」の補助要件を適用しない特例措置を令和3年度まで延長することとしています。</p> <p>併せて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた既存補助路線の維持を図るため、被災地特例等の対象路線以外の路線についても、「平均乗車密度4人以上」の補助要件を適用しない特例措置を講ずることとしています。</p> <p>また、県においては、令和2年度から新たに「補助路線代替交通確保維持事業」を創設し、補助路線から転換した代替交通の確保維持のため、市町村が負担する経費に対して支援しています。</p>	<p>ふるさと 振興部</p>	<p>交通政策 室</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>
<p>(宮古市) 6 公共交通体系の確保と構築について (2) 公共交通としてのタクシーサービスの維持について 近年、人材不足や固定費の圧迫により、運行台数の減少や営業時間の短縮など、サービスの縮小が進んでいるため、タクシーサービスの維持確保に係る補助制度について創設を要望</p>	<p>県でもタクシーは、買い物や通院等に関わる地域密着型サービスとして、重要であると認識しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響下にあつては、県でもタクシー事業者からの要望を受け、公共交通機関が安全かつ安定した運行を維持できるよう、タクシー事業者を含む公共交通事業者に対して運行を支援するための交付金を交付したところです。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策についても、公共交通事業者が行う感染防止対策に要する経費に対して補助を行っているところです。</p> <p>今後も、地域公共交通の維持・確保が図られるよう、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえながら、引き続き、必要な支援を検討していきます。</p>	<p>ふるさと 振興部</p>	<p>交通政策 室</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(宮古市) 7 再生可能エネルギーの電力系統への連系可能量拡大について 国が進める再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、再生可能エネルギーの連系可能量を拡大するため次の事項を要望 (1) 国の主導により送電網の積極的な増強策を進めること</p>	<p>再生可能エネルギーの導入促進を図るためには、送電網の強化が不可欠であることから、これまでも機会を捉えて国に対し要望を行っており、今後も要望を継続していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>(宮古市) 7 再生可能エネルギーの電力系統への連系可能量拡大について 国が進める再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、再生可能エネルギーの連系可能量を拡大するため次の事項を要望 (2) 一定の条件下で既存系統との連携を認める「日本版コネク&マネージ」を早急に推進すること</p>	<p>現在、国においては、混雑時の出力抑制など、一定の条件下で接続を認める「日本版コネク&マネージ」の具体化に向けた取組が進められています。 県においては、このような取組の効果を注視しつつ、市町村や事業者等の意見を踏まえながら、引き続き国に対し、送配電網の強化を働きかけるなどの取組を進めていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(宮古市) 8 新型コロナウイルス感染症対策に係る自治体負担に対する適切な財政措置について (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の大幅増額及び経済が回復するまでの切れ目ない支援を図ること</p>	<p>県では、市町村も含めた地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の積み増し等を国に要望してきたところであり、先般、国の第3次補正予算において、同交付金が1.5兆円増額され、累計で県分が約274億円、県内市町村分が約334億円、計608億円確保されたところです。 今後とも全国知事会等と連携しながら、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の十分な額の確保等について、必要に応じ、国に働きかけていきます。 また、経済的な打撃を受けた県民の皆様に対しては、生活資金の貸付や住居確保のための給付金など、生活の下支えに引き続き取り組んでいきます 事業者に対しては、資金繰り支援等の直接的な支援を講じ、併せて地元消費を中心とした消費喚起に市町村と連携して取り組み、地域経済の回復を図っていきます。</p>	政策企画部	政策企画課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>感染拡大傾向を踏まえ、各都道府県でこれ以上の感染拡大を食い止めるよう取り組んでいるところであり、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部が令和2年11月5日に行った「新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言」においては、交付金の増額及び弾力的運用並びに令和3年度以降の継続について国に求めているところであり、さらに県が令和2年11月17日に行った「新型コロナウイルス感染症対策及び令和3年度政府予算等に関する提言・要望」においても同様の趣旨の要望を行ったところです。 この結果、令和2年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、国の第3次補正予算における交付金の拡充(1.5兆円)が盛り込まれ、令和3年2月2日には第3次補正予算に係る地方単独事業分について交付限度額の通知があったところです。 また県では、より現場に近い市町村が、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、令和2年度一般会計補正予算(第4号)において、総額20億円の「新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助」を創設したところです。 今後においても、市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に即した施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。</p>	ふるさと振興部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(宮古市) 8 新型コロナウイルス感染症対策に係る自治体負担に対する適切な財政措置について (2) 地方交付税の配分前倒しを行うこと</p>	<p>自治体の資金不足への対応については、当面の資金繰り支援として、地方税の徴収猶予に伴う減収に対して資金手当てのための地方債の発行が可能とされたほか、地方債の早期発行を可能とするため9月臨時協議が実施されたところです。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>市町村課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(宮古市) 8 新型コロナウイルス感染症対策に係る自治体負担に対する適切な財政措置について (3) 減収補てん債の対象税目を拡充すること</p>	<p>減収補填債については、国に対し、全国知事会を通じ、地方消費税などの対象税目の追加を要望しており、国からは、令和2年度の地方消費税や軽油引取税など7税目について、対象税目に追加されるなどの措置が講じられたところです。 今後も、安定的な財政運営が可能となるよう、税収等の動向を踏まえ、国に要望していきます。</p>	<p>総務部</p>	<p>財政課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(久慈市) 1 久慈港の整備促進について (1) 久慈港湾口防波堤の整備促進 ① 令和10年度完成に向けた着実な整備を国に求めること 北堤2,700m(概成1,475m)、南堤1,100m(概成1,100m)</p>	<p>久慈港湾口防波堤は、地域の安全確保や産業振興の基盤として重要な施設であり、また、久慈港湾口防波堤の完成を前提とした久慈市街の復興まちづくりが進められていることから、県では、国に対して整備促進を強く要望してきたところです。 また、令和2年6月10日に知事が国へ提出した「東日本大震災津波等からの復興と地方創生の推進に当たっての提言・要望書」の中でも久慈港湾口防波堤の整備促進を要望しており、今後も引き続き機会を捉えて国へ強く要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市)</p> <p>1 久慈港の整備促進について</p> <p>(1) 久慈港湾口防波堤の整備促進</p> <p>② 県費負担に係る財源を確保すること</p>	<p>久慈港湾口防波堤整備に要する県費負担については、東日本大震災津波以降、震災復興特別交付税の措置により実質的に全額国費で事業が進捗されましたが、平成28年度からは地方負担が生じています。</p> <p>久慈港湾口防波堤は久慈市街地における津波被害の軽減や久慈港の利用向上に欠かせない重要施設であることから、令和2年度当初予算において予算措置したところであり、今後も整備促進に向けて財源確保に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(久慈市)</p> <p>1 久慈港の整備促進について</p> <p>(2) 久慈港における埋立計画(諏訪下地区、半崎地区)を推進</p>	<p>久慈港諏訪下地区及び半崎地区の埋立については、昭和60年に策定した港湾計画に基づき、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物量の推移、企業立地の動向等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(久慈市)</p> <p>1 久慈港の整備促進について</p> <p>(3) 県営上屋、照明設備、舗装等の新たな港湾施設・設備の整備</p>	<p>野積場の舗装については、珪石の取扱増加を見込み、平成30年度に一部実施しており、そのほかの部分の舗装については、取扱貨物量の推移等を見極めながら必要に応じて検討していきます。</p> <p>県営上屋、照明設備の整備については、港湾施設の利用状況や取扱貨物量の推移等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 1 久慈港の整備促進について (4) 港湾施設利用料の低減や利用奨励制度の創設など、貨物取扱量の増加に向けた対策</p>	<p>久慈港の取扱貨物量は、東日本大震災津波により減少したものの、珪石の取扱量増加やヤシ殻の取扱等により回復し、現在は震災津波前を上回る水準となっています。 港湾施設使用料については、状況に応じて減免措置を実施しているところ です。 また、利用奨励制度の創設については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等も踏まえ、取扱貨物量の増加による県内への経済波及効果や税収効果の増大が十分かつ確実に見込まれる制度とし、かつ、各港湾における制度上の均衡を確保する必要もあることから、その効果や県と各港湾所在市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。 引き続き、県、市及び港湾関係者と連携してポートセールスを展開し、取扱貨物の掘り起こしに取り組んでいきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(久慈市) 1 久慈港の整備促進について (5) 湾口防波堤の完成後の静穏海域を活用した水産業及び観光開発等の産業の創出について支援</p>	<p>県では、港湾の利活用による水産業や観光産業の振興が、地域経済の活性化及び雇用の維持・創出に寄与するものと認識しており、いわて県民計画や岩手県港湾利用促進プランに基づき、港湾を活用した産業振興やクルーズ船の誘致等による観光振興を進めることとしています。 具体的には、港湾所在市町と連携し、都内でいわてポートフォーラムを開催しているほか、久慈みなと・さかなまつりなど久慈港周辺の賑わい創出事業の観光ガイドブックやSNS等による情報発信、ギンザケ養殖試験について、市と連携した技術や漁場利用に関する指導など、久慈港の利活用促進を図っているところ です。 今後は、湾口防波堤の完成を見据えて、市と意見交換しながら、久慈港の利活用の促進に取り組んでいきます。</p>	<p>商工労働観光部 農林水産部 県土整備部</p>	<p>観光・プロモーション室 水産振興課 港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 2 再生可能エネルギーの推進について (1) 太陽光や風力(陸上・洋上)による発電、波力発電等の多様な再生可能エネルギー導入・検討に対する支援</p>	<p>県としては、浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業が確実に進捗するよう、調査に必要な認可手続き等において側面支援を実施していくこととしています。 また、国において、洋上風力発電設備等の一般海域占有に係る統一的なルールを定める「海洋再生可能エネルギー発電整備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(再エネ海域利用法)」が平成31年4月1日付で施行されたことから、同法による海域の指定に向けて、久慈市と連携して国への働きかけを行っていきます。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、知事を本部長とする岩手県地球温暖化対策推進本部を設置し、再生可能エネルギーの導入拡大による地域の振興や防災拠点への再生可能エネルギー導入促進に取り組んでいるところです。 風力発電(陸上・洋上)、波力発電等の多様な再生可能エネルギー導入・検討に対する支援については、設備導入に対する県単融資制度、事業化検討のための導入支援マップや支援情報の県ホームページでの提供、普及啓発や機運醸成に向けたセミナーや勉強会の開催などを実施しており、今後とも再生可能エネルギーの導入に向けた取組を進めていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 2 再生可能エネルギーの推進について (2) 大規模発電所の系統連系に必要な送電網強化に向けた取組みの推進</p>	<p>県では、本県の恵まれた再生可能エネルギーの活用を促進するためには、送電網の増強支援と接続費用の地域間格差解消に向けた施策の展開が必要であると認識しています。 このため国に対し、電力系統の接続可能量拡大に向けた送配電網増強施策等の展開に関する提言・要望を行っており、令和2年度も6月に実施したところです。 具体的には、 ・一定の条件付きでの連系を認める制度「日本版コネクト&マネージ」の推進を図ること。 ・東北北部エリアの基幹系統の増強に向け、電源接続案件募集プロセスの早期完了と基幹系統増強工事の工期短縮を図ること。 ・電力系統への接続費用の地域間格差解消に向けた施策を展開すること。 などについて提言・要望しており、県として国などによる取組の効果を注視し、市町村や事業者等の意見を踏まえ、引き続き、国に対して働きかけを行っていきます。</p>	<p>環境生活部</p>	<p>環境生活企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(久慈市) 3 久慈病院の医師等の確保について (1) 医師の増員及び偏在の是正、勤務医の待遇改善など、効果的な医師確保対策を講じること</p>	<p>県立久慈病院の常勤医師の確保については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、関係大学の医局においても医師の絶対数が不足していることから、厳しい状況が続いています。</p> <p>そうした中で、奨学金養成医師の配置に当たって、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への優先配置に取り組んでいるところであり、令和2年度は84名の養成医師のうち、久慈保健医療圏に9名、このうち8名を久慈病院に配置するとともに、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和元年度に臨床研修を開始した奨学金養成医師から、沿岸地域等での勤務を必須化し、取組の強化を図っているところです。</p> <p>勤務医の待遇改善については、令和元年度から医師事務作業補助者(医療クレーク)の段階的な増員に取り組んでおり、久慈病院には1月現在23名を配置し、医師の負担軽減を図ることにより勤務環境の改善を進め、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。</p> <p>県では、引き続き、関係大学等を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘、臨床研修医の積極的な受入や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援 推進室	B 実現 に努力し ているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 3 久慈病院の医師等の確保について (2) ハイリスク分娩についても久慈病院で対応できるよう、周産期医療体制の充実強化策を講じること</p>	<p>県では、県内に4つの周産期医療圏を設定し、周産期母子医療センター、分娩取扱医療機関及び市町村の間で、妊産婦等の情報を共有する周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」による連携強化に努めています。</p> <p>また、分娩取扱医療機関がない市町村において新たに施設を開設又は分娩を再開する場合、国庫補助対象外の設備整備に係る経費について県単独で補助を行っているほか、妊産婦の緊急搬送時に産科医等が胎児及び妊婦の状況を迅速かつ正確に把握し、安全・安心な出産を支援する、モバイル型妊婦胎児遠隔モニター整備費補助事業に取り組んでいます。</p> <p>さらに、令和元年度から実施している県北広域振興局管内の市町村を対象とする妊産婦の健診に係る交通費支援事業に加え、令和2年度から全県を対象に、ハイリスク妊産婦の周産期母子医療センターでの健診に係る交通費、宿泊費を支援する事業を市町村との連携により開始したところです。</p> <p>久慈病院では、二戸病院の産婦人科医師の応援を得て診療しており、ハイリスク分娩に対応した診療体制とすることは難しい現状にあることから、県としては、県内医療機関の機能分担と連携による分娩リスクに応じた医療提供体制の整備を総合的に推進しながら、周産期母子医療体制の充実・強化に努めていきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 3 久慈病院の医師等の確保について (3) 看護師の待遇改善のほか、看護師の養成及び確保対策を講じること</p>	<p>看護師の待遇改善については、夜勤専従制度を始めとする多様な勤務形態の導入等によるワークライフバランスの向上、看護補助者の夜勤導入など看護師業務の他職種への移管や業務の共同化、いわゆるタスクシフティング、タスクシェアリングの推進による業務負担軽減、休暇の取得促進など、総合的な勤務環境の改善を進め、魅力のある働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。</p> <p>さらに、看護師養成校への訪問や就職セミナーの開催、SNS等を活用した情報発信の強化に取り組んでいるほか、職員採用選考試験において、看護師の受験資格年齢の上限の引上げや、試験を複数回実施するなど、志願者が受験しやすい環境整備を行ったところであり、今後とも様々な取組により看護師確保に努めていきます。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの
<p>(久慈市) 3 久慈病院の医師等の確保について (4) 感染症に係る検査・医療体制を強化すること</p>	<p>久慈病院は、第二種感染症指定医療機関の指定を受けており、それに伴う医療提供体制の維持に努めています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る検査については、従来の岩手県環境保健研究センターにおける検査に加えて、院内において短時間で判定できるLAMP法機器及び検査キットを導入し、検査体制の強化を図ったところです。</p> <p>県としては引き続き、感染症の状況を踏まえた医療体制・検査体制の維持、確保に努めていきます。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 4 復興支援道路等の整備促進について (1) 復興支援道路の改良整備 ① 国道281号の改良整備 ・重要物流道路への指定 ・平庭峠、案内～戸呂町口間の抜本的改良整備 ・大川目地区(森、生出町歩道)、川貫地区の歩道整備・川貫地区～国道45号へ接続するバイパス整備</p>	<p>(重要物流道路への指定) 国土交通省では、平成30年3月の道路法改正において、国土交通大臣が物流上重要な道路網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車(40ft背高)の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設しました。 平成31年4月1日及び令和2年4月1日には、まず供用中の高規格幹線道路、直轄国道を中心に重要物流道路の指定が行われたところですが、今後、各地域において策定する新たな広域道路交通ビジョン・計画を踏まえ、事業中や計画中の路線を含めて重要物流道路の指定が行われる予定となっています。 県としては、県内の地域高規格道路や基幹となる補助国道等を重要物流道路として追加指定することや、指定された重要物流道路と代替・補完路の機能強化や重点整備について、国に強く働きかけていきます。(B) (平庭峠、案内～戸呂町口間の抜本的改良整備) 平庭峠については、これまで整備に向けた各種調査を進めてきましたが、多額の事業費を要する大規模事業であり、道路事業をはじめとする公共事業は厳しい財政環境にあることから、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 案内工区から東側1.0kmの区間について、令和2年度から現地測量・設計に着手しました。(A) (大川目地区(森、生出町歩道)、川貫地区の歩道整備) 歩道設置については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性を考慮しながら整備を進めている状況です。 森地区の歩道整備については、約0.8km区間の整備に平成22年度から事業着手し、現在工事を進めているところであり、令和3年度の完成を予定しています。(A) 森地区の残り区間、生出町地区及び川貫地区については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) (川貫地区～国道45号へ接続するバイパス整備) 川貫地区から国道45号へ接続する一般国道281号の久慈市街地のバイパスについては、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課・道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 4 復興支援道路等の整備促進について (1) 復興支援道路の改良整備 ② 主要地方道久慈岩泉線の改良整備 ・車道及び歩道の幅員狭小個所の拡幅整備</p>	<p>御要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課・道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(久慈市) 4 復興支援道路等の整備促進について (1) 復興支援道路の改良整備 ③ 主要地方道戸呂町軽米線の改良整備</p>	<p>早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課・道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(久慈市) 4 復興支援道路等の整備促進について (1) 復興支援道路の改良整備 ④ 国道395号の改良整備(特に通学路区間の歩道整備)</p>	<p>国道395号については、阿子木地区において令和3年度、現地測量及び設計に着手する予定です。(A) その他の区間は、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。 歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性を考慮しながら整備を進めているところであり、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課・道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 4 復興支援道路等の整備促進について (2) 復興関連道路の改良整備 ① 主要地方道野田山形線の改良整備 ・関～平庭峠の改良整備及び冬季閉鎖の解除による通年通行 ・白石峠～野田村の改良整備</p>	<p>(関～平庭峠の改良整備及び冬季閉鎖の解除による通年通行) 関～平庭峠については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。 また、当該区間については、道路幅が狭く、急勾配となっているほか、積雪量が多く、なだれの危険性があることなどから、冬期間における安全な通行の確保が困難と判断している区間であり、例年、11月から翌年春までの期間を冬期通行止めとしています。 (白石峠～野田村の改良整備) 白石峠～野田村については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課・道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(久慈市) 4 復興支援道路等の整備促進について (2) 復興関連道路の改良整備 ② 一般県道野田長内線の改良整備</p>	<p>久慈市より平成29年度「あまちゃん街道」の愛称命名が行われた区間の一部である、小袖～大尻地区については、平成22年度に事業着手し、地域の実情にあった1.5車線の道路整備を行っており、令和2年度末の事業完了を目指し、工事を進めています。(A) その他の区間については、早期の改良整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。 なお、道路利用者の安全な通行確保するため、道路法面の落石対策を進めており、宇部地区においては、7箇所に待避所を設置したところです。(B)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 5 道路・橋梁等の維持管理・更新に対する支援 (1) 道路・橋梁等の老朽化に伴う維持修繕、更新に対する補助及び地方債による財政支援の拡充を国に要望</p>	<p>橋梁等の道路ストックの増加に伴い、老朽化対策等の維持管理費の確保は全国的な課題と認識しており、本県においても、厳しい財政状況の中、防災・安全交付金や道路メンテナンス事業補助等を活用して老朽化対策に取り組んでいるところです。 県が実施した令和3年度政府予算要望においては、市町村を含めた道路等の維持管理に必要な予算の確保を国に要望したところであり、今後とも、様々な機会を捉えて国に強く働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの
<p>(久慈市) 5 道路・橋梁等の維持管理・更新に対する支援 (2) 道路・橋梁等の老朽化に伴う維持修繕、更新に対する県独自の嵩上げ補助などの財政支援を講じること</p>	<p>橋梁等の道路ストックの増加に伴い、老朽化対策等の維持管理費の確保は全国的な課題と認識しており、本県においても、厳しい財政状況の中、防災・安全交付金や道路メンテナンス事業補助等を活用して老朽化対策に取り組んでいるところです。 このため、県からの直接的な財政支援は困難ですが、県が実施した令和3年度政府予算要望においては、市町村を含めた道路等の維持管理に必要な予算の確保を国に要望したところであり、今後とも、様々な機会を捉えて国に強く働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 6 河川の整備促進について (1) 久慈川、長内川の堤防未整備区間の築堤(大成橋上流右岸、幸橋下流右岸)をすること</p>	<p>大成橋上流右岸の堤防未整備区間については、平成30年度から令和元年度にかけて測量及び概略設計を実施しており、令和2年度は河川区域内の民有地の所在、並びに土地所有者の確認のための用地測量を実施することとしています。</p> <p>なお、治水対策を進める上で、堤防未整備区間には一部民地があることから用地補償の御協力をいただきながら築堤を進めることとなります。(B) 長内川の幸橋下流右岸については、当該箇所土地利用状況及び県全体の治水対策の中で事業化の時期を検討していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(久慈市) 6 河川の整備促進について (2) 小屋畑川の改修を早急に進めること</p>	<p>平成18年10月の洪水に対する再度被災防止を図るため、長内川合流点付近について特殊提工事を平成21年度から平成26年度までに施工しています。</p> <p>しかし、平成28年8月の台風第10号災害及び令和元年10月の台風第19号災害時には、長内地区で広範囲において浸水被害を受けていることから、令和2年度に大規模公共事業事前評価を実施し、令和3年度に再度災害を防止するための河川改修事業に新規着手する予定です。</p> <p>なお、緊急的な対応として、台風第19号時に堆積した河道内の土砂について長内川合流点から延長600mの区間(上長内橋まで)の除去を令和元年度から令和2年度にかけて実施しました。令和2年度も引き続き上流区間(上長内橋から松柏園付近までの約1,500m)について河道内土砂の除去を実施しているところです。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 6 河川の整備促進について (3) 久慈川、長内川及び夏井川の定期的な河道掘削及び流木対策など適切な維持管理をすること</p>	<p>平成28年8月の台風第10号による出水以降、堆積土砂や立木により河川内の障害物が多い箇所を優先的に対策し、河道内の流下能力確保に努めています。</p> <p>久慈川及び長内川については、平成29年度に河川内民地の分布を調査した結果を踏まえ、民地を除いた河川内用地部分の河道掘削を平成30年度から計画的に進めています。</p> <p>また、夏井川についても河道掘削及び立木除去を平成29年度から計画的に進めています。</p> <p>平成30年度より、国土強靱化のための3か年緊急対策にかかる国の予算措置があり、それらの予算を活用しながら更に進捗を図ることとしています。</p> <p>今後も、防災・減災の観点から対策に必要な予算を確保し、対応が必要な箇所について、計画的に河川の障害物除去の対応を進めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(久慈市) 6 河川の整備促進について (4) 沢川の出水時の排水対策(強制排水)を早急に講じること</p>	<p>沢川と久慈川の合流付近の排水対策について、令和2年度に公共事業事前評価を実施し、令和3年度に抜本的な浸水対策事業に新規着手する予定です。</p> <p>なお、緊急的な対応として、河道内に堆積した土砂の除去を令和元年度から令和2年度にかけて実施しました。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(久慈市) 6 河川の整備促進について (5) 水辺空間を創出すること</p>	<p>水辺空間の創出は、自然環境の保全や水に親しむ場として重要なものと考えており、これまでに久慈川及び長内川で河川公園の整備を行いました。地元河川愛護団体においても、水生生物調査や川に親しむイベントを開催するなど河川を活用した催しを行っており、一定の成果を挙げているものと考えています。 更なる水辺空間の整備の要望については、市当局を含めた関係機関等と情報収集や意見交換を行いながら対応を検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(久慈市) 6 河川の整備促進について (6) 遠別川、日野沢川、瀬月内川及び川又川の河川改良を促進すること</p>	<p>遠別川(とうべつがわ)、日野沢川(ひのさわがわ)、瀬月内川、川又川の各河川は、平成28年8月の台風第10号災害により被災した河川管理施設について、令和元年度までに全て完了済みとなっています。 各河川の抜本的な改良については、周辺の土地利用状況を踏まえ、県全体の整備計画の中で緊急性や重要性を勘案しながら検討していきたいと考えています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(久慈市) 6 河川の整備促進について (7) 久慈川の洪水対策として、流木対策を講じること</p>	<p>久慈川の流木対策として、平成29年度から計画的に支障となる立木の除去を実施しているところであり、令和元年度は大川目地区において流木撤去を実施しました。 引き続き必要な予算の確保に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(二戸市)</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(1) これから冬期間を迎えるにあたり、インフルエンザの流行時期と重なる中で、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されることから、検査体制及び宿泊療養施設・病床を拡充するなど対策を強化すること</p>	<p>【検査体制の拡充】</p> <p>県では、国が示した計算式により、本県の季節性インフルエンザのピーク時の1日当たり需要数から試算し、診療・検査医療機関を県全体で217医療機関の指定を目指してきたところであり、令和3年1月末時点において9医療圏で299機関の指定が完了したところです。</p> <p>その指定に当たっては、医師会や地域の医療機関等と十分に協議を行い、地域バランス等を含め、各地域の実情に応じた診療・検査体制を踏まえ、整備を行っているものであり、更なる検査体制の充実のため、指定に向けた調整を進めているところです。(B)</p> <p>【宿泊療養施設】</p> <p>県では、季節性インフルエンザの流行に備え、発熱患者の診療や検査を実施する診療・検査医療機関について、計画以上の医療機関を指定しています。</p> <p>また、軽症者等の宿泊療養施設を県内の複数の施設で381室確保しているほか、病床についても患者発生フェーズに応じて、拡充していくこととしています。(A)</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>医療政策室、保健福祉企画室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(二戸市)</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(2) 地域経済対策の充実について</p> <p>① 中小企業等の経営安定化を図るため、資金融資等の支援の継続及び充実を図ること</p>	<p>県では、国の財源を活用して実施している3年間無利子の県の融資制度について、国に対し、利子補給期間の延長等、更なる制度の拡充を講じるよう全国知事会を通じ緊急提言を行ったところであり、県単独でも同様の趣旨を盛り込んだ緊急要望書を提出したところです。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症に対応した2つの融資制度については、年度末に向けた事業者の資金需要の増加を見据え、令和2年度一般会計補正予算(第6号)により、両資金の融資枠を大幅に拡大し、取扱期間を令和3年3月31日まで延長したところです。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症対策資金は、国が創設する新しい信用保証制度に対応するよう制度を拡充したうえで、令和3年度も取扱いを継続することとしており、引き続き、事業者が円滑に資金調達できるよう支援していくこととしています。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>経営支援 課</p>	<p>A 提言 の趣旨に 沿って措 置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(二戸市)</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(2) 地域経済対策の充実について</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症収束後は、地域経済を活性化させるために積極的な消費喚起等の対策を講じること</p>	<p>県はこれまで、中小企業者の感染症対策の取組への助成などを通じ感染症対策を徹底しながら、独自の取組として「買うなら岩手のもの運動」や「泊まるなら岩手の宿運動」などによる消費喚起に取り組んできたところです。</p> <p>また、国に対しては、事業の継続や雇用の維持に必要な経済対策の継続的な実施について要望しているほか、全国知事会を通じ、緊急事態宣言により影響を受ける事業者の支援として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GoToトラベル事業の段階的な再開など感染状況に応じた適切かつ弾力的な運用、 ・ GoToイート事業の運用に関する適時適切な周知や加盟店への早期の代金振込などについて働きかけてきました。 <p>令和3年度は、県産品の消費を拡大する「買うなら岩手のもの運動」を引き続き実施するほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工指導団体、産業支援機関等と連携した支援体制を構築し、中小企業者における新しい生活様式に対応したビジネスモデルの構築 ・ 県内中小企業者に対するIoTやAI等を活用したビジネスモデルの転換や生産技術の高度化支援、人材育成 <p>などにより、コロナ禍に対応し、足腰の強い産業構造への転換を図るための本業支援に取り組んでいきます。</p> <p>特に観光に関しては、令和3年4月から9月まで展開する東北デスティネーションキャンペーンに向け、地域が主体となった観光資源の更なる磨き上げの支援や、旅行会社への売り込み活動による旅行商品の造成促進、個人観光客への情報発信、地元のおもてなし機運醸成に取り組んでいるところですが、4月からは、プロモーションを一層強化し、当該キャンペーンを契機とする誘客拡大を強力で推進することとしています。</p> <p>さらに、新たな観光需要を取り込むため、付加価値の高い旅行商品の造成のほか、ワーケーション、プレジャーなどの新たな取組等も展開し、観光関連産業の回復を図るとともに、将来の持続可能な観光に繋げていきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>観光・プロモーション室 /経営支援課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(二戸市)</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(3) 地方自治体が実情に合わせた対策を継続的かつ主体的に進めていくため、来年度以降の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による財政支援を講じること</p>	<p>感染拡大傾向を踏まえ、各都道府県でこれ以上の感染拡大を食い止めるよう取り組んでいるところであり、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部が令和2年11月5日に行った「新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言」においては、交付金の増額及び弾力的運用並びに令和3年度以降の継続について国に求めているところであり、さらに県が令和2年11月17日に行った「新型コロナウイルス感染症対策及び令和3年度政府予算等に関する提言・要望」においても同様の趣旨の要望を行ったところです。</p> <p>この結果、令和2年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、国の第3次補正予算における交付金の拡充(1.5兆円)が盛り込まれ、令和3年2月2日には第3次補正予算に係る地方単独事業分について交付限度額の通知があったところです。</p> <p>また県では、より現場に近い市町村が、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、令和2年度一般会計補正予算(第4号)において、総額20億円の「新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助」を創設したところです。</p> <p>今後においても、市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に即した施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。</p>	<p>ふるさと 振興部</p>	<p>地域振興 室</p>	<p>B 実現 に努力し ているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(二戸市) 2 県北振興の着実な推進について (1) 日本遺産認定に伴う地域活性化を目的とした「北海道・北東北の縄文遺跡群」や「日本遺産」などの資源を生かした観光ルートを構築すること</p>	<p>「北海道・北東北の縄文遺跡群」の御所野遺跡については、県北地域の観光資源として重要であると認識しており、これまでも国内外への情報発信を行うとともに、平泉や橋野鉄鉱山等の優れた文化遺産をつなぐ広域ルート構築に向けてバスツアー商品の造成支援を行うなど、誘客拡大に取り組んできたところです。</p> <p>また、日本遺産に認定された漆文化について、浄法寺塗などの伝統工芸品、日本酒、雑穀、果実など豊富な観光資源を活かしながら、広く周遊するルートを構築し、周遊・滞在型観光につなげてきたところです。</p> <p>今後も、世界遺産を核とした「歴史・文化」をテーマとする広域周遊や、県北圏域の優れた観光資源との組み合わせによる滞在型観光の促進を図り、国内外の観光客の誘客拡大に取り組んでいきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>観光・プロモーション室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(二戸市) 2 県北振興の着実な推進について (2) 地域の特徴を生かした産業振興について ① 漆苗木生産の省力化に向けた機械化及び実地研究に対する支援</p>	<p>国宝をはじめ、天台寺などの重要文化財の修繕で、国産漆の需要が高まり漆の増産が必要であることから、県北広域振興局二戸農林振興センター林務室では、漆の苗木生産マニュアルを作成するとともに、地元の森林組合と苗木生産の研修会などを実施している。</p> <p>また、いわて漆振興実務者連携会議を通じて岩手大学などと連携し、発芽率の高い漆苗木生産方法や機械化などについての研究を支援していきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>産業経済交流課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(二戸市) 2 県北振興の着実な推進について (2) 地域の特徴を生かした産業振興について ② 食やアパレルなど産業の技術力向上及び人材育成の取組の推進</p>	<p>県北地区の食と工芸や伝統文化を組み合わせる「テロワール」を推進するための専門家派遣や、支援が必要な事業者への産業創造アドバイザーの派遣に加え、フード・コミュニケーション・プロジェクト岩手ランチによるセミナーなどの開催により、食産業の技術力向上や人材育成を図っています。</p> <p>また、アパレル産業については学校法人文化学園と連携し、専門家による縫製技術指導を実施するとともに、県北広域振興局では「北いわて仕立て屋女子会」などによる北いわて縫製業を担う人材育成、技術継承を推進しています。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>産業経済 交流課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(二戸市) 2 県北振興の着実な推進について (2) 地域の特徴を生かした産業振興について ③ 中山間地に特化したスマート農業の推進と農業振興に向けた次世代人材育成の強化を図ること</p>	<p>県では、北いわて地域の気象条件や土地条件に適応したスマート農業技術を確立して普及促進を図るため、北いわてスマート農業プラットフォーム創造事業費により、令和2年度、県農業研究センター県北農業研究所に環境制御型園芸温室と農業機械の高精度な自動操舵を可能とするRTK基地局を整備しています。</p> <p>令和3年度は、この研究基盤を活用し、北いわて型スマート農業技術の開発や現地実証に取り組むとともに、産学官プラットフォーム「北いわてスマート農業サロン」を通じ、農業者の方々に広く情報提供するなど、県北地域農業の実情に即したスマート農業技術の早期普及に向け、積極的に取り組んでいきます。</p> <p>また、県北地域の次世代を担う新規就農者等の担い手を確保・育成するため、未来を育む県北農業ステップアップ事業費により、農業大学校等で実施する研修を県北農業研究所で遠隔受講できる体制を整備したほか、県北地域に適応した農業研修の充実を図っています。</p>	<p>農林水産 部</p>	<p>農業普及 技術課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(二戸市) 3 高等学校教育の充実について (1) 県立福岡工業高等学校は、今後においても、深い学びと、きめ細かな指導による専門校として魅力ある学校を継続できるよう、専門校として単独校で存続すること</p>	<p>令和3年2月に公表した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」(最終案)では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としており、地域の社会情勢や産業振興の動向等を踏まえながら、地域の学校をできる限り維持し、多様な分野の学びも確保することとしています。</p> <p>他方で、生徒数が減少する中にあることは、教育の質の保証や、生徒にとってより良い教育環境の確保等に課題が残ることが懸念され、福岡工業高校と一戸高校も同様であるものと捉えています。</p> <p>二戸地域においては、高い技術力を有するものづくり産業等が集積されており、地域産業を担う人材の育成とともに、高齢化社会に対応した介護福祉人材の育成も求められている現状にあり、早期に専門教育を集約し、二戸地域における専門教育を担う魅力ある学校をつくるべき等の意見も寄せられています。</p> <p>以上のことから、地域の将来を見据え、各専門分野に関する特色ある学科等の機能を維持しながら、二戸ブロックの専門教育の拠点となる学校を新たに設置することで、専門的な学びを希望するより多くの生徒が集う教育環境を整備し、地域を支える人材の増加に繋げていくため、両校の統合を計画したものです。</p> <p>今後とも、地域との意見交換を丁寧に行いながら、地域や地域産業を担う人材育成等に向けた教育環境の整備に取り組んでいきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校調整課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(二戸市) 3 高等学校教育の充実について (2) 県立福岡高等学校は、県北地域における高等学校教育の中心校として魅力ある学校づくりの一環として、校舎の全面改築を行うこと</p>	<p>県立学校施設の多くは、昭和40年代から昭和50年代にかけて生徒の増加に対応して整備されており、老朽化が進む中で、一斉に改築・改修の時期を迎え、施設整備の需要が増大していくことになります。 これまでは、災害復旧や耐震化整備事業を優先的に進めてきたところですが、今後は、施設の状況等を踏まえつつ、安全を確保し、質の高い教育活動を支えられるよう、計画的に整備を進めていきます。 また、必要な財源の確保が重要な課題となっており、引き続き、国に対して、公立高等学校施設の老朽化対応事業を国庫補助対象とするよう要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>(八幡平市) 1 企業立地促進奨励事業費補助金の対象の拡充について (1) 固定資産投資額としてソフトウェアなど償却資産として位置付けられる無形固定資産も対象とするよう要望</p>	<p>企業立地促進奨励事業費補助金については、県・市町村における税源涵養の観点から、不動産取得税や固定資産税等の対象となるような相当規模の設備投資を補助要件としているところです。 今後、DXの推進や5G等による情報通信技術の高度化に伴い、あらゆる産業においてITツールの活用等が想定されることから、県としては、他県の状況を参考としつつ、産業動向や企業ニーズ、市町村の意向等を踏まえ、よりよい支援策について研究していきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(八幡平市) 1 企業立地促進奨励事業費補助金の対象の拡充について (2) 当市の補助では、当市内で創業した企業も対象としているが、県の補助では、当該市町村内で創業した企業は対象外となっていることから、地場産業も対象とするよう要望</p>	<p>企業立地促進奨励事業費補助金は、企業立地により地域経済の活性化及び雇用の拡大等を図ることを目的として、域外からの誘致を促進しようとするものであり、限られた財源の中で、地場企業や起業についても補助対象とすることは、現時点では難しい状況にあります。 県としては、補助制度を含めた支援の在り方について、産業動向や企業ニーズ、市町村の意向等を踏まえ、よりよい方策を不断に研究していきます。 なお、県では「特定区域における産業の活性化に関する条例」において、地場企業・誘致企業の別を問わず、不動産取得税及び事業税の減税措置を設けています。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>ものづくり自動車産業振興室</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(八幡平市) 1 企業立地促進奨励事業費補助金の対象の拡充について (3) 増設に関して、雇用者数要件の引下げを要望</p>	<p>企業立地促進奨励事業費補助金については、他県との競争力の比較、業界や産業動向、地域の事情等を勘案して不断の見直しを行っているところで、 本補助金における増設の際の雇用者数要件につきましても、県内他地域の状況、雇用情勢等を勘案しながら、今後とも必要に応じて研究していきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>ものづくり自動車産業振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(八幡平市) 2 八幡平黒谷地湿原コース木道の早期整備について 八幡平黒谷地湿原の登山コースに設置されている木道は、経年劣化による腐食や雪害が原因で破損箇所が多く発見されており、登山者にとって危険な木道となっている。 また、木道の破損により、湿原への踏み込みも発生していることから、植生への影響も心配される。については、県に対し、登山者の安全確保や植生への影響面から早期の八幡平黒谷地湿原コース木道の更新整備及び案内看板の再設置を要望</p>	<p>八幡平黒谷地湿原コースの木道の破損等に係る再整備については、令和2年度からの自然環境整備計画(令和2年度～6年度)に位置付けたところであり、今後、県管理施設の計画的な修繕に努めるとともに、整備に要する費用について、国に対し十分な予算を確保するよう要望していきます。 また、自然公園保護管理員によるパトロールなどにより、危険箇所等の把握に努め、登山者に対する周知や安全対策を講じていきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>(八幡平市) 3 市道鴨志田線外の整備支援について 市道鴨志田線外は、幅員が狭く見通しの悪い区間があり、市民からは、早期の整備が望まれているものの、一級河川安比川河川改修と一体的整備が望まれる箇所が複数あることから、道路、橋りょう工事と合わせた河川改修が必要となっている。については、県に対し、市道鴨志田線外の整備への支援を要望</p>	<p>県代行事業については、事業の必要性、緊急性及び重要性が高く、技術的に高度な橋梁等の構造物を有する箇所について、必要な用地補償が完了した後に事業採択を検討することとしていますが、県の財政状況が厳しいことから、早期の事業化は困難な状況であり、県全体の道路整備状況や今後の公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。 なお、八幡平市荒屋新町地内の国道282号は沿線に人家が連担する幅員狭小区間となっており、平成22年末の豪雪では渋滞による交通障害が発生したことから、今後とも八幡平市と連携を図りながら、豪雪時等における円滑な交通確保について検討していきます。</p>	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(八幡平市) 4 スマートインターチェンジの整備促進について スマートインターチェンジは、防災、救急医療、観光など多面的分野における移動時間の短縮と観光人口の誘客を図るため、松尾八幡平インターチェンジと安代インターチェンジ間への整備を計画している。ついては、県に対し、スマートインターチェンジの整備実現に向けた支援を要望</p>	<p>スマートインターチェンジは、観光振興などの面で地域の活性化に資する施設であることから、県としても、八幡平市の検討状況に応じて、周辺施設等へのアクセス改善効果など、広域的な観点からの助言等を行っていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(八幡平市) 5 テレビ難視聴地域解消事業に対する支援制度の創設について 岩手県に対し、テレビ難視聴地域解消事業に対する県補助金制度の創設及び国に対し国庫補助金制度の創設について要望</p>	<p>共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、県では、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。 また、これまでも国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について繰り返し要望しています。 今後も、引き続き、国に対し支援制度の創設等について要望していきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>科学・情報政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(滝沢市) 1 子ども医療費助成制度の拡大について 子ども医療費助成制度については、県内ほとんどの市町村が独自に助成対象者を拡大するなどして医療費助成を行っているが、市町村ごとに拡大内容が大きく異なることから、県内全域において助成対象者や助成額が統一された基準により実施されることが望ましいと考える。 (1) 助成対象者は、中学校卒業までとし、対象医療費は入院と入院外とすること</p>	<p>各市町村の医療費助成については、県の補助制度を基本としつつ、それぞれの政策的判断のもとに拡充が図られてきており、県が助成対象を中学生まで拡大したとしても、直ちに県民サービスの向上に結びつくものではなく、また、対象者の範囲を更に拡充した場合、多額の財源を確保する必要があります。 子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差によらず、全国どこの地域においても同等の水準で行われるべきであることから、引き続き、国に対し、全国一律の制度創設を求めていくとともに、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、小児・周産期医療提供体制の充実など、広域的な支援・調整を通じて、安全・安心な子育て環境の整備に努めていく必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>(滝沢市) 1 子ども医療費助成制度の拡大について 子ども医療費助成制度については、県内ほとんどの市町村が独自に助成対象者を拡大するなどして医療費助成を行っているが、市町村ごとに拡大内容が大きく異なることから、県内全域において助成対象者や助成額が統一された基準により実施されることが望ましいと考える。 (2) 所得制限を撤廃すること</p>	<p>県では、これまで、市町村に対する一定の所得以下の世帯を対象とした子ども医療費助成の実施を通じ、子育て家庭の経済的な負担を軽減してきたことにより、子どもの医療アクセスの向上が図られ、心身の健康保持に寄与してきたところです。 本県の医療費助成制度の実施に際しては、増大する福祉サービスへの対応や、受益者以外の県民との負担の公正性の観点から、受益者が、その能力に応じて負担するという考え方を根幹としてきた経緯があるほか、現行制度の対象者を変えずに所得制限を撤廃した場合、多額の財源を確保する必要があります。 県においては、現行制度の円滑な運用を通じた子どもの医療アクセス向上を主な事業目的としており、補助対象を一定所得以上に拡大しても、直ちに新たな施策効果に結びつかないことから、限られた財源で効果的に施策を展開していくためには、県でしか成し得ない広域的な支援・調整に努めていく必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(滝沢市) 2 国県道の整備等について (1) 主要地方道盛岡環状線の国道46号から盛岡市境の岩姫橋に至る未整備区間を早期に事業化すること ① 滝向地区から篠木地区交差点間までの未整備区間の拡幅改良</p>	<p>滝向地区から篠木地区交差点交差点までの区間のうち、滝向からJAいわてまでの区間については、令和2年度から現地測量・設計に着手しました。 (A) 残りの区間については、早期の事業化は難しい状況ですが、事業中の箇所を進捗や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
<p>(滝沢市) 2 国県道の整備等について (1) 主要地方道盛岡環状線の国道46号から盛岡市境の岩姫橋に至る未整備区間を早期に事業化すること ② 滝沢市立鶺飼小学校から木賊川交差点までの未整備区間の拡幅改良及び滝沢ふるさと交流館周辺の両側の歩道整備</p>	<p>滝沢市立鶺飼小学校から木賊川交差点までの拡幅改良及び滝沢ふるさと交流館周辺の両側歩道整備については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課・道路環境課	C 当面は実現できないもの
<p>(滝沢市) 2 国県道の整備等について (1) 主要地方道盛岡環状線の国道46号から盛岡市境の岩姫橋に至る未整備区間を早期に事業化すること ③ 岩姫橋の架け替え及び岩姫橋から野沢地区までの歩道整備</p>	<p>岩姫橋については、建設後50年程経過した老朽橋で、幅員も狭く橋梁前後の区間においても曲線区間が連続することから、整備の必要な区間として認識しています。岩姫橋の架替を含む改良整備については、早期の事業化は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向、北上川上流ダム再生事業の計画等を見極めながら総合的に判断していきます。 歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。 御要望の岩姫橋～野沢地区については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課・道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(滝沢市) 2 国県道の整備等について (2) 国道282号一本木バイパス、主要地方道盛岡環状線、一般県道盛岡滝沢線の現在事業化されている箇所の事業促進 ① 国道282号一本木バイパスの早期完成</p>	<p>国道282号一本木バイパスについては、平成22年11月11日に一本木地区の人家連担部を迂回する北側約2.8kmの区間について供用開始を行ったところです。残りの区間については令和2年7月に地権者のご理解が得られたことから、今後、早期完成を目指し取り組んでいきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(滝沢市) 2 国県道の整備等について (2) 国道282号一本木バイパス、主要地方道盛岡環状線、一般県道盛岡滝沢線の現在事業化されている箇所の事業促進 ② 主要地方道盛岡環状線(滝向地区)の早期完成</p>	<p>主要地方道盛岡環状線滝向地区については、令和2年度から現地測量・設計に着手しました。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(滝沢市) 2 国県道の整備等について (2) 国道282号一本木バイパス、主要地方道盛岡環状線、一般県道盛岡滝沢線の現在事業化されている箇所の事業促進 ③ 一般県道盛岡滝沢線(下鶴飼地区)の早期完成</p>	<p>一般県道盛岡滝沢線下鶴飼地区の道路改良については、平成25年度に事業着手しており、令和2年度は用地取得の推進と道路改良工事を実施しています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(滝沢市) 2 国県道の整備等について (2) 国道282号一本木バイパス、主要地方道盛岡環状線、一般県道盛岡滝沢線の現在事業化されている箇所の事業促進 ④ 都市計画道路下鶴飼御庭田線(八人打地区)の早期完成</p>	<p>都市計画道路下鶴飼御庭田線(鶴飼八人打)については、平成30年度に事業着手し、令和2年度は用地補償等を実施しました。今後とも滝沢市と連携を図りながら整備推進に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>都市計画課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(滝沢市) 2 国県道の整備等について (3) IGR巣子駅に接続する市道を県道昇格すること ① 国道4号からIGR巣子駅まで 約2,200m</p>	<p>県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備したものについて、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格させてきたところです。 要望のあった路線については、道路法上の認定要件及び県道と市道とのネットワークの在り方を総合的に判断しながら検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(滝沢市) 2 国県道の整備等について (4) 盛岡西廻りバイパス北バイパスの早期整備に向けた具体的な取組 ① 国道46号から国道4号滝沢分岐南交差点まで</p>	<p>県では、平成26年度に盛岡広域都市圏道路網基本計画を策定し、盛岡西廻りバイパスを含めた幹線道路ネットワークのあるべき姿を定めたところです。 盛岡西廻り北バイパスの計画については、国及び関係市と連携しながら取り組んでいきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(滝沢市) 3 砂防施設の整備促進について 未着手箇所における砂防施設整備の促進、特に平成31年3月に指定された「白山の沢」の早期事業着手を図ること</p>	<p>要望箇所の「白山の沢」については、土砂災害が発生した際、人家、鉄道、道路など甚大な被害が予想されるとともに、ライフライン等の社会的影響が極めて大きくなるものと考えられることから、対策に向けた検討を行うための調査を進めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(滝沢市) 4 社会資本整備総合交付金(防災・安全)の重点配分について 準用河川仁沢瀬川改修事業における社会資本整備総合交付金(防災・安全)重点配分を行うこと。</p>	<p>滝沢市が進めている準用河川仁沢瀬川改修事業は、流域において、浸水被害等が発生し、緊急性や重要性が高い事業であると認識しています。 このことを踏まえ、国に対し公共事業予算の安定的・持続的な確保を継続的に要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(滝沢市) 5 一級河川木賊川遊水地整備の促進について 一級河川木賊川の遊水地の整備を促進すること</p>	<p>木賊川の河川改修については、「分水路＋遊水地＋河道改修」の3手法を基本として段階的な整備により事業を進めており、平成23年5月には分水路への通水を開始するなど治水安全度を高めたところです。 平成28年度から遊水地の工事に着手しており、令和3年度も引き続き遊水地の工事を進め、更なる治水安全度の向上に取り組めます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(滝沢市) 6 岩手山麓地区における農業水利の安定確保及び農業者負担の平準化について (1) 県営農村災害対策整備事業岩手山麓地区について、当初の計画に基づき事業が実施されるよう、引き続き必要な予算を確保すること</p>	<p>岩手山麓地区については、築造から50年以上が経過し、構造物の欠損や漏水等が発生していることから、災害の未然防止や農業用水の安定供給のため、県営農村災害対策整備事業岩手山麓地区及び国営土地改良事業岩手山麓地区により用水路の改修を行っているところです。 本地区の執行予算は、令和元年度の2億6千万円に対し、令和2年度は、元年度補正予算等と合わせ3億8千万円と1.5倍の額を確保したものの、依然として国営事業の進捗とは差が生じており、令和4年度までの完了は難しい状況ですが、県では、可能な限り早期に事業完了するよう、関係市、土地改良区の意向も踏まえながら、事業の推進に向け、引続き、予算の確保に努めていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農村建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(滝沢市) 6 岩手山麓地区における農業水利の安定確保及び農業者負担の平準化について (2) 国営かんがい排水事業岩手山麓地区の事業期間中に県企業局が実施する岩洞ダムの施設修繕工事について、コストの一層の縮減、工事実施時期の見直し及び各年度の工事費の平準化等により、今後も持続的な農業経営を維持できるよう、必要な措置を講じること</p>	<p>岩洞ダムの施設修繕工事は、運用から約60年経過し、高経年化による劣化が進行している施設の機能回復を図るため、農業用水や発電用水の安定供給に必要不可欠な事業となっています。 施設は、ダム本体のほか、取水堰堤6か所、渓流取水施設7か所、揚水施設1か所、水路11か所等があり、計画的な修繕を進める必要があります。 修繕費を含む負担金額については、毎年、岩手山麓土地改良区と協議しており、これまで農業者負担を軽減するため、高耐久性材料の採用による耐用年数の延伸や近傍工事の一括発注等の徹底的なコスト縮減、長期的な施設修繕計画による経費負担の平準化などに努めてきたところです。 令和2年度、経費等の負担軽減を考慮しながら岩手山麓土地改良区をはじめとする関係者との調整を行い、令和3年度以降の岩洞ダムの管理に要する経費の取扱いについて覚書を取り交わしたところであり、引き続き、農業者負担の平準化に配慮した修繕計画を検討していきます。</p>	<p>企業局</p>	<p>経営総務室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(滝沢市) 7 自治公民館等集会施設整備への財政的支援の充実について コミュニティ組織が事業実施主体となる自治公民館等集会施設整備への財政的支援を充実すること</p>	<p>自治会館等集会施設整備への支援については、現在、(一財)自治総合センターが行うコミュニティ助成事業がありますが、当該事業においては集会施設の建設又は大規模修繕、及びその施設の必要な備品の整備に関する事業は補助の対象となっているものの、土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する経費は助成の対象外とされているところです。県としては、地域の実情をお伺いしながら、必要に応じ当該センターや国への働きかけを検討していきます。</p> <p>なお、災害時の対応については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例集の中で、「他の支援事業の対象とならない部分について、施設管理者等が行うサーモグラフィーの設置や検温、隔壁の設置や個室化などを実施するために必要な経費の一部を支援」とされていることから、地域の避難場所機能の強化について活用が可能とされているところです。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>地域振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(滝沢市) 8 駐在所の移設新築・安全安心の維持について (1) 現在国道46号沿いに所在している大釜駐在所をJR田沢湖線大釜駅付近へ移設新築すること</p>	<p>交番・駐在所の新設や移設については、警察法第53条第5項及び地域警察運営規則第15条に定める交番・駐在所設置にかかる基準を参考とし、昼夜の人口、世帯数、面積、行政区域及び事件又は事故の発生状況等の治安情勢を総合的に勘案しながら、全県的な視野に立って検討を進めています。</p> <p>今回の御要望についても、このような視点に立ちながら、引き続き検討していきます。</p>	<p>警察本部</p>	<p>地域課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(滝沢市) 8 駐在所の移設新築・安全安心の維持について (2) 滝沢中央交番の移転に伴う鶯飼地区の安全安心を現状で維持すること</p>	<p>滝沢中央交番の移転・新築に伴う鶯飼地区の治安の維持については、移転後も、鶯飼地区のパトロールや巡回連絡等の活動をこれまでと同様に行い、事件事故の防止に努めます。</p>	警察本部	地域課	B 実現に努力しているもの
<p>(大船渡市) 1 国際リニアコライダー(ILC)の誘致・実現について (1) 国際プロジェクトであるILC計画を主導する立場として、各国との資金の分担や研究参加に関する国際調整などの早期合意を目指し 確実な実現を図ること</p>	<p>国際リニアコライダー(ILC)の実現に向けては、岩手県内はもとより、東北ILC推進協議会をはじめとする関係団体等と連携しながら、東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。 県においては、令和2年6月に続き11月、国に対し「ILCの実現に向けて、国際的な議論を更に推進し、日本政府として早期に意思表明を行うとともに、ILCを我が国の科学技術の進展、国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させ、ILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応すること」を要望したところであり、引き続き、国への働きかけを行っていきます。 東北では、本県を含む関係自治体、大学等による東北ILC事業推進センターが活動を進めており、県としては、同センターをはじめ、県内市町村やILC国際推進チームの拠点となる高エネルギー加速器研究機構(KEK)など、関係団体等との連携を一層強化しながら、ILCの実現に向けて引き続き、取り組んでいきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大船渡市) 1 国際リニアコライダー(ILC)の誘致・実現について (2) ILC計画を我が国の科学技術の進展や地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワークの形成、民間の力を伸ばす成長戦略、地方創生などの柱に位置付けること</p>	<p>県においては、令和2年6月に続き11月、国に対し「ILCの実現に向けて、国際的な議論をさらに推進し、日本政府として早期に意思表示を行うとともに、ILCを我が国の科学技術の進展、国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させ、ILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応すること」を要望したところであり、引き続き、国への働きかけを行っていきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの
<p>(大船渡市) 2 持続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について (1) 「水産政策の改革」が目指す水産資源の適切な管理の実現に向け、水産資源状況の的確な把握に努め、科学的で合理的な資源管理施策を一層促進するとともに、資源の有効活用による水産業の成長産業化を図ること</p>	<p>国は、漁業法の改正に伴い、令和2年9月に新たな資源管理の推進に向けたロードマップを策定し、資源評価に基づくTAC管理やTAC対象魚種の拡大等により、漁獲量の回復を目指としています。 県では、水産資源の適切な管理を適切に行うため、国の研究機関等と連携して資源状況の把握に取り組むほか、漁業関係団体と協力して、今後も資源評価や適切な資源管理措置を講じていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>(大船渡市) 2 持続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について (2) サケやサンマ、サバのような北太平洋を広く回遊する魚種の資源管理については、これまで以上に国家間及び広域的な取組の促進と連携の強化を図ること</p>	<p>サケについては、資源の減少要因の一つとして、沿岸からオホーツク海までの生残率の低下があげられていることから、国に対し、ロシア海域を含めた広域的な調査の実施を要望しているところです。 また、サンマやサバのような北太平洋を広く回遊する魚種については、国に対し、広域的な資源調査や国際的な枠組みでの資源管理の推進を要望していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大船渡市) 2 永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について (3) 太平洋クロマグロの漁獲可能量(TAC)配分枠の設定に当たっては、適切な漁獲配分となるよう十分な調整を図るとともに、安定的な漁業経営に資する補償制度などを拡充すること</p>	<p>国は、太平洋クロマグロの親魚資源量を回復させるため、平成27年から資源管理に取り組み、平成30年からは法による管理を導入しています。 近年、クロマグロ資源が増加傾向にある、との報告があることから、国に対しては引き続き増枠を主張していくほか、資源管理措置による収入減については、漁業収入安定対策事業による共済制度の活用(積立ぶらす)等を支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>(大船渡市) 2 永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について (4) 諸外国の三陸産水産物等の輸入規制に関し、輸出再開に向けた取組強化と関係する漁業者の救済を図ること</p>	<p>県では、農林水産物や食品の安全性に関する的確な情報を諸外国に発信し、信頼性の回復を図るとともに、輸入規制を継続している諸外国の政府等に対し、規制を早期に解除することを強力に働きかけるよう、国に対して要望しています。 また、原発事故により本県の水産物が被った損害に対しては、東京電力(株)から漁業者へ早期かつ確実に賠償金が支払われるよう、適宜、本県水産関係者側の立場から交渉を支援していきます。</p>	農林水産部	流通課、水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大船渡市) 2 永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について (5) 東北太平洋沿岸における秋サケの回帰低下が深刻化していることから、種苗放流に関する支援を始め、回帰向上に向けた試験研究の取組などの強化を図ること</p>	<p>県では、引き続き、国の事業を活用し、採卵用親魚の確保や海産親魚の利用に係る経費を支援するとともに、資源の早期回復を図るため、サケ稚魚減耗要因の解明に向けた調査・研究に取り組んでいきます。 また、調査研究の強化については、県では、国の研究機関と連携しながら平成13年度から耳石温度標識を用いてサケ稚魚の移動分布、成長等を調査しており、平成26年度からは、釜石市に新たに整備した「水産技術センターさけ大規模実証試験施設」を活用し、健康な稚魚の生産技術を確立するための試験・研究を行っています。 加えて、近年の沿岸水温の上昇等の海洋環境の変化も不漁要因の一つと考えられていることから、平成30年度からは高水温でも回帰する北上川水系のサケに着目し、その特性を利用した新たなサケ資源の造成を検討しています。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>(大船渡市) 2 永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について (6) ホタテガイ、カキ、ホヤなどの貝毒に関する調査・研究の取組及び養殖漁業者の経営支援策について充実・強化を図ること</p>	<p>貝毒については、県水産技術センターにおいて、貝毒原因プランクトンの発生・消滅情報の提供を行うとともに、県漁連による貝柱の加工向け出荷にかかる中腸腺の毒量基準の緩和を受けて、県漁連と連携の上、水産加工業者に対し、加工処理基準の遵守及び適切な加工処理を指導していきます。 また、自主規制により出荷額の減少が確定した場合には、漁業共済の共済金の支払い対象となることから、県漁業共済組合に対し、共済金の早期支払いを指導していくとともに、必要に応じ漁業者に対して融資制度の活用を促進していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大船渡市) 2 永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について (7) 三陸沿岸におけるサケ、サンマ、スルメイカなどの主要魚種の漁獲量の減少に伴い、加工用原料の確保が困難になっていることから、魚種転換に係る加工設備などの整備支援や加工原魚調達に係る支援など施策の充実を図ること</p>	<p>加工用原料の確保については、県水産技術センターによる漁海況情報の提供を行うとともに、サケなどの不漁魚種の資源回復に努めていきます。 近年、資源が増えているマイワシについては、小型漁船漁業による操業の可能性を引き続き検討するほか、市町村や魚市場等と連携して県外廻来船の誘致による地元魚市場への水揚増加を図ります。 また、新たにサケ・マス類の海面養殖の事業化を促進するとともに、国産原料の確保や魚種転換に係る加工設備の整備について国の支援制度の活用などにより、更なる加工原料の安定確保に努めていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>(大船渡市) 3 地域公共交通施策に対する支援の拡充などについて (1) 地域公共交通確保維持改善事業の補助要件の緩和及び補助率の引上げなど財政支援の拡充を図ること</p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業における、広域バス路線の運行を支援する地域間幹線系統確保維持費補助及び地域内のバス交通・デマンド交通の運行を支援する地域内フィーダー系統確保維持費補助について、地域の生活の足を確保するため、補助要件の緩和や補助上限額の拡大を行うよう、国に対し要望を行っており、引き続き、働きかけていきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大船渡市) 3 地域公共交通施策に対する支援の拡充などについて (2) タクシーチケット配布などに対する補助制度の創設を図ること</p>	<p>県でもタクシーは、買い物や通院等に関わる地域密着型サービスとして、重要であると認識しています。 新型コロナウイルス感染症の影響下にあつては、県でもタクシー事業者からの要望を受け、公共交通機関が安全かつ安定した運行を維持できるよう、タクシー事業者を含む公共交通事業者に対して運行を支援するための交付金を交付したところです。 また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策についても、公共交通事業者が行う感染防止対策に要する経費に対して補助を行っているところです。 今後も、地域公共交通の維持・確保が図られるよう、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえながら、引き続き、必要な支援を検討していきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>交通政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(大船渡市) 4 気仙地域と県内陸部を結ぶ路線の重要物流道路への指定と国道107号及び397号の改良整備促進について (1) 新たな広域道路交通計画の早期策定や重要物流道路の更なる指定など、道路ネットワークの強化を図ること</p>	<p>国土交通省では平成30年3月の道路法改正において、国土交通大臣が物流上重要な道路網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車(40ft背高)の特殊通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行できる制度を創設しました。 平成31年4月1日及び令和2年4月1日には、まず供用中の高規格幹線道路、直轄国道を中心に重要物流道路の指定が行われたところですが、今後、各地域において策定する新たな広域道路交通ビジョン・計画を踏まえ、事業中や計画中の路線を含めて重要物流道路の指定が行われる予定となっています。 県としては、県内の地域高規格道路や基幹となる補助国道等を重要物流道路として追加指定することや、指定された重要物流道路と代替・補完路の機能強化や重点整備について、国に対し強く働きかけています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大船渡市) 4 気仙地域と県内陸部を結ぶ路線の重要物流道路への指定と国道107号及び397号の改良整備促進について (2) 気仙地域と東北横断自動車道を結ぶ国道107号の改良整備の早期事業化を図ること</p>	<p>国道107号については、大船渡港を有する気仙地区と内陸部を結ぶ横軸として幹線道路ネットワークを形成し、安全・安心な生活や円滑な物流、さらに産業振興を支える上で重要な路線であると認識しています。 大船渡市と宮守IC間の峠部や屈曲区間などについては、道路構造や交通の状況等の調査を進め、走行上の課題の多い区間として「白石峠」区間を選定したところであり、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、どのような整備が可能か検討していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>(大船渡市) 4 気仙地域と県内陸部を結ぶ路線の重要物流道路への指定と国道107号及び397号の改良整備促進について (3) 国道397号の子飼沢トンネルから栗木トンネル間などの抜本的な改良整備を促進すること</p>	<p>一般国道397号の子飼沢トンネルから栗木トンネル間の抜本的な改良整備については、地形条件が厳しいことから、子飼沢工区としてセミレーラの通行に対応したカーブの改善や、拡幅等の局部改良による整備を進め、平成25年9月に供用開始しています。 新たなルート設定による抜本的な改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>(大船渡市) 5 大船渡湾の効果的な水質保全対策の実施について 県が実施する公共用水域水質測定の結果においては、平成29年度に続き、平成30年度のCOD(化学的酸素要求量)の数値も湾奥部分において環境基準を超過するなど、依然として高い値が続いており、対策の一層の強化が必要な状況にあるため、汚濁原因に係る調査研究の深化及びより効果的な水質保全対策の実施が図られるよう要望</p>	<p>県では、大船渡湾水環境を保全するため、下水道と浄化槽整備への助成による汚水処理の普及促進及び水質汚濁防止法規制対象事業場への立入による排出水の監視等により流入河川の汚濁負荷削減対策に取り組んでいます。また、公共用水域の常時監視や漁場環境調査を行い、湾内の水質汚濁の実態把握に努めています。 閉鎖性水域における水質悪化は、様々な要因で引き起こされるため、早期の改善は困難と考えますが、振興局及び大船渡市で策定した大船渡湾水環境保全計画の推進を支援するとともに、引き続き関係機関の連携の下、大船渡湾の水質改善に向けた施策に取り組んでいきます。</p>	環境生活部 農林水産部 県土整備部	環境保全課 水産振興課 下水環境課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大船渡市) 6 大船渡港湾の整備と利用促進について (1) ILC誘致・実現に係る永浜・山口地区工業用地の活用方針を早期に決定すること</p>	<p>ILC建設の際は、クライオモジュールや測定器などの大型の実験装置が世界各国で製作され、海上輸送されることが想定されています。 東北ILC事業推進センターでは、ILC国際推進チームの活動を見据え、建設に必要な条件整備等について、ILC東北マスタープランも踏まえ、実務レベルで調査検討等を行っています。 県としては、庁内の部局横断で設置した分科会等で検討を進めるとともに、東北ILC事業推進センターの取組と連動しながら、ILCの物流拠点として県内港湾が活用されるよう取り組んでいきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの
<p>(大船渡市) 6 大船渡港湾の整備と利用促進について (2) 永浜・山口地区1バース(水深-10m、延長340m)の整備促進を図ること</p>	<p>大船渡港永浜・山口地区の岸壁(-10m)1バースの整備については、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物の推移、企業立地の動向等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。</p>	県土整備部	港湾課	C 当面は実現できないもの
<p>(大船渡市) 6 大船渡港湾の整備と利用促進について (3) 永浜・山口地区工業用地全体を早期に完成させること</p>	<p>永浜・山口地区工業用地については、第1期区画(約5.3ha)が完成しています。残る第2期区画(約6.4ha)については、仮置きされている震災復興事業で発生した残土の搬出を進めており、令和2年度に転石等を含む残土を撤去し、用地造成を完了する計画としています。</p>	県土整備部	港湾課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大船渡市) 6 大船渡港湾の整備と利用促進について (4) 港湾施設使用料の低減と国際フィーダーコンテナ定期航路の安定運営及び利用促進に資する制度を創設すること</p>	<p>港湾施設使用料については状況に応じて減免措置を実施しているところ です。 国際フィーダーコンテナ定期航路については、平成25年9月の就航以来、 取扱貨物量が順調に増加している状況となっており、平成30年速報値では 平成22年の過去最多取扱量(実入り)水準まで回復しました。 国際フィーダーコンテナ定期航路の安定運営及び利用促進に資する制度 の創設については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等を踏まえ、取扱 貨物量の増加による県内への経済波及効果や税収効果の増大が十分かつ 確実に見込まれる制度とし、かつ、各港湾における制度上の均衡を確保す る必要もあることから、その効果や県と各港湾所在市との役割分担などにつ いて、必要に応じて検討していきます。</p>	<p>県土整備 部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>
<p>(大船渡市) 6 大船渡港湾の整備と利用促進について (5) 大規模地震に対応した耐震強化岸壁を早期に整備する こと</p>	<p>大船渡港の耐震強化岸壁整備については、令和2年2月の岩手県地方港 湾審議会において港湾計画を変更し、野々田地区岸壁(-7.5m)1バースを災 害時の緊急物資対応施設として位置付けたところ です。 耐震強化岸壁の整備については、今後、施工方法や概略事業費を整理し たうえで、公共事業予算の推移や事業の優先度等を勘案しながら事業化の 時期について検討していきます。</p>	<p>県土整備 部</p>	<p>港湾課</p>	<p>C 当面 は実現で きないも の</p>
<p>(大船渡市) 6 大船渡港湾の整備と利用促進について (6) 高機能コンテナ荷役機械(ガントリークレーン)を早期に整 備すること</p>	<p>高機能コンテナ荷役機械(ガントリークレーン)の整備については、既存の 港湾施設の利用状況や取扱貨物の推移、企業立地の動向等を見極めなが ら、必要に応じて検討していきます。</p>	<p>県土整備 部</p>	<p>港湾課</p>	<p>C 当面 は実現で きないも の</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(遠野市) 1 道路網等整備の充実について (1) 一般県道遠野住田線の下組町から六日町間の道路新設改良を図ること</p>	<p>下組町から六日町間については、令和3年度、現地測量及び設計に着手する予定です。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(遠野市) 1 道路網等整備の充実について (2) 一般国道340号松崎町八幡交差点からかっぱロード間の拡幅改良を図ること</p>	<p>松崎町八幡交差点からかっぱロードまでの拡幅改良については、早期の事業化は難しい状況ですが、国道340号立丸峠工区の全線供用開始及び釜石自動車道の全線開通による交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、当該地区における安全対策を検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(遠野市) 1 道路網等整備の充実について (3) 一般県道土淵達曾部線の「遠野馬の里」から「遠野ふるさと村」までの区間を、堆雪帯による路肩拡幅により、冬期間の安全確保を図ること</p>	<p>一般県道土淵達曾部線の「遠野馬の里」から「遠野ふるさと村」までの区間の堆雪帯による路肩拡幅については、冬期積雪量や今後の交通量の推移、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(遠野市) 1 道路網等整備の充実について (4) 一般県道土淵達曾部線の附馬牛町馬越峠から宮守町白石地区「稻荷穴」間の、拡幅改良を図ること</p>	<p>附馬牛町馬越峠から宮守町白石地区「稻荷穴」間の拡幅改良については、早期の事業化は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(遠野市) 1 道路網等整備の充実について (5) 一般県道下宮守田瀬線の未改良区間の拡幅改良を図ること</p>	<p>御要望箇所の拡幅改良については、早期の事業化は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) なお、当面の対応として、すれ違いが困難となっている箇所に対し待避スペースを設けることを、令和2年6月に遠野市と現地で打合せを行ったところです。今後、具体的な設置場所の検討を行い、関係機関と調整した上で、令和3年度から設置工事に着手したいと考えています。(B)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課・道路環境課</p>	<p>B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの</p>
<p>(遠野市) 2 地域情報基盤の整備にかかる国の財政支援について (1) 光ファイバ整備の補助金制継続について 令和2年度と同様の国庫補助金制度及び市負担に充当する可能な地方創生臨時交付金と同様の財政支援制度を継続すると共に、複数年の補助事業採択を可能とすること</p>	<p>県では、通信事業者が投資に消極的な条件不利地域においても、光ファイバー等の超高速ブロードバンドなどの情報通信基盤の設備投資を促進するため、国に対し、県単独及び全国知事会を通じて情報通信基盤の整備について要望しています。 引き続き、通信事業者が行う情報通信基盤の整備及び維持管理を対象とするよう支援制度の拡充など、働きかけを行っていきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>科学・情報政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(遠野市) 3 ニホンジカの被害対策について (1) ニホンジカの被害対策について ニホンジカの個体数を適正数にするため、早急に駆除対策をオール岩手の取組とするとともに、ニホンジカの被害が多い地域、又は個体数の多い地域に対し予算を拡充すること</p>	<p>県では、平成24年度末の県内のニホンジカの生息頭数を令和5年度までに半減させることを目標として、必要な財政措置の確保について国に要望するとともに、狩猟期間の延長、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、全県一斉での捕獲強化期間の設定など様々な取組により、全県における捕獲を強化しています。</p> <p>また、高山植物の食害対策としての早池峰山周辺地域において実施している指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の取組についても引き続き推進することとしています。</p> <p>県では、農作物被害を防止するため、市町村で策定している鳥獣被害防止計画を踏まえながら、国事業「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、有害捕獲や電気柵の設置、地域ぐるみの被害防止活動などへの支援を行っています。</p> <p>また、このような取組を効果的に進めるためには、県や市町村間の連携が重要なことから、県では全県対象の「岩手県鳥獣被害対策連絡会」、広域振興局単位の「地域鳥獣被害対策連絡会」を設置して、県と市町村の鳥獣被害対策の情報共有や、各地域の課題の解決に取り組んでいます。</p> <p>なお、鳥獣被害防止総合支援事業の予算配分に当たっては、要望額に応じて、農作物被害の多い市町村などを中心に配分しており、捕獲対策の強化に向け、国に対して必要な予算を措置するよう要望してまいります。</p>	<p>環境生活部 農林水産部</p>	<p>自然保護課 農業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(遠野市) 4 森林経営管理制度の運用について (1) 地域林政アドバイザーの確保策について 地域林政アドバイザーとなりうる人材を確保するため、市町村と地域林政アドバイザーがマッチングできる制度を早急に創設すること</p>	<p>県ではこれまで、希望する市町村に林業技術者の情報を提供するなど、市町村において地域林政アドバイザーとなり得る人材を確保できるよう取り組んできたほか、国及び県では、地域林政アドバイザーとなり得る資格を取得できる研修を開催してきたところです。 今後とも、市町村が地域林政アドバイザーを確保することができるよう、国と連携して技術者の掘り起こしと情報提供を行うなど、マッチングが円滑に進むよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの
<p>(遠野市) 5 高校教育の岩手モデルの実現について (1) 少人数学級の導入と教員定数の確保について 生まれた地域や経済状況によって、教育環境に著しい格差が生じないよう教育の機会を確保するため、高校少人数学級の導入を実現し、教員定数削減の対象外とすること</p>	<p>高等学校における少人数学級の導入には、教職員定数の充実が必要であり、教職員定数改善計画の早期策定を国に対して要望してきているところです。 本県のような地理的条件を抱えた地域において、地域間格差のない学びの環境作りを推進していくには、小規模校やへき地校に対して十分な教員を配置できる基準とすることが不可欠であると考えていますので、今後も機会を捉えて、国に対する要望を継続していきます。 一方で、本県の高等学校は、総体的に定員割れの状況にある中で、小規模校を中心に生徒の多様な進路選択の実現を図るため、習熟度別クラスの編成や進路希望別コース編成等の方策を講じているところです。 今後も、国の標準法に基づきながら学校の特色、現状等を勘案して教職員配置を検討していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(遠野市) 5 高校教育の岩手モデルの実現について (2) 県外入学生の受入の充実に向けた基準緩和と連携について 交流・関係人口から将来の定着人口の拡大を図り、地域人材の育成やふるさと振興を図るため、県外からの志願者の受入拡大につながるよう取扱基準を柔軟性のある制度に見直すこと</p>	<p>県外からの志願者受入れは、令和元年度実施の高等学校入学者選抜から実施し、令和3年度入試においては7校で募集します。募集に当たっては、県内生徒の学ぶ機会を保障しつつ、県外生が卒業後に、地域の将来を担う人材や県外から本県を応援する人材となるよう学校と地域の連携体制が整っていることや、県外生が安心して高校生活を送ることができるよう居住環境を紹介できる体制が整っていること等を条件としています。 今後も、県外からの志願者受入れが魅力ある学校づくりに結び付くよう取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの
<p>(遠野市) 5 高校教育の岩手モデルの実現について (3) 普通科の学区制の見直しについて 普通科の学区制を撤廃し、高校入学希望者の地域間における格差の是正と志願者の多様な学びの選択ができる環境に改めること</p>	<p>県立高校の学区制は、特定の高校への入学志願者の集中を避けること、及び高等学校教育の機会の均等を図ること等を目的としており、全日制普通科(一部の学系、コースを除く)を対象にして、現在8学区を設けています。学区の在り方については、外部の有識者も交えて設置(平成29年4月)した「県立高等学校における生徒の多様な受入れの在り方に関する検討会議」における議論の結果、提出された報告書(平成30年8月)の趣旨を踏まえ、当面現行制度を維持することとしており、新たな県立高等学校再編計画においても同様の取扱いとしています。 また、報告書では、ほとんどの県立高校において、生徒の自由な学校選択の機会を保障するために設定している学区外許容率を大きく下回っている状況にあることから、現行の制度下でも生徒の自由な学校選択について保障されていると概ね評価しています。 このような経緯や現状を踏まえ、学区制については、今後の社会情勢の変化や、全国の状況等も見極めながら、学区廃止の効果とともに、学区を廃止した場合の地域への影響等についても考慮し、慎重に検討する必要があると考えています。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(遠野市) 6 新型コロナウイルス感染症対策に関する再要望 地域経済対策について (1) 雇用の維持・確保対策について 中小事業者の事業継続を通じた雇用の維持・確保を図るため、令和3年1月以降も雇用調整助成金を延長すること。また、有効求人倍率の急速な低下により雇用情勢の悪化が懸念されることから、リーマンショック時を上回る緊急雇用創出事業を創設すること</p>	<p>雇用調整助成金の特例措置については、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長されることとなっています。 また、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早期に創設するよう、国に対して全国知事会を通じて提言を行っています。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>定住推 進・雇用 労働室</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(遠野市) 6 新型コロナウイルス感染症対策に関する再要望 地域経済対策について (2) デジタル改革の推進について アフターコロナ期の強靱な地域経済社会の再構築にあたり行政、金融産業等の各分野におけるデジタル化・情報共有と規制改革を一層推進すること。また、中小事業者の生産性向上に資する先端設備導入支援を継続するとともに、職業訓練施設等のデジタル化を推進し、アフターコロナ期の企業活動を支える設備投資と、地域経済を支える人材育成のための財政支援措置を講じること</p>	<p><行政におけるデジタル化・情報共有と規制改革の推進について> 国においては、「国民の満足度を最大化するデジタル政府・デジタル社会」を目標に、国、地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて取り組むこととしており、県としては、市町村と連携して、行政のデジタル化を推進していきます。</p>	<p>ふるさと 振興部</p>	<p>科学・情報政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>中小事業者の生産性向上については、国において、業務効率化のためのITツールや感染対策と経済活動の両立に資する設備の導入、新分野展開や業態転換、事業・業種転換等に取り組むための設備導入に対する補助を実施することとしており、県としては、これらの支援策の活用を促していきます。</p> <p>また、人材育成については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンラインによる職業訓練のニーズが高いことを踏まえて、本県の公共職業能力開発施設(産業技術短期大学校及び職業能力開発校)において、同時双方向型のオンライン訓練に必要な関係機器の整備を行ったところです。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室/ 商工企画室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(遠野市) 6 新型コロナウイルス感染症対策に関する再要望 地域経済対策について (3) 第一次産業に対する支援について 新型コロナウイルス感染拡大の影響による消費の落ち込みにより、農林水産物の価格の下落や生産資材の調達が滞るなど、影響が長期間にわたることが見込まれることから、経営継続補助金の拡充、持続化給付金の支給要件の緩和などの支援策を講じること</p>	<p>持続化給付金については、市及び関係機関・団体と連携しながら農林漁業者へ制度の周知及び活用について支援を行ってきました。 また、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた農業者への支援策として、国の「経営継続補助金」、「高収益作物次期作支援交付金」、「優良肉用子牛生産推進緊急対策事業」等、新たな対策を活用し、農業者の経営の継続ができるよう、市および関係機関・団体と連携して支援してきました。 令和3年度当初予算においては、需要が減少している米について、主食用米から飼料用米、野菜等への作付転換を促進する「水田フル活用農業高度化プロジェクト事業費」を新たに盛り込んだほか、県の継続事業等の内容の工夫や、国の第3次補正予算で措置された国事業の活用促進等により、需要喚起・消費拡大に向け対応していきます。 首都圏等での緊急事態宣言による農林水産業への影響が懸念される中、引き続き、関係団体や生産者からの声を把握しながら、関係団体等と連携して必要な対応を行っていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農林水産企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(遠野市) 6 新型コロナウイルス感染症対策に関する再要望 地域経済対策について (4)「Go To キャンペーン」と自治体が行う観光消費回復策の役割分担について 国では、新型コロナウイルス感染拡大により落ち込んだ観光需要喚起策として「GoToキャンペーン」が実施されているが、地域への波及効果が限定的であることから、小さな観光事業者にもその効果が及ぶよう、第二、第三のキャンペーンを効果的に実施すること。また、影響は長期に及ぶことが予想されることから、令和3年度以降も対策を継続実施すること</p>	<p>県では、全国知事会を通じて国に対し、事業者が事業を継続し雇用が維持されるよう、持続化給付金の再支給等を含めた必要な経済対策を長期間にわたり実施するよう要望しているところであり、「Go To トラベル事業」や「Go To イート事業」の令和3年6月末までの延長を盛り込んだ国の令和2年度第3次補正予算が成立しているところです。 また、Go To キャンペーン事業が地域経済に与える効果が大いことから、国に対しては、感染状況などの地域の実情を踏まえ、感染が落ち着いている地域の宿泊施設をその地域の住民が利用する場合に限って再開するなど、感染状況に応じた適切な運用について、全国知事会を通じて国に対し要望しているところであり、引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>観光・プロモーション室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(遠野市) 7 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望 地方への適切な財源措置について (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、生活支援、雇用の維持及び事業の継続等の様々な分野において、多大な財政需要が見込まれ、現状の交付額では十分とはいえない状況であることから、第3次交付での大幅な増額を行うなどの措置を講じること。また地方自治体が地域の実情に応じて様々な課題に対応できるよう、これまで以上に柔軟に活用できる制度とすること</p>	<p>感染拡大傾向を踏まえ、各都道府県でこれ以上の感染拡大を食い止めるよう取り組んでいるところであり、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部が令和2年11月5日に行った「新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言」においては、交付金の増額及び弾力的運用並びに令和3年度以降の継続について国に求めているところであり、さらに県が令和2年11月17日に行った「新型コロナウイルス感染症対策及び令和3年度政府予算等に関する提言・要望」においても同様の趣旨の要望を行ったところです。</p> <p>この結果、令和2年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、国の第3次補正予算における交付金の拡充(1.5兆円)が盛り込まれ、令和3年2月2日には第3次補正予算に係る地方単独事業分について交付限度額の通知があったところです。</p> <p>また県では、より現場に近い市町村が、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、令和2年度一般会計補正予算(第4号)において、総額20億円の「新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助」を創設したところです。</p> <p>今後においても、市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に即した施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。</p>	<p>ふるさと 振興部</p>	<p>地域振興 室</p>	<p>B 実現 に努力し ているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(遠野市) 7 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望 地方への適切な財源措置について (2) 令和3年度における財源措置について 新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の低迷により、令和3年度の市税等にも影響を及ぼすこととなることから、令和3年度の地方交付税拡充等により地方自治体の財政安定化を図るよう措置を講じること</p>	<p>県内市町村の歳入の見通しについては、景気動向に関する調査等によれば、令和2年度から令和3年度にかけて、企業収益や個人所得の減退が予想されるなど、厳しい状況にあることから、県としては、地方財政の安定的な運営が可能となるよう、国に対し、全国知事会や全国市長会等と連携し、地方交付税の増額をはじめ、地方一般財源総額の確保や税財源の充実を求めたところです。 令和3年度地方財政計画では、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中で、一般財源総額について、交付団体ベースで令和2年度を0.2兆円上回る62.0兆円が確保されるとともに、国の加算など地方交付税の原資を確保することにより、地方交付税総額について令和2年度を0.9兆円上回る17.4兆円が確保されました。</p>	ふるさと 振興部	市町村課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(陸前高田市) 1 東日本大震災からの復旧・復興について (1) 復興道路や復興支援道路について、財源を十分確保し、整備方針に基づく着実な事業実施により、早期に全線開通を図ること</p>	<p>復興道路等については、令和2年度当初予算において、必要な予算が確保されており、全線完成するよう国に対し要望しています。 県としては、引き続き復興道路等の1日も早い全線開通について、関係市町村と連携を図りながら国に対し働きかけていきます。</p>	県土整備 部	道路建設 課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(陸前高田市) 1 東日本大震災からの復旧・復興について (2) 被災(移転)跡地の利活用について、被災(移転)跡地の土地利用を推進できる新たな支援制度の創設等、地域の実情に応じた制度の柔軟な運用に係る取組を一層強化すること。また、令和3年度以降の財源を措置すること</p>	<p>国では、土地活用ノウハウの提供や関連施策との連携などによる支援を行うほか、被災跡地を利活用するために土地交換を行った場合の登録免許税の免税措置適用期限を令和7年度末まで延長することとしています。 また、令和2年7月に開催された国の復興推進会議において、令和3年度以降の5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興財源フレームが示されたところですが、県では、令和3年度政府予算提言・要望において、移転跡地の集約や整地についても、復興交付金の効果促進事業に代わる柔軟な財政措置を講じていただくよう要望したところであり、今後とも、移転跡地の利活用に向けた取組を引き続き支援するよう国に働きかけていきます。</p>	復興局	まちづくり・産業再生課	B 実現に努力しているもの
<p>(陸前高田市) 1 東日本大震災からの復旧・復興について (3) 復興特区法に基づく国税の減免措置及び地方税の減免を行った県・市町村に対する減収補てん措置について、令和3年度以降も継続すること</p>	<p>令和3年度以降も、著しい被害を受けた被災地が着実に産業復興や住宅再建等に取り組めるよう、令和2年11月に実施した令和3年度政府予算要望において、復興特区や被災代替資産等における国税の特例措置及び地方税の課税免除又は不均一課税に係る減収補填措置について、令和3年度以降も沿岸地域における現行の措置を継続するよう、要望したところです。 今後においても、市町村との連携を図りながら、様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(陸前高田市)</p> <p>1 東日本大震災からの復旧・復興について</p> <p>(4) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金制度について、令和3年度以降も継続すること</p>	<p>津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、被災地の産業復興に大きな効果が期待される制度であると認識しています。県は、国に対して、事業期間の延長と必要な予算の確保について要望してきたところであり、その結果、令和2年9月17日付け交付規程の改正により、令和2年度以降に採択された補助事業の交付申請期限は令和5年度末まで、事業完了期限は令和7年度末まで延長されることとなりました。</p> <p>令和2年度においては、重点化地域として8市町24地域に限定された形で、第10次公募が実施されたところであり、事業完了まで該当市町と連携しながら支援を継続していきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>ものづくり自動車 産業振興 室</p>	<p>A 提言 の趣旨に 沿って措 置</p>
<p>(陸前高田市)</p> <p>1 東日本大震災からの復旧・復興について</p> <p>(5) 災害公営住宅家賃低廉化事業の補助率かさ上げ及び東日本大震災特別家賃低減事業について、団地ごとに管理開始から10年間実施するとされているが、自治体の被災状況や財政状況等に応じた地方負担の軽減に対する措置を講じること</p>	<p>令和3年度政府予算案において、東日本大震災特別家賃低減事業については、制度上の最大期間(団地毎に管理開始から10年間)実施されること、及び災害公営住宅家賃低廉化事業の補助率のかさ上げ分については、被災地方公共団体間の公平性等を踏まえ、東日本大震災特別家賃低減事業と同期間(団地毎に管理開始から10年間)実施されることとなっています。</p>	<p>県土整備 部</p>	<p>建築住宅 課</p>	<p>A 提言 の趣旨に 沿って措 置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(陸前高田市) 1 東日本大震災からの復旧・復興について (6) 被災者住宅再建支援事業及び生活再建住宅支援事業の実施期間について、当市の土地区画整理事業による宅地整備が令和2年12月に完成予定であることから、令和3年度以降も継続すること</p>	<p>県では、生活再建住宅支援事業補助金(復興住宅新築、利子補給)に係る事業実施期間について、令和2年12月に、令和4年度まで2年間の延長を決定し、継続して事業を実施する市町村に対して補助を行うこととしています。今後も、住宅再建の進捗状況等を勘案しつつ、市町村の意向も伺いながら、事業を進めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>県では、被災者住宅再建支援事業について、令和2年12月に、令和4年度まで延長して実施することを決定し、事業を実施する市町村に対して継続して補助を行うこととしています。</p>	<p>復興局</p>	<p>生活再建課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(陸前高田市) 1 東日本大震災からの復旧・復興について (7) 中小企業等復旧・復興支援事業費補助金(グループ補助金)及び中小企業被災資産復旧事業費補助金について、令和2年度採択案件のうち、年度内完了が難しいものについて令和3年度への繰り越しの運用を認め、令和3年度の補助金申請も受け付ける等、柔軟に活用できる制度とすること</p>	<p>被災企業への支援策については、地域の実情に合わせてきめ細かに対応する必要があると考えており、令和2年6月10日に実施した「令和3年度政府予算等に係る提言・要望」及び「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望」、同年11月17日に実施した「新型コロナウイルス感染症対策及び令和3年度政府予算等に関する提言・要望」において、既に交付決定した事業者でも、事業継続に支障をきたさないよう、複数年度にわたって事業実施できるよう繰越・再交付のための措置を講じることや、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続を国に対して要望してきたところ、令和3年度政府予算に盛り込まれたことから、県としても必要な予算を確保し、事業を継続する予定です。 復旧事業費補助金についても、復旧需要が見込まれる当面の間は、事業を継続する予定です。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(陸前高田市) 2 国土強靱化、防災・減災対策の充実強化について (1) 近年頻発する大規模災害に鑑み、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、令和2年度までとなっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」について、老朽化対策等も対象とするなど対象事業を拡大の上、当初予算において、通常予算とは別枠で必要な事業費を確保し、令和3年度以降も継続すること</p>	<p>地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について、県では、令和2年6月10日に「令和3年度政府予算提言・要望」を行い、公共事業予算の安定的・持続的な確保を国土交通省及び財務省に要望したところ。国は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を通常分とは別枠で令和3年度から令和7年度までの期間で実施することとされたところ。今後も、地方の社会資本整備等を着実に推進するための予算の確保を国に働きかけ、財源確保に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>県土整備企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(陸前高田市) 2 国土強靱化、防災・減災対策の充実強化について (2) 防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保するなど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること</p>	<p>地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について、県では、令和2年6月10日に「令和3年度政府予算提言・要望」を行い、公共事業予算の安定的・持続的な確保を国土交通省及び財務省に要望したところ。国は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和3年度から令和7年度までの期間で実施することとされたところ。今後も、地方の社会資本整備等を着実に推進するための予算の確保を国に働きかけ、財源確保に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>県土整備企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(陸前高田市) 2 国土強靱化、防災・減災対策の充実強化について (3) 事業年度が令和2年までとされている緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債等については、対象事業を拡大する等の地方財政措置の拡充を図るとともに、令和3年度以降も継続的に災害対策事業を実施できるよう期限を延長すること</p>	<p>緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債については、今後も県及び県内市町村において起債の需要があると見込まれることから、全国知事会を通じて緊急自然災害防止対策事業の延長や緊急防災・減災事業の恒久化、起債制度の拡充を含めた確実な財政措置等について要望してきたところですが、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定されたことに伴い、対象事業等が拡充されるとともに、事業期間が令和7年度まで延長されることになりました。</p>	ふるさと振興部	市町村課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(陸前高田市) 2 国土強靱化、防災・減災対策の充実強化について (4) 災害発生時における広域的かつ機能的な危機管理を確保するため、被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、災害対応のための組織体制の充実及び機能の強化を図ること</p>	<p>地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について、県では、令和2年6月10日に「令和3年度政府予算提言・要望」を行い、公共事業予算の安定的・持続的な確保を国土交通省及び財務省に要望したところです。国は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和3年度から令和7年度までの期間で実施することとされたところです。今後も、地方の社会資本整備等を着実に推進するための予算の確保を国に働きかけ、財源確保に努めていきます。</p>	県土整備部	県土整備企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(陸前高田市) 2 国土強靱化、防災・減災対策の充実強化について (4) 災害発生時における広域的かつ機能的な危機管理を確保するため、被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、災害対応のための組織体制の充実及び機能の強化を図ること</p>	<p>大規模災害時には、国において被害の復旧支援等を迅速に対応していただいていると認識しており、県としても「大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みを構築すること」について、要望しているところです。今後も大規模災害時の人員確保について、国に提言・要望していきます。</p>	県土整備部	県土整備企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(陸前高田市) 3 持続可能な地域公共交通の充実について (1) 持続的な地域公共交通施策の推進と、路線バスの利便性の向上、効率的な運行のためのバス路線再編等の財政支援について、十分な予算確保を行うこと</p>	<p>県では、デマンド交通などの地域内公共交通への財政支援について、市町村が地域の実情に応じ、持続可能な公共交通体系の構築や利用促進を行う場合に、地域公共交通活性化推進事業費補助により支援を行っているほか、市町村の要請に応じ、公共交通に係る助言を行う有識者を派遣しています。 あわせて、国庫補助における地域内フィーダー系統確保維持費補助における新規性要件の緩和や、補助上限額の拡大を国に対し要望しているところです。 県においては、今後も引き続き、国に働きかけるとともに、持続可能な公共交通の維持・確保に取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(陸前高田市) 3 持続可能な地域公共交通の充実について (2) バス事業者が運行する広域バス路線等の1日あたり輸送量等の国庫補助要件を令和3年度以降も緩和するなど、バス事業者への国・県補助の対象要件緩和を図ること</p>	<p>国に対して国庫補助における被災地特例や激変緩和措置の延長等を要望した結果、令和3年度まで期間が延長される見通しが示されたことから、県単補助においても、「平均乗車密度4人以上」の補助要件を適用しない特例措置を令和3年度まで延長することとしています。 あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた既存補助路線の維持を図るため、被災地特例等の対象路線以外の路線についても、「平均乗車密度4人以上」の補助要件を適用しない特例措置を講ずることとしています。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(陸前高田市) 4 鳥獣被害対策の強化について (1) 鳥獣被害防止総合支援事業に該当しない小規模単位での電気柵等の設置や新植に係る食害防止に対し支援するなど地域の実態に即した取組ができるよう、支援措置の充実や、十分な予算を確保すること</p>	<p>野生鳥獣による農林業被害を防止するためには、地域ぐるみの被害防止活動が有効であることから、鳥獣被害防止総合支援事業を活用した地域の農家等の連携による柵の設置や、森林整備事業を活用した食害防止柵の設置、忌避剤の散布など、効果的な被害防止対策を支援していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(陸前高田市) 4 鳥獣被害対策の強化について (2) ハンターの担い手の確保、及び、新規参入者への支援として、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の上限単価の引上げや、狩猟免許取得経費及びニホンジカ処理に係る冷凍庫の購入補助等の捕獲活動経費の助成など支援措置を拡充すること</p>	<p>有害鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者確保に向けて、狩猟免許試験に向けた予備講習会を受講料無料で開催するとともに、受験者の利便性や市町村の要望を踏まえ、狩猟免許試験の休日開催や県内各地で試験を行うなど、狩猟者の確保に取り組んでいます。 また、県では、令和2年6月に国に対し、有害捕獲活動の上限単価の引上げや、地域からの要望に応え得る十分な予算の確保を要望したところであり、今後も様々な機会を捉えて要望するとともに、市町村や関係団体等と連携しながら、鳥獣被害防止対策の強化に取り組んでいきます。</p>	<p>環境生活部 農林水産部</p>	<p>自然保護課 農業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(陸前高田市) 5 地域医療の充実確保について (1) 新型コロナウイルス感染症及び季節型インフルエンザの流行期のみならず、常時、安心・安全な地域医療を確保するための医師や看護師等の配置及び十分な支援、財源の措置を講じること</p>	<p>【医師・看護師の確保】 県では、医師の確保のため、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、常勤医師全般の確保に向けて、関係大学への派遣要請や即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の配置調整等に積極的に取り組んでいるところです。 また、看護職員の安定的な確保と定着を図るため「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、中学生・高校生看護進学セミナーや看護職員修学資金貸付制度、ナースセンターによる再就業支援などきめ細かな取組を推進しているところです。 【医師人材確保対策への財政支援】 県では、地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護人材の確保に向けた事業を実施しているところですが、国に対しては、深刻な医師不足等の医療課題や介護人材確保・育成の課題などの実情を踏まえて基金を配分するよう要望するとともに、県内各地域の実情に応じて必要な事業を確実に実施できるよう、事業区分間の配分額の柔軟な調整を可能にすること、予算を安定的に確保すること及び制度を恒久化することを要望しているところであり、引き続き、国に対し働きかけていきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>医療政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(陸前高田市) 5 地域医療の充実確保について (2) 自治体病院や地域の中核病院における人材確保には流動的に大きな経費が必要となることから、経営基盤の安定化を図るため十分な財源の措置を講じること</p>	<p>本県は、公立・公的病院が各圏域の基幹病院となっており、地域において大きな役割を担っているものと認識しています。 県では、県立病院がそれぞれの地域で求められる役割を果たせるよう、国が定める繰出基準等を踏まえて、必要な経費を県立病院等事業会計に繰り出しているところであり、市町村においても同様の状況にあるものと考えています。 今後も、地域の医療体制を確保するため必要な支援を行っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(釜石市) 1 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策の継続について (1) 次年度以降においても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と同等の制度を創設するなど、更なる財政措置を講じること</p>	<p>感染拡大傾向を踏まえ、各都道府県でこれ以上の感染拡大を食い止めるよう取り組んでいるところであり、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部が令和2年11月5日に行った「新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言」においては、交付金の増額及び弾力的運用並びに令和3年度以降の継続について国に求めているところであり、さらに県が令和2年11月17日に行った「新型コロナウイルス感染症対策及び令和3年度政府予算等に関する提言・要望」においても同様の趣旨の要望を行ったところです。 この結果、令和2年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、国の第3次補正予算における交付金の拡充(1.5兆円)が盛り込まれ、令和3年2月2日には第3次補正予算に係る地方単独事業分について交付限度額の通知があったところです。 また、県では、より現場に近い市町村が、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、令和2年度一般会計補正予算(第4号)において、総額20億円の「新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助」を創設したところです。 今後においても、市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に即した施策を講じられるよう、必要に応じて国に対し要望していきます。</p>	ふるさと振興部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(釜石市) 1 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策の継続について (2) 制度創設に当たっては、利子補給以外も基金への積み立てを可能にするなど、地方自治体が地域の実情に応じて柔軟に活用できるような制度とすること</p>	<p>感染拡大傾向を踏まえ、各都道府県でこれ以上の感染拡大を食い止めるよう取り組んでいるところであり、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部が令和2年11月5日に行った「新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言」においては、交付金の増額及び弾力的運用並びに令和3年度以降の継続について国に求めているところであり、さらに県が令和2年11月17日に行った「新型コロナウイルス感染症対策及び令和3年度政府予算等に関する提言・要望」においても同様の趣旨の要望を行ったところです。 今後においても、市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に即した施策を講じられるよう、必要に応じて国に対し要望していきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>地域振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(釜石市) 2 災害時の避難所運営体制等の整備について (1) 避難所運営に当たる職員の人件費等災害時の避難所運営体制の充実に要する経費に対して、十分な財政措置を講じること</p>	<p>避難所を運営する市町村に対する財政的支援については、避難所開設時に必要な感染症対策物資の購入や、分散避難のためのホテルや旅館等を確保する費用について、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が活用可能となったところであり、その旨を市町村に対し周知、助言を図ったところですが、引き続き、国に対し更なる財政支援について要望していきます。</p>	<p>総務部</p>	<p>総合防災室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(釜石市) 2 災害時の避難所運営体制等の整備について (2) 災害対策基本法第86条の8の広域一時滞在の規定を災害発生前から適用できるように改正すること</p>	<p>県は、大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合(災害発生前)、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施することとしており、避難者の輸送など、市町村からの支援要請に応じ、関係団体と締結している災害時応援協定等を活用し、対応することとしています。</p> <p>また、現在、国(内閣府)では、避難対策の強化を目的とした災害対策制度の見直しを行うため、中央防災会議に、有識者等で構成する「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」を設置し、災害発生前における広域避難制度の構築等について検討を進めているところであり、引き続き、同ワーキンググループによる検討の状況を注視し、必要に応じ、国に対し要望をしていきます。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
<p>(釜石市) 2 災害時の避難所運営体制等の整備について (3) 広域避難については、避難所の確保だけでなく、水、食料はもとより、ベッド、簡易トイレ、パテーション等避難所の環境改善のための備蓄品について広域的な分散備蓄の推進をすること</p>	<p>県では、広域的な防災体制を強化するため、平成26年3月に「岩手県広域防災拠点配置計画」を策定、盛岡・花巻、二戸、葛巻、遠野、北上地区の5エリアに広域防災拠点を配置し、防災関係機関のベースキャンプ、物資の受入れ・集配、備蓄等の各種機能を付与し運用してきているところです。</p> <p>備蓄については、市町村の備蓄を補完するため、各広域防災拠点に避難所開設時に必要となる食料、飲料水、毛布、組立式トイレのほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、新たに、段ボールベッドやパテーション等の感染症対策物資についても国の地方創生臨時交付金を活用し備蓄を行っています。</p> <p>今後においても、各広域防災拠点の備蓄物資について、備蓄期限が到来した物資の更新に併せ、市町村における備蓄の状況を踏まえた備蓄を進め、広域防災拠点の機能が十分発揮できるよう取り組みます。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(釜石市) 3 教育現場における取組への支援について (1) GIGAスクール構想の実現に向けてICTを活用した授業を行うため、教員への研修等を実施すること</p>	<p>令和2年度、総合教育センターに無線LAN環境、大型提示装置、研修用タブレット端末を整備しており、ICTを活用した授業改善に係る教員研修を充実していくとともに、本県の教育課題の解決に資する計画的・効果的な研修の充実に取り組めます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(釜石市) 3 教育現場における取組への支援について (2) ICTを活用した授業を行うため、GIGAスクールサポーターやICT支援員の設置が急務となっているが、人材の確保が難しい状況にあることから、専門人材の紹介等支援を実施すること</p>	<p>GIGAスクールサポーターなどの必要な人材の確保については、県教育委員会と市町村教育委員会とが学校教育のICT化に関する事項について検討・協議するため、令和2年11月24日付けで「岩手県学校教育ICT推進協議会」を設立しましたので、その中で各市町村の状況を情報交換する場を設けたいと考えています。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教育企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(釜石市) 4 岩手県立釜石病院の感染症病棟を含めた建て替え整備について 県立釜石病院は昭和52年12月の現在地への移転新築から42年、各種設備が老朽化していることから、建て替え整備が必要な状況となっている。令和2年度中に、釜石地域の医療の在り方に関する地域の意見を聴く場として、釜石地域医療構想調整会議を開催し、議論した上で、整備計画を明確に示していただくとともに、県医療局で行っている劣化調査の結果を踏まえて、当圏域の基幹病院として安定的な医療供給体制を示すために、新築に向けて、感染症病棟を含めた建て替え整備計画を打ち出すよう要望</p>	<p>医療局では、県立病院等において良質な医療を持続的に提供していくため、「岩手県立病院等の経営計画[2019-2024]」において施設毎の劣化状況を踏まえ計画的に改修を進めることとしています。 県立釜石病院については、令和2年3月に劣化調査を完了しており、当該調査の結果や、釜石保健医療圏に設置されている地域医療構想調整会議等で行われる、将来の病床数やそれぞれの医療機関が担う機能などに関する議論を踏まえ対応していきます。 また、感染症病床についても圏域の状況を踏まえながら対応していきます。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
<p>(釜石市) 5 岩手県立釜石病院の医師確保について 現状において、救急外来の受け入れや通常診療による医師一人当たりの負担は深刻であり、地域で安心安全な質の良い医療を提供するためには、早急な医療提供体制が必要な状況となっている。医師の負担を軽減し、安定的な医療提供体制を確保するために、医師の配置について要望</p>	<p>県立釜石病院の常勤医師の配置又は増員については、派遣元である大学医局においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状況が続いているため、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により、診療体制の維持に努めているところです。 また、令和元年度から医師事務作業補助者(医療クラーク)を増員し、医師の負担軽減に取り組んでいるところです。 県においては、引き続き関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(釜石市) 6 釜石港の国際貿易拠点化に向けた港湾機能強化について (1) 重要港湾「釜石港」の釜石湾開発構想の検討による港湾計画の見直し、更には、ふ頭用地造成及び岸壁新設</p>	<p>港湾施設の新設や拡張に当たっては、長期構想を策定した上で、港湾計画を見直し、必要となる港湾施設を計画に位置付けることとなっています。 釜石港においては、道路ネットワークの進展や定期コンテナ航路の開設に伴い、令和元年までコンテナ貨物の取扱いが増加していますが、完成自動車の取扱再開や新たな航路開設は不透明な状況です。 このことから、釜石港の長期開発構想の策定等については、引き続き、貴市と意見交換や「釜石港利活用検討会議」の場を活用しながら、必要な検討を行っていきます。 県では、現在の施設の利用促進を図り、更なるコンテナ貨物取扱量を増やすため、釜石港のコンテナターミナルにおける、リーファーコンテナの電源増設や照明塔の整備を鋭意進めてきたところです。 ふ頭用地造成及び岸壁新設については、震災後の釜石港を取り巻く状況の変化や今後の利用見通しを踏まえ、釜石港の長期開発構想を策定する時期等も考慮しながら、施設整備の方針を検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(釜石市) 6 釜石港の国際貿易拠点化に向けた港湾機能強化について (2) 港湾管理者による、国際コンテナ定期航路の維持・拡大のためのインセンティブ施策の創設</p>	<p>県ではインセンティブ施策の展開について、港湾施設使用料の減免措置を状況に応じて実施しているところです。 更なるインセンティブ施策については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等も踏まえ、取扱貨物量の増加による県内への経済波及効果や税収効果の増大が十分かつ確実に見込まれる内容とし、かつ、各港湾における制度上の均衡を確保する必要もあることから、その効果や、県と各港湾所在市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(釜石市) 7 安全・安心なまちづくりの推進について (1) 市内河川の浚渫 ① 甲子川の源田沢地区の浚渫</p>	<p>甲子川の源太沢地区の堆積土砂については、令和2年度の河道掘削で、これまで約4,800m³を撤去したところであり、今後も引き続き河道掘削を進めていきます。 なお、今後も現地の状況を確認しながら、河川の適切な維持管理に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(釜石市) 7 安全・安心なまちづくりの推進について (1) 市内河川の浚渫 ② 令和元年の台風第19号により被災した甲子川、片岸川等の河川の復旧や、その他の河川も含め土砂撤去等の早期実施</p>	<p>令和元年の台風第19号に係る河川災害復旧は、全4か所のうち3か所工事完成したところであり、残る1か所も早期復旧に向け取り組んでいきます。 なお、今後も現地の状況を確認しながら、河川の適切な維持管理に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(釜石市) 7 安全・安心なまちづくりの推進について (2) 急傾斜地崩壊対策事業、土砂災害防止事業及び治山事業の促進</p>	<p>治山事業については、令和元年東日本台風で被災した佐須地区、片岸地区及び花露辺地区において、土砂流出防止対策及び崩壊地復旧に取り組んでいるところであり、片岸地区については令和2年度の事業完了を予定しています。 今後も荒廃林地の復旧整備については、緊急度の高い箇所から順次実施し、山地災害の未然防止を図っていきます。</p>	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>急傾斜地崩壊対策事業等の実施に当たっては、避難所・要配慮者利用施設等が立地する箇所や、被災履歴がある箇所など、県全体の整備状況を考慮しながら対策を進めていきます。</p>	県土整備部	砂防災課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(釜石市) 7 安全・安心なまちづくりの推進について (3) 主要地方道及び県道の改良整備の促進 ・主要地方道釜石遠野線笛吹峠付近の山間部路線の抜本的改良整備</p>	<p>笛吹峠付近については、幅員が狭く、急カーブが連続しており、また橋野鉄鉱山の世界遺産登録等により交通量が増加していることから、改善に向けて整備が必要な区間と認識しています。 抜本的な改良については、多額の事業費が見込まれるなど、早期の整備が難しいものの、まずは、安全に通行できるよう、大型車や乗用車同士のすれ違いが困難な状況を緩和するため、平成29年度から局所的な拡幅やカーブの緩和、待避所の設置等の事業を進めているところです。 令和2年度は局所的な拡幅やカーブの緩和、待避所の設置工事を実施しており、今後も整備推進に努めていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(釜石市) 7 安全・安心なまちづくりの推進について (4) 国道283号(釜石駅前～五の橋間)整備事業の促進</p>	<p>御要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や沿道状況、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(釜石市) 7 安全・安心なまちづくりの推進について (5) 市道平田上中島線の県道昇格及び早期整備</p>	<p>県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備したものについて、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格させてきたところです。 要望のあった路線については、道路法上の認定要件及び県道と市道とのネットワークの在り方を総合的に判断しながら検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(釜石市) 8 釜石鵜住居復興スタジアムの利活用の推進について (1) 釜石鵜住居復興スタジアムを活用した、県主催または全県的な各種スポーツ大会や文化イベント等を積極的に開催すること。及び、スポーツをはじめ、教育、文化、観光防災等様々な分野における全国規模の大会、催し等の誘致に支援すること</p>	<p>県では、ラグビーワールドカップのメモリアルイベントの継続的な開催を、釜石市とともに検討していくとともに、県ラグビー協会と連携した大会等の誘致活動、トップリーグ等の試合が行われる県外会場でのブース出展によるスタジアムのPRを行うこととしています。 今後も、各種大会やイベント等の誘致を図り、沿岸地域の振興、広域的な文化・スポーツの振興に向けて取り組んでいきます。</p>	<p>文化スポーツ部</p>	<p>文化スポーツ企画室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(釜石市) 8 釜石鶴住居復興スタジアムの利活用の推進について (2) 釜石鶴住居復興スタジアム等の既存施設を活用し、経済波及効果創出に資するスポーツ合宿誘致の推進、仕組みづくり、PR等の支援を行うこと</p>	<p>県では、市町村・関係団体等で組織した「いわてスポーツコミッション」を中心に様々なスポーツ大会・合宿等の誘致の取組を推進しているところです。具体的には、市町村等と連携して、大学や実業団のスポーツチームを対象とした合宿相談会、合宿等の受入れ担当者向けの人材育成研修会、いわてスポーツコミッションWEBサイトで県内にあるスポーツ施設等の情報発信等を実施しています。 引き続き、県内各市町村や関係団体等と連携を図りながら、県内各市町村のスポーツ施設等の資源や観光資源を生かし、交流人口の拡大に向けた取組を進めていきます。</p>	文化スポーツ部	スポーツ振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(釜石市) 9 ツキノワグマ対策について (1) 各地域における課題の洗い出しや関係者間の共通認識のもとで対処するための体制を構築すること(県が主導する対策会議を開催)</p>	<p>地域におけるツキノワグマ対策に係る体制については、釜石・大槌地区におけるツキノワグマ管理に係る具体的施策の検討・推進を目的として、平成15年から市町、警察や猟友会などを構成員とする「釜石・大槌地区ツキノワグマ管理協議会」を設置していますので、今後も当該協議会を活用して、出没状況、有害捕獲の状況や被害発生時の連絡体制等について関係者間で情報共有を強化します。</p>	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(釜石市) 9 ツキノワグマ対策について (2) 県のリーダーシップのもと、クマの出没を抑制する住環境の整備のため道路や公園施設などの施設管理者や関係機関と連携したクマ対策を展開すること</p>	<p>令和2年度は7月16日に「釜石・大槌地区ツキノワグマ管理協議会」を開催し、ツキノワグマの出没を抑制する住環境の整備について協議させていただいており、引き続き、関係(者)機関等と連携し出没抑制に向けた地域の取組を進めていきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(釜石市) 9 ツキノワグマ対策について (3) クマ対策をよりの確に行うための生息域や個体数のより精微な調査を行うこと</p>	<p>県では、現在の県内のツキノワグマの生息頭数を把握し、計画的な管理を行うため、平成30年度から3か年にわたってヘアトラップによる生息頭数の調査を行っています。釜石市を含む北上高地地域南部は、令和元年度に調査を実施しており、今後、個体数の推計結果を釜石・大槌地区ツキノワグマ管理協議会に提供し関係機関で共有するとともに、捕獲上限数の設定など、ツキノワグマの適正な管理に反映させていきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>(釜石市) 10 活力ある地域水産業の振興について (1) 適切な漁業資源の保護・管理のための取組強化</p>	<p>国は、改正漁業法の施行に伴い、新たな資源管理システムの着実な実施を図ることとしており、このシステムにより漁獲量を管理する魚種を増やすこととしています。 県では、国の研究機関等と連携して資源量調査を実施するとともに、漁業関係団体の協力の下、漁業者等の資源管理協定の策定や実行を指導することにより、資源状況に応じた適切な資源管理措置を実行していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>(釜石市) 10 活力ある地域水産業の振興について (2) 魚類養殖の試験研究及び事業化を推進するための財政支援</p>	<p>県では、これまでの魚類養殖試験の実施における魚病対策や漁場環境調査等の支援に加え、今後は、国庫補助事業の活用による施設整備など、市町村や漁協の要望を踏まえながら、魚類養殖の事業化に向けた支援をしていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(釜石市) 10 活力ある地域水産業の振興について (3) 将来の漁業を担う担い手を確保・育成するための取組強化及び財政支援</p>	<p>県は、平成31年4月に開講された漁業技術等の研修機関である「いわて水産アカデミー」を核とした、意欲ある新規漁業就業者の確保・育成に取り組んでいるほか、地域漁業を牽引する経営体を育成するため、経営の大規模化や法人化等の促進に取り組んでいます。 今後も、これらの取組を支援し、漁業担い手の確保・育成に努めていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>(雫石町) 1 1級町道滝沢・安庭線 昇瀬橋架け替え事業への財政的、技術的支援について 国道46号の赤淵地内に接続する1級町道滝沢・安庭線の起点に位置し、雫石川に架設されている「昇瀬橋」について、当町が実施を予定する架け替え事業に対し、広域の見地からこの路線の必要性、重要性、通行の現状、緊急性に鑑み、県の補助事業としての支援を要望</p>	<p>御要望の昇瀬橋については、老朽化が著しく進行しているほか、幅員狭小の交通隘路となっていることから、早急に架け替えが必要な箇所であると認識しています。 令和2年度は、雫石町が実施する幅員見直しなどの橋梁の修正設計について、県の職員が設計コンサルタントとの協議に同席して専門的なアドバイスを行うなど、必要な技術的支援を継続して行っています。 また、本路線は、過去の災害時に国道46号の迂回路として機能するなど、県全体の道路ネットワークの強化に資する路線と考えられることから、令和3年度から市町村道整備事業補助金による財政的支援を実施する予定です。</p>	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(雫石町) 2 県立雫石高等学校の存続について 今後も、県教育委員会をはじめ、関係団体及び企業との連携・協働を一層深めながら、雫石高校の教育力の向上、生徒の健全育成等、雫石高校の魅力づくりに努めるので、雫石高校の存続に向けての配慮を要望</p>	<p>令和3年2月に公表した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」(最終案)では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。 雫石高校のような1学級校の存在が地方創生の推進に重要な役割を果たしている地域では、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中において一定の入学者のいる1学級校を維持することとしています。 現在、雫石高校では、「雫石高校将来ビジョン」や「虹色コンパスキャリア教育支援」等の雫石町及び雫石町教育委員会の支援をいただきながら、地域と一体となった学校魅力化の取組を進めています。 県教育委員会では、今後も、地域や町教委等と緊密な連携を図りながら、雫石高校において魅力ある教育活動が展開されるよう取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>(葛巻町) 1 北岩手・北三陸横断道路の整備促進について 「北岩手・北三陸横断道路」を新たに整備計画に盛り込むとともに、自動車専用道路として早急に整備・着工されることを強く要望</p>	<p>県としては沿線の市町村からの要望等に基づき、一般国道281号を路線全体として災害時でも機能する信頼性の高い道路として確保するよう、改築事業や防災対策に努めているところです。 県北地域の道路ネットワークの強化は、県としても、その必要性、重要性を強く認識していますが、御要望の「北岩手・北三陸横断道路」については、県が整備を進めている国道281号とルートが並行し機能が重複すると考えられることや、莫大な事業費を要することが見込まれることが課題となることから、引き続き、県北地域の道路ネットワークの在り方について関係市町村とともに幅広く検討していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(葛巻町) 2 持続できる酪農経営対策について (1) 規模拡大志向の畜産農家が規模拡大を図られるよう、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業等の施設整備・機械導入など関係予算を、地域の要望に応えた計画的な事業執行となるように重点的に配分すること</p>	<p>県では、農山漁村地域整備交付金や、畜産クラスター事業、いわて地域農業マスタープラン実践支援事業等を活用した施設整備を支援しており、引き続き、地域の意向を伺いながら、計画的に事業を進めていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>畜産課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(葛巻町) 2 持続できる酪農経営対策について (2) 粗飼料生産基盤の強化及び整備が図られるよう、農地の担い手への集積を進めるための事業を積極的に展開すること</p>	<p>農地の集積については、県では、円滑に担い手への農地集積・集約化が進むよう、農地中間管理機構が配置した農地コーディネーターと農業委員会の農業委員、農地利用最適化推進委員など関係機関の農地のマッチング活動を支援する等、「農地中間管理事業」の積極的な活用に取り組んでいるところです。 この結果、葛巻町では、令和元年度の集積面積が農地全体で 2,633ha(集積率 69.7%)となっており、特に飼料作物が大半を占める畑地では70%以上の集積率となっています。引き続き、畜産経営体への集積を進めながら、粗飼料生産基盤の強化に向け支援していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農業振興課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(葛巻町) 2 持続できる酪農経営対策について (3) 効率的な経営を進めるための技術指導を強化するとともに、コントラクターなどの外部支援組織の拡大及び育成に向けた取組みを進めること</p>	<p>県では、県や農協等からなるサポートチームを県内10地域に組織し、酪農の乳量・乳質の改善や、肉用牛の分娩間隔の短縮・子牛の発育改善などの取組を支援しています。 また、飼料生産作業を受託するコントラクター等の育成や、酪農家の負担軽減を担う育成牛の預託施設や公共牧場の機能強化に取り組んでいます。 今後も、生産性向上の取組を推進するなど、本県の畜産生産基盤の強化に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>(葛巻町) 2 持続できる酪農経営対策について (4) 省力的、効率的経営の実現のため、TMR利用技術指導を強化するとともに、TMR原料となる国産粗飼料の広域流通の推進及び情報提供を図ること</p>	<p>県では、これまで、TMRの利用を促進するため、TMRを供給する組織の設置を支援するとともに、TMRの原料となる自給粗飼料の収量向上やTMRの調製技術の指導、農家での利用指導などの支援を行ってきており、引き続き、TMRの利用拡大に向け、供給組織の設置や利用技術等の指導を進めていくこととしています。 また、国産粗飼料の広域流通については、平成30年度から、公益社団法人岩手県農業公社が粗飼料の生産・販売の取組を本格的に開始したところであり、引き続き、栽培管理などの技術指導や、収穫物の流通・販売に係る情報提供を行っていきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(葛巻町) 2 持続できる酪農経営対策について (5) 新葛巻型酪農構想は、リーディング牧場の創設や畜ふんバイオマスの利用を柱とする、これまでにない特徴を持つ計画であり、県においても独自の事業を創設するなど、財政支援を強化すること</p>	<p>県では、補助事業による牛舎等の整備、公共牧場の機能強化等を進めており、引き続き、農山漁村地域整備交付金や畜産クラスター事業等の導入を支援するなど、新葛巻型酪農構想の実現に向け取り組んでいきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>(葛巻町) 3 林業の振興について (1) 伐採及び間伐、再造林、苗木の生産・供給を含めた総合的な再造林対策のため、伐採から植栽までの一貫作業を推進すること</p>	<p>本県の再造林面積は、近年増加傾向にあるものの、人工林伐採面積の4割にとどまっており、将来に向けて安定した森林資源を確保していくためには、造林コストの低減を図りながら着実に再造林を進めていくことが重要と考えています。</p> <p>再造林を促進するため、県では、森林整備事業の補助要件緩和に加え、研修会の実施等により、伐採から植栽までの作業を連続して行う一貫作業システムや低密度植栽の普及に取り組んでいます。</p> <p>平成30年度から、国の交付金を活用し、伐採・再造林一貫作業を支援する「岩手県林業成長化総合対策事業(資源高度利用型施業)」を事業化し、造林コスト削減の取組に対する補助を行っているところであり、国には、令和3年度以降の事業の継続を要望しているところです。</p> <p>また、植え付け効率が高く、植栽時期が秋季まで可能なコンテナ苗木の活用が一貫作業の推進に有効なことから、コンテナ苗木の生産施設整備を支援しています。</p> <p>県では、こうした取組を今後も強力に進めるとともに、林業・木材関係団体が設立した「岩手県森林再生機構」において、再造林経費の助成を平成30年度から開始したところであり、今後も関係団体と連携しながら、再造林の一層の促進に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(葛巻町) 3 林業の振興について (2) 林業労働力の確保を図るため、新規就業者や林業経営の担い手の育成に向けた取組を推進すること</p>	<p>県では、「いわて林業アカデミー」により、林業への就業を希望する若者に対し、森林・林業の知識や技術の体系的な習得を支援するとともに、(公財)岩手県林業労働対策基金と連携し、新規就業者の確保に向けた就職相談会の開催や森林施業に必要な技術研修等を実施しているところです。 今後も、将来の本県林業を担う人材を確保・育成していくため、技術レベルに応じた研修の実施や、就労条件の改善等に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(葛巻町) 4 「復興支援道路」として位置づける一般国道281号「葛巻町～岩手町間」の改良整備について 国道281号全線を県最優先整備路線として改良整備が早期に図られるよう次の事項を要望 (1) まちば再生支援事業 ① 町中心市街地の活性化に結びつく道路整備</p>	<p>葛巻町内のまちば再生については、地元商工会や地域住民の皆様が主体となり、中心市街地の活性化に向けた取組が行われていることから、この取組を支援する道路整備が必要であると考えています。 このため、県では国道281号の迂回路としての機能を有する道路として町が整備を進めている町道茶屋場田子線に対して財政支援を行っているところであり、同町道の開通に伴って葛巻町内の国道281号の交通が転換するなどの道路交通環境の改善が期待されることから、交通量の推移や予算の動向等を見極めながら、必要な支援について、総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(葛巻町) 4 「復興支援道路」として位置づける一般国道281号「葛巻町～岩手町間」の改良整備について 国道281号全線を県最優先整備路線として改良整備が早期に図られるよう次の事項を要望 (1) まちば再生支援事業 ② 城内小路地区の局部改良整備</p>	<p>葛巻町内のまちば再生については、地元商工会や地域住民の皆様が主体となり、中心市街地の活性化に向けた取組が行われていることから、この取組を支援する道路整備が必要であると考えています。 このため、県では国道281号の迂回路としての機能を有する道路として町が整備を進めている町道茶屋場田子線に対して財政支援を行っているところであり、同町道の開通に伴って葛巻町内の国道281号の交通が転換するなどの道路交通環境の改善が期待されることから、交通量の推移や予算の動向等を見極めながら、必要な支援について、総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの
<p>(葛巻町) 4 「復興支援道路」として位置づける一般国道281号「葛巻町～岩手町間」の改良整備について 国道281号全線を県最優先整備路線として改良整備が早期に図られるよう次の事項を要望 (2) 繋～小屋瀬地区の歩道整備促進</p>	<p>歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めているところであり、御要望の箇所については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの
<p>(岩手町) 1 主要地方道岩手平館線における歩行者の安全確保について 児童生徒をはじめ歩行者が安心して利用できる歩行空間の確保、また見通しが利かないカーブの解消など、未改善となっている区間、個所の改良を要望</p>	<p>都市計画道路犬袋新町線及び新町城山線の御要望の区間の事業化については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。 なお、令和2年度は沼宮内地区において、交通安全対策の一環として、カラ一舗装等を実施しました。</p>	県土整備部	道路環境課、都市計画課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(岩手町) 2 北岩手・北三陸横断道路の整備促進について 「北岩手・北三陸横断道路」を新たに整備計画に盛り込むとともに、自動車専用道路として早急に整備・着工されることを強く要望</p>	<p>県としては沿線の市町村からの要望等に基づき、一般国道281号を路線全体として災害時でも機能する信頼性の高い道路として確保するよう、改築事業や防災対策に努めているところです。 県北地域の道路ネットワークの強化は、県としても、その必要性、重要性を強く認識していますが、御要望の「北岩手・北三陸横断道路」については、県が整備を進めている国道281号とルートが並行し機能が重複すると考えられることや、莫大な事業費を要することが見込まれることが課題となることから、引き続き、県北地域の道路ネットワークの在り方について関係市町村とともに幅広く検討していきたいと考えています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(岩手町) 3 県立中央病院附属沼宮内地域診療センターの医療体制の継続について 「岩手町型在宅医療体制」づくりの方向性について、検討調査・研究を重ねている。については、今後も各方面より様々な助言指導等いただきながら、現在の職員配置を含めた診療センターの診療体制の維持を図るとともに、地域の医療体制充実について配慮されるよう要望</p>	<p>沼宮内地域診療センターについては「岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕」において定めている機能・役割を果たしていくため、常勤医の配置や応援診療等により、医療提供体制の確保に努めているところであり、今後においても、地域の医療ニーズを踏まえた、医療提供体制の維持に努めていきます。</p>	<p>医療局</p>	<p>経営管理課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(岩手町) 4 SDGsの取組の推進について 本町は、今般、国から令和2年度の「SDGs未来都市」の選定を受け、町の未来を担う人材育成等を目的とした「SDGs未来都市構想」を機軸として、地方創生や地域活性化に向けた各種施策に取り組んでいくこととしている。具体的にはSDGs先進国等と姉妹都市提携を行い、相互に交流を図りながら戦略的に連携していくほか、町民、企業、団体等とともに、町の強みである「農業」、「スポーツ」、「芸術(アート)」などの分野におけるSDGsの視点での磨き上げによる新しい価値の創出を図っていくこととしている。本町のSDGsの取組への協力を要望</p>	<p>令和2年度第2回申請時において貴町が内閣府の地方創生推進交付金を活用して実施予定としていた「SDGs未来都市提携×リビングラボによる町の持続可能性の向上」事業については、地方創生の見地から複数回に亘り意見交換をさせていただくなど、国への申請に向けた支援を行ったところであり、令和3年度第1回申請時においても、同様の対応をしたところである。 このほか、プロジェクト事業の内容によっては、圏域の振興及び他圏域への波及効果を図る先駆的・戦略的事業について広域振興局が直接予算要求を行う「広域振興事業」との連携や、地域の実情に応じた、より実効性の高い施策を展開するための「地域経営推進費」の活用も可能ですので、今後も継続して協力していきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>地域振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(岩手町) 5 県立沼宮内高等学校の再編について 今後、県が策定する次期再編計画においても地域の実情を踏まえ、単に数の論理による統廃合によることなく、沼宮内高等学校が小規模校の特色を活かした人材育成の場となり、地域の持続発展が可能となる再編が図られるよう要望</p>	<p>令和3年2月に公表した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」(最終案)では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。 また、地域や産業界と高校のかかわりが深まっていることや、生徒の進路実現に向けた高校教育充実への期待が高まっていること等の現状を踏まえ、後期計画期間中において、各地域の学校をできる限り維持することにより、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくり、及び地域人材の育成等に向けた教育環境の整備を図ることとしています。 県教育委員会では、令和2年度から新たに「高校の魅力化促進事業」に取り組んでおり、沼宮内高校においても、総合的な探究の時間等を活用しながら、地域理解の学習活動を充実させること等により、学校の魅力向上や地域人材の育成を図るとともに、小中学生の地元高校への理解と進学意識の醸成を図る取組を進めることとしています。 今後とも、地域と連携しながら、生徒の多様な進路希望の実現や地域人材の育成等に対応した教育環境の整備・充実に取り組んでいきたいと考えています。</p>	教育委員 会事務局	学校調整 課	B 実現 に努力し ているも の

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(山田町)</p> <p>1 秋サケの資源回復と海面魚類養殖の生産技術確立について</p> <p>本県の秋サケ漁は、ピーク時には7万トン(平成8年度)を超えるまでに発展したが、平成9年度以降、県内の漁獲量は減少傾向にあり、東日本大震災後は、1万トン前後と低迷しており、特に昨年度は2,300トンと前年度の2割にとどまり、これまでにない危機的状況となっている。本町では、平成22年度から河川遡上尾数が極端に減少し、漁協のふ化放流事業は大きな影響を受けており、稚魚放流後の減耗原因の早期解明と、変動する海洋環境に対応した飼育放流技術の確立が求められている。</p> <p>また、秋サケの記録的な不漁を受け、県沿岸部ではサケ・マス類の試験養殖に乗り出す動きが相次いでおり、新たな海面魚類養殖の事業化に向けた研究開発の重要性が高まっている。ついては、引き続き調査・研究・指導に取り組まれ、秋サケ資源の回復と海面魚類養殖の生産技術確立が図られるよう要望</p>	<p>秋サケの不漁要因は地球規模の気候変動による海洋環境の変化のほか、放流直後からオホーツク海に至るまでの稚魚の減耗も要因の一つと考えられていることから、県では、高水温でも回帰する北上川水系のサケに着目し、その特性を利用した「海水温の上昇に強い高水温耐性を持つ稚魚の生産技術開発」や耳石温度標識を用いたサケ稚魚の移動分布、成長等の調査、山田湾での海中飼育放流における生残率向上に係る技術開発に取り組んでいます。</p> <p>また、サケ資源の減少が北海道でも確認されていることから、稚魚減耗要因のより広域的な調査の実施を国に要望しているところです。</p> <p>県では、資源の早期回復を図るため、サケ稚魚減耗要因の解明に向け、引き続き調査・研究・指導を行うとともに、健康な稚魚の放流に向け、増殖事業関係団体と連携しながら、飼育池毎の適正な飼育管理や適期・適サイズ放流の徹底などを指導していきます。</p> <p>海面魚類養殖については、効率性の高いサケ、マス類の海面養殖の実現を目指し、令和元年度から成長の早い種苗の開発に取り組んでいるほか、養殖試験の実施において、魚病対策や漁場環境調査等を支援するとともに、県内の漁協、水産加工事業者等を対象とした勉強会の開催により関係者の理解醸成を図るなど、魚類養殖の事業化に向けた展開を促進していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>水産振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(山田町) 2 防潮堤及び水門の早期完成について 県においては、「社会資本の復旧・復興ロードマップ」のスケジュールに沿って、各地区で防潮堤及び水門の復旧・整備を進めているが、その多くが未完成の状況となっている。国が定める「復興・創生期間」の最終年度を迎え、建設が進む防潮堤の背後地では、住宅の再建が着々と進んでおり、安全・安心の新たなまちづくりの基礎となる防潮堤や水門の早期完成が求められている。ついては、津波から住民の生命・財産を守るため、防潮堤及び水門の早期完成について要望</p>	<p>東日本大震災津波により被災した山田漁港海岸などの防潮堤及び無堤区間については、災害復旧事業、海岸高潮対策事業により全ての地区で復旧・整備を進めているところであり、工事の進捗を図るため工程管理に万全を期すなど、引き続き、早期完成に努めていきます。</p>	<p>農林水産部 県土整備部</p>	<p>漁港漁村課 河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(山田町) 3 町内二級河川の維持管理について 町内二級河川は、これまでの大雨や洪水の影響から、土砂流入による河床の上昇が見られるほか、雑木や雑草が生い茂っているため河道が狭められ、川の流れが阻害されている箇所が見受けられる。なかでも、沿川に住宅が立ち並ぶ津軽石川及び荒川川については、大雨により河川が増水するたびに、地域住民は浸水への不安を抱えており、地域住民から治水対策や環境改善への強い要望がある。ついては、河床の土砂浚渫、河川内の雑木の除伐など、町内二級河川を適正に維持管理されるよう要望</p>	<p>県では、「河道掘削・立ち木伐採の年次計画」等に基づき、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など、優先度の高い箇所から順次対策を進めており、令和元年度は織笠川霊堂地区等において、支障木の伐採や堆積土砂の除去を行ったところです。 御要望のありました織笠川については、令和2年度、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、轟木橋付近や白石地区等において河道掘削を実施し、水害リスクの軽減を図ったところです。 また、津軽石川や荒川川についても河道掘削が必要と認識しており、令和3年度以降、緊急度の高い箇所から順次対策を講じていく予定です。 今後も現地の状況を確認しながら、適切な河川の維持管理に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(山田町) 4 県立山田病院の診療体制の充実について (1) 内科の常勤医師の増員により、診療体制の充実を図ること</p>	<p>県においては、即戦力医師となる医師の招聘活動に取り組んでいるところであり、令和3年4月から常勤医師1名を増員し3名体制とする見込みとなっています。引き続き診療体制の充実に努めていきます。</p>	医療局	医師支援推進室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(山田町) 4 県立山田病院の診療体制の充実について (2) 外科及び整形外科について、常勤の医師を配置し、令和2年度から応援が無くなった小児科に応援態勢を整える等、診療科目の充実を図ること</p>	<p>県立山田病院の外科及び整形外科の配置並びに小児科の診療応援については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況が続いています。 県においては、引き続き関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の配置に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>(山田町) 4 県立山田病院の診療体制の充実について (3) 入院機能を十分に活かすことができるよう、日当直医を確保すること</p>	<p>日当直医については、常勤医師に加え、関係大学や他の県立病院等からの診療応援により、必要な診療体制を確保しています。</p>	医療局	医師支援推進室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(山田町) 5 磯根資源の回復について 全国有数の水揚げを誇る本県のウニやアワビの不漁が続いている。本町においても震災前(3か月平均)に23トンあったウニの漁獲量は、去年は15トン、アワビの漁獲量は36トンから14トンに減少し、深刻な状況となっている。各漁協では国県補助事業や本町独自の支援事業を活用してアワビなどの種苗放流事業に取り組んでいるが、漁獲量の回復に至っていない現状である。ついては引き続き調査・研究・指導に取り組み、資源の回復が図られるよう要望</p>	<p>県では、漁協に対してウニの積極的な採捕とコンブ等の海中林造成を指導するほか、国に対しては、近年の沿岸水温の上昇など海洋環境の変動に適応したアワビ資源の回復に向けて、種苗放流を含む総合的な支援制度の創設を要望しているところである。 また、ウニについては、身入りの良いウニを育成するため、餌料海藻の多い漁場や漁港内への移殖放流や蓄養など資源の有効活用を漁協へ指導するとともに、令和2年度一般会計補正予算(第5号)で措置した「黄金のウニ収益力向上推進事業」により、磯焼け対策とウニ資源の有効活用に向けた取組を進めており、これらの成果も踏まえながら、漁協や漁業者等による磯根資源の回復に向けた取組を支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(山田町) 6 被災地通学支援事業の継続について 平成31年3月に三陸鉄道リアス線が開通し、通学などの利便性は大きく向上した。 また、平成30年3月から始まった被災地通学支援事業は、本町の高校生等が通学する際の経済的負担の軽減に大きく貢献している。 しかし、三陸鉄道の通学定期運賃は、同事業による割引があってもJR東日本時代のものより割高であり、経済的負担は以前より増しており、このような状況で令和2年度に支援事業が終了すると経済的負担は非常に大きくなる。ついては、高校生等の通学に係る経済的負担の軽減のため、被災地通学支援事業を令和3年度以降も継続されるよう要望</p>	<p>被災地通学支援事業について、事業期間は令和2年度までとしていたが、被災地では通学費の負担が依然として大きいことや、沿岸市町村や市長会、町村議会議長会等からも継続について要望をいただいていることから、令和3年度についても事業を継続します。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(山田町) 7 漁港及び海岸保全区域内の緊急的な水害対策について 令和元年台風第19号により浸水被害が生じた区域において、町が再度災害の防止のため緊急的な対策として実施する準用河川の改良整備に合わせ、その流末となる漁港及び海岸保全区域内の排水施設について、必要な対策を講じられるよう要望</p>	<p>準用河川女川、及び準用河川秀禅川の流末部については、東日本大震災津波に係る災害復旧事業において、防潮堤と併せて復旧工事を実施しているところ。 このため、流末部を原形復旧以外で工事を行う場合、現設計の見直しや既に復旧した箇所などの検討が必要となり、また、それらに要する費用については、応分の負担が生じることになりますので、御理解いただきますようお願いいたします。 今後、貴町から河川改修計画が示された段階で実施方法等について協議するとともに、必要な対策について検討していきます。</p>	農林水産部	漁港漁村課	B 実現に努力しているもの
<p>(山田町) 8 治山事業要望箇所の早期整備について 町内における治山事業要望箇所の早期整備について要望。また、既存の治山施設についても、災害の未然防止及び被害軽減の観点から、増設や嵩上げなどの機能強化対策が図られるよう要望</p>	<p>治山事業は、県が策定する「治山事業四箇年実施計画」等に基づき実施しており、具体的な事業については、地域の実情を踏まえ、『人家』や『重要な公共施設』などの保全対象を考慮し、緊急性の高い箇所を優先的に実施しているところ。 要望のありました箇所についても、現地調査を行い事業採択に係る条件や緊急性等を見極めながら検討を進めていきます。 今後も、山地に起因する災害から地域住民の生命・財産を守るため、順次危険箇所の解消に努めていきます。 また、既存の治山施設について、県では、平成27年から点検を進め、施設の修繕や機能強化、更新に係る「治山施設個別施設計画」を令和2年度策定したところ。今後は、この計画に基づく着実な施設の機能強化等に努めていきます。</p>	農林水産部	森林保全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(山田町) 9 新型コロナウイルス感染症への対応について (1) 感染拡大防止策を適切に講じられるよう、県と各市町村の連携を引き続き強化するとともに、県の対処方針など必要な情報を迅速に提供すること</p>	<p>県では、4月と1月に市町村長との意見交換会、7月には副市町村長と関係部局長との意見交換を行ったほか、市町村担当部局との連絡会議を適宜行うとともに、対策本部地方支部を随時開催するなど、市町村との連絡調整を行っています。 また、対策本部支援室には、市町村との連絡調整を担う市町村連絡班を設置し、必要な情報を迅速に提供しており、県としては、引き続き、市町村と連携し感染対策に取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	市町村課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(山田町) 9 新型コロナウイルス感染症への対応について (2) PCR検査や疫学調査など検査体制の強化を図るとともに、症状に応じた相談体制や十分な医療体制の構築に努めること</p>	<p>【PCR検査や疫学調査など検査体制の強化】 PCR検査体制については、環境保健研究センターへの検査機器整備による検査能力の増強や、各医療圏への地域外来・検査センターの設置、民間検査機関への委託などにより体制強化を図っているほか、抗原検査の活用などにより検査体制の充実も図っています。 【相談体制の構築】 相談体制については、感染患者の発生や対策の長期化を見据え、効率的な相談体制を構築するため、受診・相談センター及び一般相談の受付業務をコールセンターに委託しているところであり、保健所保健師等の専門職員の相談対応に係る負担軽減を図るとともに、OB保健師の確保により、患者発生時の積極的疫学調査等を実施する保健所の体制強化を進めています。 【医療提供体制の整備】 医療提供体制については、感染の状況により必要に応じて、圏域内の病院間で医療スタッフの応援体制を構築しているほか、国が示した流行のシナリオに基づき、まん延期における軽症者を含む感染患者のピーク数に対応した病床等の確保に取り組んでいるところであり、引き続き、感染防止対策の取組と医療提供体制の整備を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(山田町) 9 新型コロナウイルス感染症への対応について (3) 感染拡大の影響により、復旧・復興事業に遅れが生じないよう配慮するとともに、国に対し被災地の実情を踏まえた柔軟な対応を要請すること</p>	<p>被災地においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、復旧・復興に係る建設工事・建設関連業務に係る資材や専門的な技術指導者の確保ができないこと等による事業の進捗の遅れが懸念されているところです。 そのため、令和2年4月の知事と復興大臣とのテレビ会談及び新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望のほか、6月の令和3年度政府予算提言・要望及び復興推進委員会において、復興大臣に対し、東日本大震災津波からの復旧・復興に遅れを生じさせないよう、被災地における新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支援の継続や財源の確保について要望したところです。 今後とも、他県や県内市町村と連携を取りながら、様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>(岩泉町) 1 自然災害への対応について (1) 災害査定制度の見直しについて 大規模な災害では、道路寸断や崩落等で災害現場の確認が困難な場合があり、災害査定における原則2か月以内かつ年内で終了するスケジュールでは無理な状況もあることから、査定完了期限の見直しを国に要望</p>	<p>甚大な被害が発生した場合は、査定の効率化による図面の簡素化など、早期査定が実施できるように制度が創設されており、また期間についても、査定準備状況を踏まえ、年を超えて必要期間実施するなど、国において柔軟に対応していただいています。 制度の見直しについては、必要に応じて要望していきます。</p>	県土整備部	砂防災課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(岩泉町) 1 自然災害への対応について (2) 災害復旧事業における査定設計委託費の財源措置について 災害復旧事業では、災害査定のために測量設計などを委託業務として発注するが、査定設計委託費については激甚災害に指定された場合でも補助率は1/2であり、多額の単独費での支出が伴うことから、補助金等による財源措置を講じられるよう要望</p>	<p>国庫負担申請用査定設計に要する経費については、原則単独費となっておりますが、橋梁等の特殊な災害のほか、激甚災害指定された場合は、査定設計委託費補助により、財政支援が講じられます。引き続き、地元負担の軽減を図るよう国に働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災害課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(岩泉町) 1 自然災害への対応について (3) 避難所開設への支援について 自然災害が頻発化していることに加え、衛生用品や施設借上料など避難所での感染症防止対策費が増加していることから、地域防災計画に基づく避難所開発経費について更なる財政支援を要望</p>	<p>避難所を運営する市町村に対する財政的支援については、避難所開設時に必要な感染症対策物資の購入や、分散避難のためのホテルや旅館等を確保する費用について、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が活用可能となったところであり、その旨を市町村に対し周知、助言を図ったところですが、引き続き、国に対し更なる財政支援について要望していきます。</p>	<p>総務部</p>	<p>総合防災室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(岩泉町) 1 自然災害への対応について (4) 土砂災害警戒区域等の土砂流出防止対策について 当町の土砂災害警戒区域等は946か所(令和2年度6月現在)あるが、そのうち対策がなされている箇所が37か所となっているため、未対策箇所の対策を要望</p>	<p>土砂災害対策については、避難所・要配慮者利用施設等が立地する箇所や、被災履歴がある箇所など、県全体の整備状況を考慮しながら対策を進めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災害課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(岩泉町) 2 復興支援員制度の継続について 当町では、現在7名の復興支援員が地域資源利活用事業とコミュニティの再生、交流人口拡大について取り組んでおり、地域の復興に欠かせない存在であることから、現行の復興支援員制度の継続を要望</p>	<p>県では、令和2年6月10日に行った政府予算要望において、復興・創生期間後における被災者のこころのケアやコミュニティ形成支援のため、被災地の見守りケアや集落での地域おこし活動に従事する復興支援員制度を継続するよう要望を行っているところです。 また、令和3年度当初予算に「いわて復興応援隊活動推進事業費」を計上しているところです。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>地域振興室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(岩泉町) 3 道路交通ネットワークの整備促進について (1) 一般国道340号の整備促進について 一般国道340号については、相当区間が未改良の状態にあり、特に当町落合地区から押角峠までの未改良区間9kmは幅員も狭く、見通しが悪いことから、早期の改良整備に着手されるよう要望、また、道路改良が完了するまでは、各所に待避所を整備するほか、舗装の全面修繕の実施を要望</p>	<p>国道340号落合～宮古市和井内間は、幅員狭小で急カーブや急勾配が連続していることから、整備の必要な区間と認識しています。 このうち、平成26年度に事業化した峠部(押角峠)の約3.7km区間について、令和2年度はトンネル舗装や設備工事を進め、令和2年12月13日に供用開始したところです。 峠部以外の未改良区間については、事業化を見据えながら、必要な調査を進めていきます。(C) また、未改良区間の事業展開を踏まえながら、待避所の設置についても併せて検討していきます。(C) 舗装の修繕については、路面状況の調査結果等を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高い箇所を優先して工事を実施していきます。 今後とも、舗装の劣化状況や公共事業予算の動向等を踏まえて、必要な舗装の修繕に努めていきます。(B)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課・道路環境課</p>	<p>B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(岩泉町) 3 道路交通ネットワークの整備促進について (2) 一般国道455号の防災機能強化について 一般国道455号については、盛岡市玉山地区から当町小本地区までの整備促進を図るため、調査費を予算化するとともに、防災の観点から、今後の大災害においても二度と寸断することがないように、道路の嵩上げと道路の切り替え整備について要望</p>	<p>一般国道455号は岩泉町等の沿岸部と県央部との交流連携に欠くことができない道路であるとともに災害時における支援物資の輸送を支える緊急輸送道路としても重要な役割を担っているものと認識しています。 盛岡市玉山地域などの急カーブ・急勾配の解消及び拡幅整備については、路線としての信頼性を高めるための改良の必要性を勘案しながら検討していきます。(C) また、平成28年台風第10号による被害状況を踏まえ、中島地区や中里地区など6地区において、再度災害防止を考慮した道路のかさ上げ等を行っており、このうち1地区については令和元年に完了したところです。引き続き災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築を目指し、防災機能の強化を図っていきます。(B)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの</p>
<p>(岩泉町) 3 道路交通ネットワークの整備促進について (3) 一般県道大川松草線の整備促進について 一般県道大川松草線は、起点の大渡地区から唐地公民館までの区間には、バス路線でもあることから全面2車線に、唐地公民から櫃取地区の区間については、車両のすれ違いが容易となる道幅に、また道路改良が完了するまでは、各所に待避所を整備するほか、舗装の修繕を実施されるよう要望。特に崩落が頻発する危険箇所については早期の改良整備着備着手を要望</p>	<p>一般県道大川松草線の「本町～大広」工区については、平成25年度に事業着手し、大川小学校前まで道路改良工事が完了したところです。令和2年度は残りの区間の用地取得を進めるとともに、用地取得が完了した所から一部工事を行っています。(A) 待避所整備を含め、その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 舗装の修繕については、路面状況の調査結果等を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高い箇所を優先して工事を実施しています。 今後とも、舗装の劣化状況や公共事業予算の動向等を踏まえて、必要な舗装の修繕に努めていきます。(B)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課・道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(岩泉町) 3 道路交通ネットワークの整備促進について (4) 一般県道普代小屋瀬線及び一般県道安家玉川線の整備促進について 一般県道普代小屋瀬線及び一般県道安家玉川線については、河川と並走する冠水箇所の高上げを行うとともに、未改良部分の整備促進、特に 普代小屋瀬線の松ヶ沢地区から燃壁地区付近と安家小学校から川口地区付近、安家玉川線の年々口橋から茂井地区付近については、車両のすれ違いが容易となるよう早期着手を要望</p>	<p>一般県道普代小屋瀬線の「松林」工区については、安家川河川改修計画と整合を図った道路計画としており、引き続き整備推進に努めていきます。(A) 松ヶ沢から燃壁付近の車両のすれ違いが容易となる整備については、「松林～坂本」工区として、地域の実情に応じた1.5車線の道路整備として平成25年度に事業化し、平成28年度には一部工事を実施したところであり、災害復旧工事と調整しながら整備推進に努めていきます。(A) 安家小学校から川口付近及び一般県道安家玉川線の年々口橋から茂井付近の車両のすれ違いが容易となる整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 一般県道普代小屋瀬線のその他の区間及び一般県道安家玉川線についても、道路の低い箇所の高上げ及び早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(岩泉町) 3 道路交通ネットワークの整備促進について (5) 主要地方道宮古岩泉線及び一般県道有芸田老線の整備促進について 主要地方道宮古岩泉線の岩瀬張橋付近から松の木橋の区間及び町役場有芸支所付近から栃の木地区を経て皆の川地区までの区間、並びに有芸田老線の栃の木地区から肘葛地区の区間の拡幅を要望。特に、岩瀬張橋付近から松の木橋付近については、車両のすれ違いが容易となるよう早期着手を要望</p>	<p>主要地方道宮古岩泉線については、町役場有芸支所付近から栃の木地区間の蝦夷館地区について平成24年度に一部区間の路肩拡幅を行っており、その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。 一般県道有芸田老線の栃の木地区から肘葛地区の区間については平成24年度までに1.5車線の道路整備を行っています。 更なる道路整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(岩泉町) 4 新たな過疎対策法の制定について 現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月31日で法期限を迎えることから、引き続き、過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう、新たな過疎対策法においても過疎対策事業債及び各種支援制度を維持されるよう要望</p>	<p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を令和3年3月末に控え、県では、全国過疎地域自立促進連盟による要望、全国知事会提言、北海道・東北六県要望等を行ってきたほか、令和2年11月17日に行った政府予算要望において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行過疎法失効後においても、これまでの過疎対策の枠組みを生かした新たな法律に基づく総合的な振興策を講じること ・過疎対策事業債の継続をはじめとした各種財政措置の維持・拡充を図ること ・過疎地域の要件と単位について、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割、近年人口減少が急速に進んでいる地域の状況等を的確に反映したものとすることについて、要望を行っているところであり、引き続き国に対して働きかけを行っていきます。 	ふるさと振興部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>(岩泉町) 5 有害鳥獣被害防止対策について (1) ツキノワグマの被害防止対策について ツキノワグマの目撃及び被害件数は、ここ数年、民家や学校付近で増加しており、農作物への被害はもとより、人命への危害が非常に心配される状況となっている。山間部から里山までのきめ細かな生息実態の把握と捕獲割り当て頭数の見直しを要望</p>	<p>県では、現在の県内のツキノワグマの生息頭数の把握による計画的な管理を行うため、個体数推定に必要な区画を抽出して、ヘアトラップによるDNA解析調査を平成30年度から3か年にわたって実施しているところです。 岩泉町を含む北上高地の北部地域については令和2年度に調査を実施しており、調査結果を踏まえた捕獲上限数の設定など、ツキノワグマの適正な管理に反映させていきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(岩泉町) 5 有害鳥獣被害防止対策について (2) ニホンジカの有害捕獲に対する支援について 当町ではニホンジカの食害が年々拡大していることから、有害捕獲実施隊による有害捕獲を実施しているが、捕獲頭数は年々増加している。市町村が取り組むニホンジカの有害捕獲に対し、速やかな財政支援を要望</p>	<p>野生鳥獣による農作物被害を防止するためには、有害鳥獣の捕獲とともに、食害等から農作物を守り、更に集落に寄せ付けない対策(地域ぐるみ活動)を実施していくことが重要です。 このため、県では「鳥獣被害防止総合対策交付金」(国庫)を活用し、有害捕獲、電気さくを設置や地域ぐるみの被害防止活動等の取組を支援しています。 また、国に対する「提言・要望」において、有害捕獲活動の上限単価の引上げや、地域からの要望に応え得る十分な予算の確保を要望したところであり、今後とも、市町村や関係団体等と連携しながら、鳥獣被害防止対策の強化に取り組んでいきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(田野畑村)</p> <p>1 日本海溝・千島海溝を震源とする地震津波対策について 本年4月に、内閣府から日本海溝・千島海溝を震源とする地震津波の発生確率が高まっているとの調査結果が公表された。その調査は、東日本大震災の復興事業で整備されている防潮堤などが全て破壊される想定で行われており、ハード対策に加え、避難を軸とした最大のリスク回避を早急に住民に周知する必要がある。県においては市町村毎の浸水想定区域の詳細調査の実施、県の津波避難のガイドライン見直しや住民説明会の開会を要望した。村の復興計画では、ハード整備をした条件で東日本大震災と同規模の地震津波シミュレーションを行い、ハザードマップの作成や避難誘導標識の整備、避難場所・避難路の整備を進めている。標題の津波がこの想定を超える場合は、整備したハザードマップの改訂や避難誘導標識の取り替え、避難場所の指定変更等が必要となるため、必要な財政支援を要望</p>	<p>避難誘導標識の取り替えが必要となった場合には、国庫補助事業の導入に向けた国との協議・調整を行うなど、漁業地域の防災力向上に資する取組を支援していきます。</p>	農林水産部	漁港漁村課	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、内閣府から日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルが公表されたことを受けて、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定検討に着手したところです。</p> <p>この津波浸水想定に係る住民への説明については、市町村が進める避難対策やハザードマップの作成などと合わせて総合的な観点から説明する必要があることから、県と市町村の役割を踏まえ、周知の方法を検討したいと考えています。</p> <p>今後、県が行う最大クラスの津波のシミュレーションの結果、ハザードマップの改訂が必要な場合には、現行の国の交付金制度の中でハザードマップの改訂が可能かどうか国に協議するなど検討していきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(田野畑村) 2 津波浸水想定区域の拡大防止のための新たな防潮堤整備について 今般の日本海溝・千島海溝を震源とする地震津波による浸水想定は、東日本大震災の復興事業で整備されている防災堤等が全て破壊される想定であることから、地区の住民に新たな不安をもたらす結果と捉えている。特に島越地区、観光船発着所付近の集落においては、防潮堤、水門・陸閘を整備中であり、これら構築物が今回の想定で全て破壊されるか否か、また、破壊されない場合のシミュレーションも再度詳細な検証をする必要がある。その結果、東日本大震災を超える浸水想定となった場合は、当該箇所への新たな防潮堤整備を要望</p>	<p>県が行う「津波防災地域づくり法」に基づく津波浸水想定の見直しにあたっては、国が示す手引きに基づいて検討することになっており、手引きでは最大クラスの津波が悪条件下において発生することを前提とし、津波が越流し始めた時点で防潮堤等の構造物は「破壊する」と示されていることから、まずは「破壊する」条件で津波浸水想定の見直しを行う必要があります。</p> <p>この検討に加えて、手引きには示されておきませんが、県としては構造物が「破壊しない」条件の津波浸水想定も検討する予定としています。</p> <p>また、津波対策については、比較的発生頻度の高い津波、いわゆるL1津波に対しては防潮堤等の整備により、それを超える最大クラスの津波に対しては、住民の避難を軸としたソフトとハードを総動員する「多重防御」の考え方で減災に取り組んできました。</p> <p>なお、防潮堤等の高さについては、国の通知で示された考え方に基づき、L1津波を対象に見直しを行い、その結果を市町村とも十分に調整を図ったうえで設計津波高さを決定しているものであり、津波浸水想定の結果により変更されるものではないと認識しています。</p> <p>今後、条件によって東日本大震災津波を上回るものが想定される場合であっても、これまでと同様に「何としても人命を守る」という基本理念の下、最大クラスの津波に対しては、適切な避難行動を促すなどの対応が重要であると考えています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(田野畑村) 3 中小河川における洪水シミュレーションの実施について 本村は、平成28年には台風10号により内陸部の集落が多く の被害を受けた。昨年の台風19号では、本村沿岸部の集落や 道路を中心に多くの被害を受け、特にも準用河川島の沢川は、 河川氾濫により住家に多大な被害をもたらした。いつどこで発 生するかわからない昨今の気象状況に鑑み、洪水減災対策の ための中小河川の30年・50年確率の洪水シミュレーションを県 において実施されるよう要望。 また、早急にシミュレーションを実施し必要な対策を講じるよう 要望</p>	<p>洪水時の浸水シミュレーションには一定の時間と予算を要することから、県 では平成29年度に取りまとめた「洪水浸水想定区域指定5か年計画」に基づ き、水位周知河川を優先して浸水シミュレーションを行い、洪水浸水想定区 域の指定に取り組んできたところです。 その他の河川での浸水シミュレーションの実施については、大規模氾濫減 災協議会等を通じ市町村の意見を伺いながら、対象とする河川を検討して いきます。 また、県内の河川改修事業については、近年の洪水により家屋の浸水被 害が発生した区間や資産が集中している箇所等緊急性があり、事業効果の 高い箇所から、河道掘削や堤防整備等を進めているところです。今後も現地 の状況を確認しながら河川の適切な維持管理に努めていきます。</p>	<p>県土整備 部</p>	<p>河川課</p>	<p>C 当面 は実現で きないも の</p>
<p>(田野畑村) 4 主要地方道岩泉平井賀普代線改良工事について 本路線は、県において、令和2年度完成を目標に地域連携道 路整備事業で島越工区を整備しているが、島越工区と島越地 区の集団移転地である黎明台団地の間は、急勾配・急カーブ の連続で、大型バスや大型トラックのすれ違いが出来ないな ど、観光面や漁業活動に支障が生じているため、早期の改良 整備を要望</p>	<p>主要地方道岩泉平井賀普代線の島越工区と黎明台団地の間は、急勾配 で急カーブが連続していることは認識しており、平成27年度に路肩拡幅工事 を一部実施しています。 早期の改良整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の 動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備 部</p>	<p>道路建設 課・道路 環境課</p>	<p>C 当面 は実現で きないも の</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(田野畑村) 5 三陸沿岸道路の利用向上に向けた整備促進について 三陸沿岸道路は来年3月に全線開通を迎えるが、ハーフインターが点在しており、乗り降りを誤った場合や、観光・救急面からも不利な状況と捉えている。また、高速道路の運転に慣れていない沿岸住民や高齢者が利用することにより、交通渋滞が発生していることから、両インターおよび追い越し車線の追加整備を要望。併せて、三陸沿岸道路は隣接するトイレ等休憩施設が一か所も無く、子どもや高齢者、観光客等、不便さを感じている。三陸沿岸道路はルート延長も長く、緊急を要する場合もあることから、トイレ施設の整備、あるいは近隣の休憩施設へのアクセス道の整備について要望</p>	<p>三陸沿岸道路のハーフインターチェンジのフルインターチェンジ化や追い越し車線の追加、休憩施設等の整備については、復興道路等のネットワーク完成後における交通需要の変化や国の動向等を注視していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(田野畑村) 6 ストック効果を発揮する産業再生プランの策定について 重層的なインフラ整備によるストック効果が発揮されるよう、三陸沿岸道路開通後を見据えた三陸沿岸および県北地域の「産業再生プラン」について策定するよう県に要望。その上で、本県における通信・電力網を強化されるよう当該企業へ働きかけを行うとともに、IT企業やコールセンター、エネルギー関係企業など、三陸沿岸や県北地域にない、あるいは少ない職種の企業誘致に取り組まれない。</p> <p>また、三陸沿岸道路の開通により、沿線等町村の一次産品や加工品を集荷から出荷・販売まで一手に行う流通体制を構築し、三陸沿岸や県北地域の小さな産業が継続・発展できる流通支援策を講じられるよう要望</p>	<p>県では、従来から市町村と連携した誘致活動を展開するとともに、立地促進のための各種支援策を講じているところであり、県北・沿岸地域においても、国内最大規模のプロイラー加工工場や医療用機械器具製造企業、エネルギー関連の製造実証プラントなど、地域産業の中核となり得る企業の誘致や業容拡大に取り組んでいます。</p> <p>今後も、市町村と一体となって、必要な立地環境整備の研究、情報の収集及び発信を行うなど、緊密な連携を図りながら、地域特性を生かした誘致活動に取り組んでいきます。</p>	商工労働 観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、宅配事業者と連携し、複数の沿岸事業者を回って集荷等を行う「共同配送」試験の実施や、県内と首都圏を結ぶ高速路線バス等を活用した「貨客混載物流」の実証に取り組んできたところです。</p> <p>こうしたノウハウを蓄積し、復興道路を活用した品質の高い県産農林水産物の低コスト物流網の構築に引き続き取り組むとともに、成果の波及に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	流通課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(普代村)</p> <p>1 主要地方道岩泉平井賀普代線の改良促進について 主要地方道岩泉平井賀普代線の本村普代橋から黒崎間は、地形・地質が悪く法面崩落が多発し、危険な箇所が連続しており、早期に危険解消が図られるよう、普代橋から普代浜トンネル間の災害防除事業の促進と歩道整備について要望。また、太田名部トンネルから黒崎トンネル間は、波浪時は通行できなくなる状況のため、消波対策工事への早期着工について併せて要望。 また、昨年台風第19号の際にも、山側山腹部からの大量の土砂の流出があり、関係部連携の下、これらへの対策事業について調査・検討を行うとともに、早急に対策を実施されるよう要望</p>	<p>1 普代橋から普代浜トンネル間の災害防除事業の促進 普代橋から普代浜トンネル間の災害防除事業については、詳細設計に基づき、令和3年度は、用地測量を実施する予定であり、引き続き防災対策を進めていきます。(A)</p> <p>2 普代橋から普代浜トンネル間の歩道整備 歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めているところであり、御要望の普代橋から普代トンネル間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業の予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>3 太田名部(おおたなべ)トンネルから黒崎トンネル間の消波対策工事 太田名部トンネルから黒崎トンネル間の越波対策については、令和元年度詳細設計が完了したところです。現在は、普代橋から普代トンネル間の防災対策を優先的に進めているところですが、本区間の工事着手に向けて、引き続き取り組んでいきます。(A)</p> <p>4 山腹から流出した土砂の堆積 太田名部トンネルから黒崎トンネル間の山腹から流出した土砂の堆積については、今後、現地状況の詳細な調査を行うなど、普代村及び関係機関と連携して対応を検討していきます。(B)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p> <p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(普代村) 2 一般県道普代小屋瀬線の改良について 一般県道普代小屋瀬線の本村内、茂市地区(年内渡橋)と普代元村(国道45号)間2.5キロメートルは一部の一次改良に止まっており、沿線住民から生活に密着する国道アクセス路線として早急な整備が強く求められている。本年度から現地測量及び詳細設計に着手いただく予定と聞いているが、改良工事の実施についても早急に着工されるよう要望</p>	<p>御要望の区間のうち、国道45号から1.7kmについて、令和2年度から現地測量及び詳細設計に着手しました。 改良工事については、詳細設計等の状況を踏まえ、早期着手に向けて取り組んでいきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(普代村) 3 主要地方道岩泉平井賀普代線・三陸沿岸道路普代インターチェンジ付近の改良工事について 普代道路に接続する、主要地方道岩泉平井賀普代線の普代インターから普代村役場間は、大雨時には度々冠水しているため、水路の改修工事等による冠水対策を実施し、災害等が発生した際にも安全に車での避難ができるよう、早急な対策について要望</p>	<p>平成28年の台風第10号時における御要望箇所の主な被災原因は、普代川沢山橋付近から溢れた水が村道の流れてきたことによるものであることから、村道そして普代インター方面へ水が流れ込まないように、普代川沢山橋上の河川災害復旧工事を実施し、平成31年3月に完成したところです。(A) また普代川の沢山橋から下流区間については台風第10号の出水状況を踏まえた浸水原因の検証と対策検討を平成30年度から継続して行っているところですが、まずは令和2年度に、台風第19号による土砂堆積の状況を踏まえて、堆積土砂の除去工事を実施する予定です。(B) 令和元年の台風第19号時の冠水の原因は、内水によるものと想定されることから、主要地方道岩泉平井賀普代線の排水処理を含め、普代村と連携して対応を検討していきます。(B)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課、河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(普代村) 4 普代の沢砂防堰堤の早期完成及び既設砂防・治山施設の強靱化等について 昨年の台風第19号により、本村では観測史上最大の豪雨となり、住宅関係被害が多く、特に砂防堰堤が計画されている普代の沢の下流地区では全壊・大規模半壊被害が集中的に発生しており、砂防堰堤の整備が緊急課題である。ついては、普代の沢地区砂防堰堤の早期着工・完成と併せ、既設砂防・治山施設の土砂・流木等堆積物の撤去及び今後の災害への対応としての、堤体のかさ上げ、流木捕捉のための鋼製枠の設置等について要望</p>	<p>令和元年の台風19号で被災した既設治山施設については、復旧に向けて取り組み、完成したところであり、その他の既設治山施設は、貴村から情報も提供していただきながら、必要性、緊急性等を考慮し、対応を検討していきます。</p> <p>普代の沢地区砂防事業については、平成26年度に事業着手し、令和2年度から工事に着手したところであり、早期完成に向け整備を進めていきます。</p> <p>また、既設砂防堰堤の土砂・流木等堆積物の撤去については、令和3年度に沢川砂防堰堤において実施するを予定としています。堤体の嵩上げ・流木捕捉工の設置については、現地調査結果を踏まえ、必要な対策について検討していきます。</p>	<p>農林水産部</p> <p>県土整備部</p>	<p>森林保全課</p> <p>砂防災害課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(普代村) 5 二級河川普代川・茂市川の河川水門(樋管等)の整備について 昨年の台風第19号では、上区・旭日区で河川水門(樋管等)の効果が十分に発揮されなかったことにより、住家等で床上・床下浸水被害が数多く発生している。これは、河道の整備、施設の改良が大きく遅れていることによるものであり、フラップゲートの設置・改修等は喫緊の課題になっている。村としても排水ポンプの設置も視野に排水対策の検討を進めている。ついては、河川水門(樋管等)の改善・整備とともに、排水対策事業への協力を要望</p>	<p>県が管理する河川水門・樋門については、定期点検業務委託や河川パトロールにより適宜状況把握を行っているところであり、老朽化などにより不具合等が発生している箇所については、予算の範囲内で優先度を鑑みながら計画的に補修対応を行っています。</p> <p>また、令和元年の台風第19号では、河道内に土砂が堆積したことにより、水門・樋門が機能しなかったと考えられることから、堆積土砂の撤去工事を順次発注して進めているところです。</p> <p>今後も現地の状況を確認しながら河川の適切な維持管理を行いつつ、河川水門(樋門等)の改善・整備と貴村の排水対策事業との連携について、検討することとします。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(普代村) 6 黒崎園地周辺のバリアフリー化と施設整備について (1) 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業の推進及び黒崎野営場の一体的再整備</p>	<p>県が管理する自然公園施設の整備については、県内各地から多くの要望があることから、その対応については、必要性、緊急性等を考慮しながら検討を進めているところです。 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業の推進及び黒崎野営場の一体的再整備については、普代村においては黒崎園地エリアの上質化計画を策定し、くろさき荘旧別館跡地の活用について検討していると承知しており、県としても計画との調整を図りながら、黒崎園地内の照明施設の修繕などの県管理施設の再整備に努めていきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>(普代村) 6 黒崎園地周辺のバリアフリー化と施設整備について (2) 陸中黒崎灯台を観光資源として活用するための環境整備、安全対策及び展望台施設のバリアフリー化に対する支援</p>	<p>陸中黒崎灯台や展望施設のバリアフリー化については、国立公園事業決定者である環境省との事業内容に係る協議が必要であることから、現地の状況を十分に確認しながら可能な支援に努めていきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>(軽米町) 1 一般県道二戸軽米線の改良整備について 当町では令和5年度までに町中心部に交流駅を整備することとしており、当路線の重要性が更に増すことから、町の最重要課題と捉えており、早期着手完成を要望(要望区間:一般県道二戸軽米線 延長 1,300m)</p>	<p>御要望の区間については、人家が連坦し、幅員が狭く、通学路でありながら歩道が設置されていないことから、改良整備が必要と認識しており、令和2年度より、現地測量及び詳細設計に着手しました。</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(軽米町) 2 二級河川瀬月内川の河川改修について 瀬月内川の整備を河川整備基本方針に組み入れていただき、抜本的な河川改修若しくは局部的な改修を早期に実施いただくよう要望(要望区間:新井田橋から尾田地区延長13km)</p>	<p>瀬月内川(せつきないがわ)については、浸水被害の軽減のため、国が進めている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」による国費も活用しながら、令和元年度、河道掘削や立ち木伐採を実施しており、今後も現地の状況を確認しながら、河川の適切な維持管理に努めていきます。 河川整備基本方針の策定については、平成30年度から作業を進めているところですが、河川改修事業の実施については、沿川の土地利用状況や家屋の近年の浸水被害実績などを踏まえ、事業導入の可能性について引き続き検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(軽米町) 3 企業誘致に係る支援について 県北地域をはじめとする当町への雇用機会の創出を図るため、企業情報の提供及び製造業、環境制御型のスマート農業施設及びITなどソフトウェア業などの企業誘致の推進について要望</p>	<p>県では、「特定区域における産業の活性化に関する条例」等に基づく地方税の減免措置や、平成29年度から対象業種の拡大や補助要件の緩和を行った企業立地促進奨励事業費補助制度をPRするとともに、県北広域産業力強化促進事業費補助制度を活用し、中小企業の設備投資を支援することにより地域全体の産業競争力を強化し、企業誘致に結びつけていきます。 また、企業誘致を含めたものづくり産業の振興については、産業人材の育成・確保の取組が重要であることから、県では、「県北ものづくり産業ネットワーク」等による、出前授業、工場見学等の実施を支援するとともに、U・Iターン促進の取組を強化しているところであり、今後も連携を強化しながら関係市町村と一体となって取り組んでいきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>ものづくり自動車産業振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(軽米町) 4 県立軽米高等学校の教育の充実と存続について 県においては、県下の小規模高校の共通の課題である、教育の質の維持・向上と魅力ある学校づくりに向けた施策の一層の推進。教育の質の維持・向上に関わっては、本校の教職員数の確保に向けた少人数学級の導入について検討をお願い。魅力ある学校づくりについては、現在進めている地域理解を深め地域を支える有為な人材育成に係る支援や新型コロナウイルス感染拡大等による学校休業へ対応したオンライン授業の導入などICT教育の一層の充実について検討されるよう要望</p>	<p>軽米高校においては、高等学校の教職員定数を定める標準法に基づいて定数を定めた上で、地域連携型の中高一貫教育の推進及び芸術科目の指導体制確保のため、計2名の加配を継続しています。一方、高等学校における少人数学級の導入には、教職員定数改善計画が必要であり、国に対しては計画の早期策定を継続要望してきているところです。</p> <p>今後も国の標準法を踏まえつつ、隣接校同士が兼務発令等によって小規模校の課題である選択科目に係る専門教員の不足を相互に補完できるよう、また、地域に根ざした教育の充実に向けて、学校の特色、現状、隣接校を含めた教科バランス等を勘案して教職員の配置を検討していきます。</p> <p>魅力ある学校づくりに係る支援については、今年度から小規模校を対象とした「高校の魅力化促進事業」を実施し、軽米高等学校を含む28校を指定しました。地域理解の学習活動の充実等を通して魅力ある学校づくりに取り組むことで、生徒の未来を切り拓く資質・能力や自己有用感を育み、岩手の産業や地域を支える人材を育成するとともに、小中学生の地元高校への理解と進学意識の醸成を図っていきます。</p> <p>ICT教育については、今年度、ネットワーク回線を増速するほか、全県立学校にWi-Fi環境を整備していくこととしています。新型コロナウイルス感染症による臨時休業における学習保障として、オンラインコミュニケーションツールを利用したオンライン授業が全県立学校で可能となっており、また、3年生に対してはオンライン学習支援サービスを9月から利用可能としています。今後ともICT教育の一層の充実に努めていきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教職員課、学校教育課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(軽米町) 5 地域医療体制の整備について 県立軽米病院常勤医師5名体制の維持及び県立一戸病院精神科医師の確保について要望</p>	<p>県立軽米病院については、令和2年4月現在、常勤医師5名体制としており、10月から1名が県立二戸病院勤務となりましたが、後任に奨学金養成医師1名を配置することにより5名体制を維持しています。 また、県立一戸病院については、令和2年4月に精神科の常勤医師を2名増員し、常勤医師8名体制としたところであります。 県においては、引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の確保に努めます。</p>	医療局	医師支援推進室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(軽米町) 6 県代行事業の新規採択について 雪谷川ダムに架設されている町道板橋米田岡堀線「深渡橋」の岩手県代行事業による橋りょう整備施工について要望(要望箇所:深渡橋 橋長L=120m)</p>	<p>県代行事業による道路整備については、事業規模が大きく、トンネル・橋梁等の高度な技術力を要する箇所について、原則として、市町村において国庫補助事業(交付金事業を含む)に採択され、設計及び用地補償等が完了した中から、事業の必要性、緊急性、重要性等を考慮して採択を決定します。 御要望の深渡橋は、早期の事業化は難しい状況ですが、県全体の道路整備状況を踏まえて総合的に検討していきます。</p>	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの
<p>(軽米町) 7 主要地方道軽米名川線の改良整備について 向高家地区の一部は、未整備のままで、幅員が狭く、急カーブとなっており、大型車両のすれ違いや冬期間の通行に支障をきたしている状況のため、主要地方道軽米名川線の未整備部分に係る整備について要望(要望区間:向高家地区 延長300m)</p>	<p>主要地方道軽米名川線の向高家地区については、用地課題等の理由により事業を断念した経緯があります。早期の整備は難しい状況ですが、今後、ルート変更の可能性を含め、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(軽米町) 8 再生可能エネルギー対策の普及推進について 国は令和11年度の再生エネルギーを22～24パーセントとする目標を掲げており、この目標を達成するためには、送電網の増強整備が重要であるが、岩手県北部地域においては施設整備の基盤となる送電網が脆弱であり、再生可能エネルギー事業の促進において緊急課題となっているため、施設整備の基盤となる送電網の強化や設備費用の地域間格差解消、送電網整備に係る工期の短縮に向けて、国に要望するなど積極的な取り組みを要望。また、再生可能エネルギーを活用し、当町を含む北岩手9市町村が連携して行う横浜市との交流拡大を図る取組への、指導・助言及び支援についても要望</p>	<p>再生可能エネルギーの導入促進を図るためには、送電網の強化が不可欠であることから、これまでも機会を捉えて国に対し要望を行ってきたところであります。 なお、電力インフラが脆弱な地域においては、接続費用が買取価格で想定する費用を上回るなど、地域間格差が生じており、本県の恵まれた再生可能エネルギーの活用を促進するためには、送電網の増強支援とともに、接続費用の地域間格差解消に向けた施策の展開が必要であると認識しています。 現在、電力系統の運用調整を担う電力広域的運営推進機関により、本県を含む東北北部エリアなどの送変電設備の増強が必要な地域について、複数事業者が共同で設備増強することにより費用負担の軽減を図る取組(＝募集プロセス)が進められているところです。 また、国においては、混雑時の出力抑制など、一定の条件下で接続を認める取組(＝日本版コネク&マネージ)が進められています。 県においては、このような新たな取組の効果を注視しつつ、市町村や事業者等との意見を踏まえながら、引き続き国に対して送配電網の強化を働きかけるなどの取組を進めていきます。 北岩手9市町村は、再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有する地域であることから、県として、北岩手9市町村と連携・協力し、引き続き、県の施策を連動させながら、風力やバイオマスなどの再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(洋野町) 1 三陸沿岸道路のハーフインターチェンジのフル化整備について 三陸沿岸道路は、利便性を考慮しインターチェンジが弾力的に設置され、町内にも3箇所が整備されるが、そのすべてがハーフインターチェンジとされている。今後ますます久慈方面へのアクセスの向上が必要となるほか、町内イベントへの誘客等の観光振興、産業振興の面からも洋野インターチェンジ(仮称)の機能強化が必要となることから、フル化整備を要望</p>	<p>洋野種市インターチェンジのフルインターチェンジ化については、防災機能の強化や地域活性化等に資することから、国が令和3年度から着手する予定と聞いており、県としては、整備促進について国に対し要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(洋野町) 2 社会資本整備総合交付金の確保について 本町のまちづくりが計画どおり推進できるよう社会資本整備総合交付金の国における予算の確保及び要望額に対する十分な配分が図られるよう要望</p>	<p>地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について、県では、令和2年6月10日に「令和3年度政府予算提言・要望」を行い、公共事業予算の安定的・持続的な確保を国土交通省及び財務省に要望したところです。 国は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和3年度から令和7年度までの期間で実施することとされたところです。 今後も、地方の社会資本整備等を着実に推進するための予算の確保を国に働きかけ、財源確保に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>県土整備企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(洋野町) 3 海岸域の堆砂除去について 本町の海岸域は砂が堆積しやすく、県が管理している種市漁港海岸や種市海浜公園のほか、本県特有のウニの増殖溝などの堆砂が課題となっている。については、漁場及び海水浴場の維持を図るため、県有施設の砂を除去していただくとともに、堆砂除去に対する補助制度の創設や地方負担額への財政支援について国に要望</p>	<p>東日本大震災津波により県が管理している増殖溝に堆積した砂については、平成25年度から平成30年度にかけて実施した水産環境整備事業により撤去したところです。今後とも増殖溝への堆砂状況を注視しながら、対応を検討していきます。 また、海岸保全区域内にある海浜公園等の堆砂の除去について、令和元年度に国に協議してきたところですが、現時点で堆砂除去に係る国の補助事業等がないことから、漁業活動等に支障が生じていないか経過観察し、漁業活動等への悪影響が見受けられた場合には国と協議して対策を検討していきます。</p>	農林水産部	漁港漁村課	B 実現に努力しているもの
<p>(洋野町) 4 テレビ共同受信施設の設備更新に対する支援について テレビ共同受信施設の光化を含む施設更新にかかる財政措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県における支援制度の創設について要望</p>	<p>県では、共聴施設の維持管理及び老朽化対策は受信環境の維持の観点から重要な課題と認識しており、これまでも国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について繰り返し要望しています。 また、県の支援策としては、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。 今後も、市町村と連携し、県内の共聴施設の実情把握に努めるとともに、引き続き国に対し支援制度の創設等について要望していきます。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(洋野町) 5 県立種市高等学校及び大野高等学校における教育環境の充実について 平成28年3月に策定された「新たな県立高等学校再編計画」の前期計画(平成28年～令和2年度)に基づき、平成30年度に種市高等学校普通科が、また、令和元年度には大野高等学校普通科が1学級の減となり、学級減に伴う教職員数の減が今後支障を来すことが懸念される。ついては、高等学校教育機会の確保はもとより、特色ある学校づくり・魅力ある学校づくりを進めるため、下記事項を県に要望 (1) 教職員の加配措置等による教育の質の確保</p>	<p>教職員の配置については、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律(標準法)」に基づいた上で、種市高校には普通科・専門学科併設校としての多様なカリキュラムを実現するために1名を加配しており、大野高校には学校の実情などを考慮し配置するとともに、近隣の高校の教員が兼務することにより、教育課程の充実に努めているところです。 今後も、国の標準法に基づきながら、学校の特色、現状等を勘案して教職員の配置を検討していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>(洋野町) 5 県立種市高等学校及び大野高等学校における教育環境の充実について 平成28年3月に策定された「新たな県立高等学校再編計画」の前期計画(平成28年～令和2年度)に基づき、平成30年度に種市高等学校普通科が、また、令和元年度には大野高等学校普通科が1学級の減となり、学級減に伴う教職員数の減が今後支障を来すことが懸念される。ついては、高等学校教育機会の確保はもとより、特色ある学校づくり・魅力ある学校づくりを進めるため、下記事項を県に要望 (2) 種市高等学校学生寮の運営協力及び財政支援</p>	<p>種市高等学校学生寮について運営に係る直接的な財政支援は難しいと考えますが、洋野町において学生寮の運営体制の確立に取り組んでいただき、他の県立学校で培った寄宿舎運営に係るノウハウの提供を行っていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(野田村) 1 県道の整備促進について (1) 主要地方道野田山形線の引き続き狭隘部分の拡幅整備を要望</p>	<p>主要地方道野田山形線の狭隘部分の拡幅整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(野田村) 1 県道の整備促進について (2) 県道野田長内線(広内～中沢地区)は震災後数日間にわたり通行不能となったほか、低気圧などによる高潮の際にも危険な状態となり、地元住民からの強い要望もあることから、災害に強い道路として嵩上げなどの早急な整備を要望</p>	<p>一般県道野田長内線の御要望区間については、津波による越波対策として、現道沿いの区間に消波ブロックを平成26年度までに設置したところで、その後も越波による通行止めが発生していることから、通行止め時に広域迂回が必要になることなどを踏まえ、対策工の詳細設計を実施し、令和元年12月中旬には、一部区間の工事に着手しました。引き続き、計画区間の早期整備に向けて取り組んでいきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(野田村) 2 津波・高潮対策施設の早期復旧と更なる拡張整備について (1) 野田湾の津波・高潮対策について 被災地の安心・安全なまちづくりや早期の住宅再建を図る上で、防潮堤・水門などの施設の早期完成と、国道45号の嵩上げを要望</p>	<p>野田湾の津波・高潮対策については、防潮堤・水門などの津波対策施設の整備・復旧事業を令和2年度内に完了する予定です。 また、国道45号の嵩上げについては、隣接する米田地区海岸の工事と併せて施工しているところであり令和2年度内に完了する予定です。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(野田村) 2 津波・高潮対策施設の早期復旧と更なる拡張整備について (2) 下安家地区の津波・洪水対策について 復興事業等により、県道改良や宅地盤の嵩上げ、高台移転等一定の対策がなされているものの、地域住民や漁業関係者は依然として津波や洪水への不安を募らせている状況であり、水門等の津波対策や河川、さけ・ますふ化場への洪水対策などを早急に講じられるよう要望</p>	<p>下安家地区の津波対策については、地形的な特性等を考慮しながら、これまで種々な対策の可能性を検討し、平成17年度から住民懇談会を開催するなど、アンケート調査や住民の方々との意見交換を行ってきたところであり、津波対策については、数十年から百数十年の頻度で起きる津波に対しては、宅地嵩上げや道路嵩上げによるハード整備を進めてきたところです。 一方、東日本大震災津波のような、最大クラスの津波については、このハード整備と、住民の安全で迅速な避難のための、ソフト対策による多重防御による対策を考えていますのでご理解願います。なお、ハザードマップ作成等のソフト対策については、今後も支援したいと考えています。(C) また、洪水対策については、台風第10号の出水により浸水被害を受けた家屋等を守るため、検討を平成30年度から進めており、令和2年度は詳細設計業務を実施しています。 検討に当たっては、地形的な特性や土地利用状況を考慮しつつ、貴村や地域の方々の意見をいただきながら進めているところです。(A)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>
<p>(野田村) 3 海岸保全対策について 本村の海岸線は、約半分が海岸保全区域に指定され、逐次施設の整備を実施いただいているが、特に、十府ヶ浦海岸の砂浜の浸食、野田玉川海岸の崩落等の度合いが激しく、その対策に苦慮しているため、早急に対策を講じられるよう要望、また、砂浜の再生についても、早急に対策を講じられるよう要望</p>	<p>十府ヶ浦海岸の海岸線については、令和2年度内の完了を目指し水門新設工事や防潮堤等の震災復旧工事を進めています。 砂浜の侵食については、施設完成後の汀線の状況を注視しながら、村及び関係機関と調整し、対応を検討していきます。 野田玉川海岸については、まずは現状を把握するため令和元年度に測量調査を実施したところであり、令和2年度も引き続き調査を実施することとしています。 また、毎月実施している海岸パトロールと併せて、今後の海岸侵食の進行状況を注視していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(野田村)</p> <p>4 河川の整備促進及び浸水被害対策について</p> <p>(1) 宇部川等の河川整備及び洪水対策について</p> <p>本村の城内地区は、浸水被害多発地区であり、その対策として、本町地区から下流は既に河川整備が完了している。しかし城内地区の浸水対策は、更に上流部で計画されている分流河川整備が完成して初めてその効果を発揮するものであるため、現工事の早期完成と、完成後は直ちに分流河川整備に着手いただくよう要望。また、浸水被害を低減するため二級河川宇部川の堤防の嵩上げ及び法面のコンクリート被覆並びに二級河川明内川及び泉沢川を含めた計画的な河道掘削を継続して実施されるよう要望</p>	<p>二級河川明内川の分流河川整備については、現在、村道前田小田川線沿いに分水工及び分水路の整備を進めているところであり、令和2年度完了を目指しています。(A)</p> <p>明内川上流部の放水路整備については、大規模な予算が必要となる事業となるため、県内全体の事業予算枠の中で、早期の整備効果発現を視野に入れながら他河川との事業投資バランスを考える必要があり、事業着手に向けた予算確保を目指していきます。(B)</p> <p>また、平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号の被害を踏まえ、土砂堆積や流木堆積等の著しい箇所から優先的に河道内の流下能力確保に努めているところであり、令和元年度は宇部川の野田地区において河道掘削及び支障木除去を実施しました。令和2年度は宇部川の野田橋上流側約400m区間について河道掘削を実施しているところです。</p> <p>宇部川の野田橋上下流たもとの天端高が低くなっている区間については、令和2年度に河道掘削工事に合わせて、植生土のうによる暫定的な盛土対応を実施したところです。(A)</p> <p>今後も、防災・減災の観点から対策に必要な予算を確保し、緊急性が高い箇所について、計画的に堆積土砂の撤去や支障木除去を進めていきます。(B)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(野田村) 4 河川の整備促進及び浸水被害対策について (2) 旧秋田川の浸水被害対策について この地区の浸水被害は、洪水及び波浪時に河口水位の上昇によるバックウォーターで旧秋田川水門付近の河川水位が上がり排水できないことが大きく起因するものと考えられ、河道掘削は暫定的措置であることから原因調査と宇部川の水位が高くなった際に、旧秋田川から宇部川へ強制的に放流できる等の対策の実施を要望</p>	<p>県としても、旧秋田川に係る過去の内水による浸水被害は、洪水時に宇部川の水位が上昇し旧秋田川の流下を滞らせることによって生じたものと認識しており、まずは、当面の対策として、洪水時の宇部川の水位を下げるため、当該区間において秋田川及び宇部川で河道掘削を行ってきたところです。(A) また、洪水時に旧秋田川の水を宇部川へ強制的に排水する施設の整備については、県全体の内水対策にかかる緊急性等を総合的に勘案し、事業化に向けた調査・検討を進めていきます。(C) なお、平成22年度には宇部川に水位局を設置し、平成30年度には秋田川に、洪水時の水位観測に特化した水位計(危機管理型水位計)を設置し、令和2年度には宇部川に簡易型河川監視カメラを設置するなど、地域住民の円滑で迅速な避難行動や水防活動に資するため、洪水に係る防災情報の充実強化を図っています。(A)</p>	県土整備部	河川課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>
<p>(野田村) 5 北岩手・北三陸横断道路の整備促進について 内陸北部から三陸沿岸北部を結ぶ道路整備においては、高規格道路など抜本的改良の新たな整備計画は未だ見えてこない現状である。「北岩手・北三陸横断道路」を新たに地域高規格道路に位置付け、早急に整備されることを要望</p>	<p>県としては沿線の市町村からの要望等に基づき、一般国道281号を路線全体として災害時でも機能する信頼性の高い道路として確保するよう、改築事業や防災対策に努めているところです。 県北地域の道路ネットワークの強化は、県としても、その必要性、重要性を強く認識していますが、御要望の「北岩手・北三陸横断道路」については、県が整備を進めている国道281号とルートが並行し機能が重複すると考えられることや、莫大な事業費を要することが見込まれることが課題となることから、引き続き県北地域の道路ネットワークの在り方について関係市町村とともに幅広く検討していきたいと考えています。</p>	県土整備部	道路建設課	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(野田村) 6 子ども医療費助成事業費に係る財政支援の拡充について 子育て世代の経済的負担軽減のため、県全体で高校生までの医療費無料化に取り組むことができるよう、子ども医療費助成事業補助金の範囲について対象者を高校生まで、補助対象医療費を入院、外来すべてに拡充するよう要望。加えて、国保の国庫負担金等の減額措置を廃止するよう国に働きかけ、現物給付対象者についても、対象を高校生まで拡大するよう要望</p>	<p>各市町村の医療費助成については、県の補助制度を基本としつつ、それぞれの政策的判断のもとに拡充が図られてきていますが、子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差によらず、全国どここの地域においても同等の水準で行われるべきであることから、引き続き、国に対し、全国一律の制度創設を求めています。</p> <p>県が医療費助成の対象を拡大する場合、多額の財源を確保する必要がありますが、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、小児・周産期医療提供体制の充実など、県でしか成し得ない広域的な支援・調整を通じて、安全・安心な子育て環境の整備に努めていく必要があると考えています。</p> <p>地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措置の廃止については、これまでも継続して要望してきたところです。また、全国知事会からも同様の要望を行っており、今後も様々な機会を通じて国に対する働きかけを行っていきます。(B)</p> <p>現物給付の対象拡大については、新たに国庫負担金等の減額調整措置が発生するなどの課題があることに加え、今般の中学生までの拡大に際しても、県内全市町村が中学生までの医療費助成を開始したことを契機としたように、これまで全県一律で導入してきた経緯があり、高校生の医療費助成を実施していない市町村がある状況において全県で現物給付を拡大した場合、利便性等の面で市町村間に格差が生じる等の影響も懸念されることから、高校生への現物給付の拡大は、各市町村の助成対象拡大の状況を踏まえて検討すべきと考えています。(C)</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>健康国保課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(野田村) 7 被災者住宅再建に係る支援制度の延長及び拡充について いまだ希望する形での住宅再建ができていない被災者もあり、全ての被災者が公平・確実に住宅再建の各種支援制度の適用を受けることができるよう、申請期間の延長を要望。 また、現行の制度では、住宅の自力再建の場合、国の被災者生活再建支援金が最大300万円支給されるが、住宅価格の高騰等により、その効果は十分とは言えないため、被災者の自力再建が十分に図られるよう、被災者生活再建支援金の拡充について要望</p>	<p>県の被災家屋等太陽光発電導入費補助については、被災者の状況等を勘案し、令和4年度まで事業を継続することとしています。</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県では、生活再建住宅支援事業補助金(復興住宅新築、利子補給)に係る事業実施期間について、令和2年12月に、令和4年度まで2年間の延長を決定し、継続して事業を実施する市町村に対して補助を行うこととしています。 今後も、住宅再建の進捗状況等を勘案しつつ、市町村の意向も伺いながら、事業を進めていきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、被災者住宅再建支援事業について、令和2年12月に令和4年度まで延長して実施することを決定し、事業を実施する市町村に対して継続して補助を行うこととしています。 また、県では、令和2年6月に知事から関係省庁に対して提言・要望を行うなど、これまでも国に対し被災者生活再建支援制度の拡充を繰り返し要望していますが、更なる措置については慎重な姿勢を取っていることから、引き続き、自主再建に対する支援の強化について、強く要望や働きかけを行っていきます。</p>	復興局	生活再建課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(野田村) 8 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援の拡充について 新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対し、事業継続を下支えするため、県と市町村が連携して家賃補助等を講じることとしているが、東日本大震災、台風等度重なる甚大な被害を受けてきた本村では自力再建した事業者も数多くある。また、第一次産業者においても、販路の急激な減少と事態の長期化は生産者の生活を直撃している。家賃補助の対象とならないこれら事業者においても固定費の負担は発生しており、災害からの復旧・復興の返済等による経営への影響も残っている中での新型コロナウイルス感染症拡大は大きな負担となっていたため、事業者を下支えする施策の拡充について、早急に検討及び実施されるよう要望</p>	<p>県では、数次にわたる補正予算により、中小企業者の資金繰りに対する支援、休業要請に応じた事業者に対する協力金や家賃補助、事業者の感染防止対策や「買うなら岩手のもの運動」、「泊まるなら岩手の宿運動」による消費喚起策などの予算を措置し、感染症の影響を受けている事業者への支援を行ってきたところです。 さらに、令和2年度一般会計補正予算(第7号)として、感染症対策に取り組みながら事業を継続する事業者に対する支援金支給を予算措置したところです。 今後も引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいきます。</p>	商工労働 観光部	商工企画 室	B 実現 に努力し ているもの
	<p>新型コロナウイルス感染症対策については、国、県、市町村のほか、団体や企業、地域、個人などのあらゆる主体との連携が重要です。 県では、市町村等からいただいた意見を反映させ、新型コロナウイルス感染症対策に係る令和2年度一般会計補正予算(第1号、令和2年2月定例会で追加提案)において、中小企業の資金繰りに対する支援、令和2年度一般会計補正予算(第2号、4月30日臨時議会で可決)において、休業要請に応じた事業者に対する協力金や家賃補助、県産牛肉の学校給食への無償提供などに取り組んできたほか、6月11日の臨時議会において、事業者の感染防止対策や県民が県内の宿泊施設を利用する際の補助、県産地鶏肉、ホタテガイの学校給食への無償提供などに取り組んできました。 今後も、国の第3次補正予算で措置された国事業の活用促進等により、県産農林水産物の需要喚起・消費拡大などの新型コロナウイルス感染症対策に市町村等と力を合わせ取り組んでいきます。</p>	農林水産 部	農林水産 企画室	B 実現 に努力し ているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(九戸村) 1 過疎対策及び地方創生の大胆な見直しと支援強化について 当村においては、老朽化に伴い更新時期を迎える公共施設が多く、ハード整備に活用できる財政支援に限られる中、過疎債などが数少ない頼みの綱であることから、その充実強化を要望。併せて、これまでの地方創生の政策について、国の関係省庁が主導する画一的な事業が多かったとの認識に立ち、地方の実情に即した市町村主導の政策に大きく転換されるよう要望</p>	<p>県では、これまで全国知事会や全国過疎地域自立促進連盟を通じ、過疎地域の多様な財政需要に対応した過疎対策事業債の必要額の確保等について国等に要望するとともに、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」失効後の新たな過疎対策法の制定による過疎地域の一層の振興や、各種財政措置の維持・拡充等について、県単独でも要望しているところです。引き続き、過疎対策の取組が円滑に実施できるよう、国に働きかけを行っていきます。</p> <p>地方創生、ふるさと振興は、地域づくりを担う市町村との連携が不可欠であり、県は市町村総合戦略の取組と一体となって、対策に取り組んでいく必要があることから、引き続き、「県・市町村地方創生推進連絡会議」等の機会を活用しながら、市町村との連携強化に取り組み、地方創生、ふるさと振興の更なる推進を図っていきます。</p>	ふるさと振興部	市町村課、地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(九戸村) 2 過疎地域における地域デジタル化の強化と行政事務の効率化について デジタル化を推進するにあたっては、大手企業がその業務を独占することなく、地方の人材の育成と活用にも十分な配慮をし、こうした需要に沿って新たな起業をうながし、地域の若い世代がデジタル化推進の担い手となって、ITリテラシーが弱い高齢者に対しても身近できめ細かくサポートできるように、地域の体制づくりにも支援を要望。さらに市町村の職員においては、年々、国や県から求められる業務が増え、過重となっている状況を十分認識いただき、デジタル化による行政事務の軽減についても配慮を要望</p>	<p>国においては、自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(令和2年12月25日総務省策定)において、自治体DXの取組と併せて取り組むべき事項として、地域社会のデジタル化やデジタルデバイド対策を掲げており、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」に向け、「デジタル活用支援」を展開することとしています。 また、県では、ICTアドバイザーの派遣や県民向け普及・啓発セミナーの開催等によりITリテラシーに関するサポートに取り組むこととしています。 デジタル化による行政事務の軽減について、自治体DX推進計画では、自治体の情報システムの標準化・共通化や自治体の行政手続のオンライン化などを重点取組事項として取り組むこととしており、県では「岩手県電子自治体推進協議会」等において、職員の人材育成やセキュリティ対策などの取組により行政デジタル化の支援に努めていきます。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの
	<p>地方の人材育成・活用に関し、県は、企業のニーズや成長分野の動向を踏まえ、IoT・ロボティクス・人工知能(AI)等の技術革新に対応する高度技術人材等の育成を高等教育機関等と連携して進めることとしており、令和3年度は、第4次産業革命技術の導入、アフターコロナの「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への投資・実装とその環境整備を推進していく基盤となるAI技術の利活用を促進するため、地域の特性や社会ニーズを踏まえた人材育成や社会実証を推進することとしています。 また、県民計画の政策推進プランに基づき、若者をはじめとする起業家の育成による経営人材の確保に取り組むこととしており、大学生・若者への実践的な起業家教育や、新規創業者に対する開業に必要な資金の貸付などを実施します。 こうした取組が、地域のデジタル化とその需要に沿った新たな起業にもつながっていくものと考えています。</p>	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(九戸村) 3 新型コロナウイルス感染防止の徹底に向けた地域の医療対策強化について 国が優先する経済の再生のためには、全国のどのような地域に居住しても、安心して暮らしていける安全な医療体制にしていくことが最も効果的であることを認識いただき、過疎地域に対しても、改めて、地域の医療体制の抜本的な見直しと充実を図ることを要望</p>	<p>県では、岩手県保健医療計画(2018-2023)に基づき、県内の医療提供体制の構築を進めています。 限られた医療資源を有効に活用し、県内のどこにいても適切に医療を受けられる体制の整備に向け、引き続き取組を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(九戸村) 4 地域の特色ある小規模学校充実に向けた支援強化について 地域の特色を十二分に生かす少人数の教育に対して、支援を強化すべきであり、特に小中高関係なく教職員設置基準を見直し、小規模校への教員加配を要望</p>	<p>国では、小学校の35人学級を実現する方向とのことですが、本県では、国の加配教員を活用して、小学校及び中学校のすべての学年において国に先駆けて35人以下学級を実施しているところです。今後も国の方針を踏まえて、より充実した教育が行われるようにしていきます。 また、小規模校支援を含め、学校や地域の状況に応じた教職員の配置が可能となるように国への要望を続けていきます。 伊保内高校の教職員については、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(標準法)」に基づいた上で、学校の実情等を考慮し配置しています。 また、近隣の高校の教員との兼務によって、生徒の教科・科目選択の幅を狭めないよう対応しており、今後も、国の標準法に基づきながら、学校の特色、現状等を勘案して教職員配置を検討していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(九戸村) 5 過疎地域の所得向上に向けた6次産業化の総合的かつ効果的な支援について 過疎地域の再生を図るためには、従来の農林水産業の振興施策から大きく踏み込み、「儲かる農林水産業」へ本格的に転換を図っていくことが不可欠である。そのためには、企業体として生産から加工・販売までを一挙に担い、かつ、消費者ニーズに対応して、商品開発やITを駆使した通販・流通など、若い世代をも参画させることができる企業型の6次産業化を重点的に推し進めるべきである。地域の資源を活用し、儲かる農林水産業を実践できる企業型の6次産業化に向け、大胆な支援の拡充を要望</p>	<p>県では、6次産業化の取組を進めるため、商品開発や販路開拓のためのアドバイザーの派遣や、交流会の開催、商談機会の提供等の支援を行っているところである。 また、生産者の6次産業化による経営発展に向け、県産農林水産物を活用した発信力のある特産品開発など、生産者や商工業者等の連携による「地域ぐるみ」の6次産業化の取組を支援しています。 今後も、こうした取組により、6次産業化を推進していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>流通課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(九戸村) 6 定住促進に向けた土地利用規制の大胆な緩和政策導入について 住宅事情があまり見込まれず、不動産業者が皆無の当村では、民間のアパートは限定され、やむを得ず村外から通勤する役場職員も多いことから、現在、役場主導で定住環境の整備促進を図ろうと取組を開始するところであるが、農業振興地域等の土地規制が大きな障壁となっている。過疎地域における定住人口の定着促進に向けて従来型の土地規制を緩和するとともに、国や県の規制解除の事務においても、柔軟かつ迅速な対応を要望</p>	<p>定住促進などに向けた土地利用規制の緩和については、当該規制の趣旨と定住促進などのための利用の必要性に照らし具体的に検討の上、対応する必要がありますと認識しています。 また、個別案件として行う規制解除の事務については、できるだけ迅速な手続がなされるよう、必要に応じ定住促進などに係る事業を実施する市町村等と協力し、規制解除の事務の主体に対する早めの情報提供や相談を行っていきます。 県としては、移住者の受け入れに当たって空き家を有効活用できるよう、市町村による空き家バンクを活用した移住促進事業に対する補助を実施しているところであり、こうした支援策の利用の働きかけを行う等、定住の促進に努めていきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>商工企画 室</p>	<p>S その他</p>
	<p>農業振興地域内農用地区域からの除外手続や農地転用手続については、優良農地を確保し、農業・農村の振興を図る観点から、農振法や農地法に定める基準に従って、具体的な事業実現の見通し等を踏まえながら、個別案件ごとの手続となります。 一方で、市町村の状況等を十分に把握し、地域振興のための農地の転用需要にも適切に対応することも必要であることから、県としては、できるだけ迅速な許認可等の手続となるよう対応していきますので、早めの情報提供や相談をお願いします。</p>	<p>農林水産 部</p>	<p>農業振興 課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(九戸村) 7 地域の交流機能を発揮する商店街等の再生支援強化について 地方がそれぞれ特色をもって、いきいきとした居住空間を構築していくため、老朽化著しい商店街の街並み再生対し、強力な支援を要望</p>	<p>商店街は、商業者の集積として地域経済において重要な役割を担うとともに、地域の暮らしを支える生活基盤として多様なコミュニティ機能を担っています。そこで、地域商業及び商店街の活性化のようなまちづくりについては、まず、地元市町村が関係者とまちの現状や将来像についてしっかりとビジョンを共有し、地域の実情に応じた自主的な取組を行うことが重要と考えています。</p> <p>県では、商店街のにぎわい創出や魅力創造をはじめとする商店街活性化に向けて取り組む商工団体及び商店街組織等の取組に対する経費を助成する、いわて希望応援ファンド商店街等活性化支援事業を平成30年度から実施しているところです。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>経営支援 課</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>
	<p>県では、住民、NPO、事業者等及び市町村が協働してまちづくりや景観づくり等を進める際に、専門的な助言を受けたい場合、岩手県まちづくりアドバイザー派遣制度を設け、支援しています。</p> <p>県では、まちづくり・景観づくりに関し専門的な知識及び経験を有した方々を「岩手県まちづくりアドバイザー」に委嘱しており、要請に基づきアドバイザーを派遣しています。</p>	<p>県土整備 部</p>	<p>都市計画 課</p>	<p>A 提言 の趣旨に 沿って措 置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(九戸村) 8 気象災害の甚大化に伴う防災機能の総点検と対策強化について かつて整備された河川や橋梁、急傾斜地の防災機能は、施設の老朽化により、著しく低下している。改めて、全国的に防災施設の総点検を強力に進め、防災機能が低下した施設等に対し、効果的な対策を迅速に進めるよう要望</p>	<p>地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について、県では、令和2年6月10日に「令和3年度政府予算提言・要望」を行い、公共事業予算の安定的・持続的な確保を国土交通省及び財務省に要望したところです。 国は橋梁等のインフラ施設の老朽化対策を含めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和3年度から令和7年度までの期間で実施することとされたところです。 今後も、地方の社会資本整備等を着実に推進するための予算の確保を国に働きかけ、財源確保に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>県土整備企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(九戸村)</p> <p>9 市町村の弾力的な財政運営支援等について</p> <p>国や都道府県は、これまで自らが実施してきた事業が本当に地域のためになってきたかを検証すべきであり、身の丈に合った予算で住民の課題解決にリアルに直結できる市町村の財源に大きく振り向けるべきと考える。さらに、現在、国や都道府県が抱える人材についても、人口減少地域の市町村に積極的に割譲するなど、地域に根差した市町村の取組を強力に推進できるよう、大胆な仕組みの構築を要望</p>	<p>市町村の財政運営支援について、県では、地方交付税を含めた地方一般財源の確保・充実に向け、政府予算提言・要望において、地域の実情に応じた財政需要を地方財政計画に適切に反映することや地方交付税の総額を確保し財源調整機能等の維持・充実を図ること等を国に要望しています。</p> <p>令和2年度地方財政計画では、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向かい幅広い施策に自主的・主体的に取り組めるよう、新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」4,200億円が計上されたところです。</p> <p>また、令和3年度地方財政計画では、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中で、一般財源総額について、交付団体ベースで令和2年度を0.2兆円上回る62.0兆円が確保されるとともに、国の加算など地方交付税の原資を確保することにより、地方交付税総額について令和2年度を0.9兆円上回る17.4兆円が確保されたところです。</p> <p>なお、県では市町村及び市町村長が必要と認める団体が「いわて県民計画（2019～2028）第1期アクションプラン（地域振興プラン）」等の推進に取り組む事業に対して、地域経営推進費の枠組みで支援を行っているところであり、令和3年度も継続することとしています。</p> <p>市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、生活に密着した行政サービスを総合的に提供する役割を担っていることから、市町村と県が情報共有、連携を図りながら施策を展開していくことが重要と認識しています。</p> <p>このため、県としては、住民に必要なサービスが持続的に提供されるよう、市町村の実情と意向に沿って県事務の市町村への権限移譲に取り組むとともに、小規模自治体等に対する支援や、市町村行財政コンサルティング等を通じた行財政運営への適切な助言を行い、市町村の更なる行財政基盤の強化を支援しているところであり、今後も引き続き、市町村との連携体制の強化を図りながら、必要な支援について検討していきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>市町村課、地域振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一戸町) 1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について (1) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産への令和3年登録実現のため、御所野遺跡に焦点を当てた本県独自の周知活動を更に充実させ県民挙げての機運醸成を図ること。例えば、小中学校の遠足などで必ず御所野遺跡を訪れる機会をつくること</p>	<p>県では、御所野遺跡の世界遺産登録に向けた県内の機運醸成を図るため、一戸町における総合イベント「御所野縄文WEEK」をはじめ、県内各地でパネル展やセミナーを開催するとともに、IGRの中吊り広告などによる周知活動を展開するほか、県内の児童・生徒を対象にした世界遺産出前授業、地元産業界や周辺市町村と連携して、お土産品の開発、インバウンド対応やガイド力向上をテーマにしたおもてなし研修を行うこととしています。 また、国内外からの来訪者の増加を見据え、遺跡に係る一層の認知度向上を図るため、4道県や一戸町と連携し、首都圏で縄文土器等の巡回展やフォーラムを開催するとともに、ホームページの多言語化により、国内外への情報発信を強化し、更には、令和3年度の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の関連イベントや、東北デスティネーションキャンペーンによるPR活動に取り組むこととしています。</p>	文化スポーツ部	文化振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(一戸町) 1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について (2) 御所野遺跡を核に、他の世界文化遺産や県北圏域をはじめとする県内観光地を結ぶ広域的な観光ルートを確認するため、旅行商品の造成支援や国内外に向けたプロモーション活動を拡充すること</p>	<p>「北海道・北東北の縄文遺跡群」の御所野遺跡については、県北地域の観光資源として重要であると認識しており、これまでも国内外への情報発信を行うとともに、平泉や橋野鉄鉱山等の優れた文化遺産をつなぐ広域ルート構築に向けてバスツアー商品の造成支援を行うなど、誘客拡大に取り組んできたところです。 今後も、世界遺産を核とした「歴史・文化」をテーマとする広域周遊や、県北圏域の優れた観光資源との組み合わせによる滞在型観光の促進を図り、国内外の観光客の誘客拡大に取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	観光・プロモーション室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(一戸町) 1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について (3) 町が実施する「道の駅」等の整備に対し、広域観光振興や県北圏域の地域振興の観点から、財政的支援を行うこと</p>	<p>一戸町が実施する「道の駅」等の整備については、町における検討状況や道路管理者との調整状況、国の補助制度の活用見込み等を確認しながら、県としてどのような支援が可能か、検討していきます。</p>	<p>ふるさと 振興部</p>	<p>県北・沿 岸振興室</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>
<p>(一戸町) 1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録と御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について (4) 道の駅整備に際し、縄文遺跡群の南の玄関口として、また、岩手県内の世界遺産を紹介する施設をガイダンスセンターとして町と共同で設置されたい</p>	<p>道の駅整備に伴う施設の設置については、その施設の性格や内容を伺った上で、県としてどのような対応が可能か、検討していきます。</p>	<p>文化ス ポーツ部</p>	<p>文化振興 課</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>
<p>(一戸町) 2 道の駅の早期事業化について 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録を契機とした当町を含む広域的な観光業や商工業の振興、そして防災力向上のために整備する道の駅の早期事業化についての支援を要望</p>	<p>一戸町が実施する道の駅の整備については、町における検討状況や道路管理者との調整状況、国の補助制度の活用見込み等を確認しながら、県としてどのような支援が可能か、検討していきます。</p>	<p>ふるさと 振興部</p>	<p>県北・沿 岸振興室</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一戸町) 3 北岩手循環共生圏を通じた取組への支援について 北岩手9市町村で結成した「北岩手循環共生圏」を通じた下記取組への支援について要望 (1) 横浜市で実施する9市町村・特産品のPRや紹介イベント、販売機会の創出、再生可能エネルギーの供給拡大など、北岩手の市町村が連携して実施する事業に対し財政的支援を行うこと。 なお、構成市町村各々の事情が異なる中での取組になることが想定されることから、個別事業の枠組みには柔軟に対応いただきたい</p>	<p>北岩手9市町村は、再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有する地域であり、「いわて県民計画(2019～2028)」の「北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクト」では、豊かな地域資源を生かした交流人口の拡大や、再生可能エネルギー資源を生かした地域振興を図ることとしています。 県としては再生可能エネルギーの導入を促進するため、北岩手の市町村が連携して実施する事業に対して、これまで、地域経営推進費を活用して、地域の取組の展開を支援してきたところであり、引き続き、様々な手法による支援を検討していきます。</p>	ふるさと振興部	県北・沿岸振興室	B 実現に努力しているもの
	<p>北岩手9市町村は、再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有する地域であり、「いわて県民計画(2019～2028)」の「北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクト」では、豊かな地域資源を生かした交流人口の拡大や、再生可能エネルギー資源を生かした地域振興を図ることとしています。 県としては再生可能エネルギーの導入を促進するため、北岩手の市町村が連携して実施する事業に対して、これまで、地域の取組の展開を支援してきたところであり、引き続き、様々な手法による支援を検討していきます。 また、国に対しては、自立・分散型エネルギー供給体制の確立に向けた施策の展開や、送配電網増強施策等の展開など、再生可能エネルギー導入促進に向けた措置等を要望しているところです。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一戸町)</p> <p>3 北岩手循環共生圏を通じた取組への支援について 北岩手9市町村で結成した「北岩手循環共生圏」を通じた下記取組への支援について要望</p> <p>(2) 北岩手地区各市町村が行おうとする各種事業に関し、その実行に向けた協議にも参画し共同の事業主体となるなど、市町村と共に事業実施を行っていただきたい</p>	<p>市町村が行おうとする事業は、市町村が主体となることを基本としつつ、市町村や県、企業・団体等の多様な主体が連携・協働し、役割を分担しながら、実現に向けた取組を進めていくことが重要であると考えており、各市町村とも密接に連携を図りながら、様々な取組を進めていきます。</p>	ふるさと振興部	県北・沿岸振興室	B 実現に努力しているもの
	<p>市町村が行おうとする事業は、市町村が主体となることを基本としつつ、市町村や県、企業・団体等の多様な主体が連携・協働し、役割を分担しながら、実現に向けた取組を進めていくことが重要であると考えており、各市町村とも密接に連携を図りながら、様々な取組を進めていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室 温暖化・エネルギー対策担当	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一戸町) 4 岩手県立一戸病院の医療体制の充実について (1) 新型コロナウイルス感染症などの感染症治療を想定した医療体制構築のため医師等医療従事者の確保を通常時から行うこと</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策のための医師の確保については、二次保健医療圏の役割分担のもと、県立一戸病院に院内感染対策等を専門的に取り扱うICD(インフェクション・コントロール・ドクター)を1名配置する等、医療体制の確保に努めており、引き続き、感染症の状況を踏まえた医療体制の確保に努めていきます。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対策については、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」及び「岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、二次保健医療圏毎に医療提供体制を構築することとしており、二戸病院、一戸病院及び軽米病院において相互に職員の応援体制をとるなどして、対応しています。</p> <p>看護師等の医療従事者の確保については、経営計画に定めた職員配置計画に基づき、機能分担と連携の推進や人口減等に伴う患者数の減少に見合った職員の適正化、医療の質の向上や育児休業及び産前産後休暇の取得者を代替する正規職員の充実など、6年間の計画期間中に看護師は66人、薬剤師や理学療法士などの医療技術部門は125人の増員を計画しているところ です。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病院に対し、機動的に応援できるよう、当初の採用計画を上回る人数を採用することとし、一戸病院における医療提供体制の現状や今後の動向を踏まえながら、体制強化に努めます。</p>	医療局	医師支援推進室、職員課	B 実現に努力しているもの
<p>(一戸町) 4 岩手県立一戸病院の医療体制の充実について (2) 泌尿器科外来など、休止されている診療科を再開すること</p>	<p>休止となっている泌尿器科及び眼科の診療再開に向けた医師の配置については、関係大学に対して医師の派遣を強く要望していますが、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足しており、新たな派遣は非常に困難な状況です。</p> <p>県においては、引き続き、関係大学等に医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘活動や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、必要な医療が提供できるよう医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(一戸町) 4 岩手県立一戸病院の医療体制の充実について (3) 常勤の整形外科医師を確保するとともに、外科医師及び精神科医師を増員すること</p>	<p>県立一戸病院の精神科については、令和2年4月に2名増員し、常勤医師8名体制とし充実を図ったところです。 整形外科の常勤医師の配置及び外科の常勤医師の増員については、関係大学に対して医師の派遣を強く要望していますが、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足しており、新たな派遣は非常に困難な状況です。 県においては、引き続き、関係大学等に医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘活動や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、必要な医療が提供できるよう医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援 推進室	B 実現 に努力し ているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一戸町) 5 岩手県立一戸高等学校の学級数維持及び機能充実等について (1) 一戸高等学校総合学科の1学年3学級を維持すること</p>	<p>令和3年2月に公表した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」(最終案)では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としており、地域の社会情勢や産業振興の動向等を踏まえながら、地域の学校をできる限り維持し、多様な分野の学びも確保することとしています。</p> <p>他方で、生徒数が減少する中にある場合は、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証や、生徒にとってより良い教育環境の整備等に課題が残ることが懸念され、二戸ブロックも同様であるものと捉えています。</p> <p>二戸地域においては、高い技術力を有するものづくり産業等が集積されており、地域産業を担う人材の育成とともに、高齢化社会に対応した介護福祉人材等の育成も求められている現状にあり、早期に専門教育を集約し、二戸地域における専門教育を担う魅力ある学校をつくるべき等の意見もいただいているところです。</p> <p>以上のことから、後期計画では、地域の将来を見据え、各専門分野に関する特色ある学科等の機能を維持しながら、二戸ブロックの専門教育の拠点となる学校を新たに設置することで、専門的な学びを希望するより多くの生徒が集う教育環境を整備し、地域を支える人材の増加に繋がることを想定して、一戸高校と福岡工業高校を統合することとしました。</p> <p>最終案では、統合後の新設校においても現行の一戸高校総合学科の系列維持を想定しており、新設校の校名、校舎、学科の構成等、具体的内容については、今後設置される統合検討委員会において意見を伺いながら検討することとしています。</p> <p>今後とも、地域との意見交換を丁寧に行いながら、地域や地域産業を担う人材育成等に向けた教育環境の整備に取り組んでいきたいと考えています。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校調整課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一戸町) 5 岩手県立一戸高等学校の学級数維持及び機能充実等について (2) 法律に基づく教員定数以上に教員の加配を行い、総合学科の特色を生かした現在の各系列講座を維持すること</p>	<p>一戸高校については、高等学校の教員定数を定める標準法に基づいて定数を定めた上で、総合学科校としての多様なカリキュラムを実現するために1名の加配を行っています。今後も、標準法に基づきながら、学校の特色、現状等を勘案して教職員配置を検討していきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教職員課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(一戸町) 5 岩手県立一戸高等学校の学級数維持及び機能充実等について (3) 一戸高等学校の特色や魅力を県内だけでなく県外にも積極的に発信し、県外からの生徒の受入れを進めること</p>	<p>県外からの生徒の受入れについては、令和2年度入試から県教育委員会との間で協議が整った学校について受入れを開始しており、令和3年度入試では一戸高校を含む7校で受入れを実施します。 また、県外への情報発信については、各学校及び県教育委員会のホームページで行うとともに、県教育委員会では、各学校の紹介を掲載したパンフレットも作成し、発信しています。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(一戸町) 5 岩手県立一戸高等学校の学級数維持及び機能充実等について (4) 「新たな県立高等学校再編計画」後期計画の策定にあたっては、地域における学校の役割、多様な進路希望を満たす学科配置など地域の声を最大限反映させるとともに、総合学科課程をさらに充実させること</p>	<p>総合学科高校については、生徒の進路実現に向け、自分の将来を見据えた系列や科目を選択できるシステムの構築や、「産業社会と人間」と「総合的な探究の時間」を相互に関連付けてキャリア教育を実施する等、総合学科高校の特徴を生かし、より一層、教育活動の充実に努めていきたいと考えています。 今後においても、地域と丁寧な意見交換に努め、学校の魅力づくりや教育の質の確保等について、地域と連携して取り組んでいきたいと考えています。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校調整課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(住田町) 1 地域医療体制の充実と連携強化について 県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携強化を図るため次の事項を要望 (1) 外来診療(慢性期の医師と在宅医療の医師)の充実と拡充</p>	<p>外来診療については、常勤医師の配置に加え、非常勤医師の応援や県立大船渡病院からの応援により、その診療体制の維持に取り組んでいるところであり、引き続き、圏域内の他の医療機関との役割分担と連携を進めることにより、外来診療体制の充実に努めます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>(住田町) 1 地域医療体制の充実と連携強化について 県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携強化を図るため次の事項を要望 (2) 保健・医療・介護連携体制構築のための連携強化</p>	<p>保健・医療・介護連携体制の構築は、市町村が主体となって、地域の特性に応じて、関係者が連携して取り組むことが重要です。 県では、保健・医療・介護に係る関係機関・団体と連携して、在宅医療人材育成の研修や先進事例などの提供、地域医療情報ネットワークの整備、介護予防への医療従事者の参画の調整などを通じて地域における連携体制構築のための取組を支援してきました。 県立大船渡病院附属住田地域診療センターにおける連携強化についても、引き続き、上記の取組の推進や実情に応じた助言・支援等を通じて、地域の関係機関・団体間の連携強化に資する取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>(住田町) 1 地域医療体制の充実と連携強化について 県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携強化を図るため次の事項を要望 (3) 初期救急医療体制(トリアージできる医師)の確保</p>	<p>初期救急医療体制については、正規の常勤医師が2名のため、土日祝日や夜間に対応することは困難ですが、引き続き、二次保健医療圏の基幹病院である大船渡病院を中心に他の医療機関とも連携し、初期救急医療の受入体制を確保するよう努めます。</p>	医療局	医師支援推進室	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(住田町) 2 一般県道の整備及び河川改修の促進について 一般県道釜石住田線未改良区間と気仙川の一体的な整備促進 落石、度重なる大雨による路肩崩落、冠水等の危険を回避するため、気仙川改修と一体となった抜本的な道路改良を要望。 なお、世田米川口以北の気仙川の河川改修は計画が示されていない。河川改修の計画を示すよう要望。松山川合流地点以北の気仙川は、町管理となっているが、河川の適切な改修、維持管理を図るため県管理に格上げすることを検討いただきたい</p>	<p>一般県道釜石住田線の中埜地内については、令和3年度から新たに事業着手し、現地測量・設計を始める予定です。 土倉から大洞間については、早期の整備は難しい状況ですが、復興道路等のネットワーク完成後における道路需要の変化も見極めながら、どのような整備や改良が可能か総合的に判断していきます。 気仙川流域は、近年において平成14年7月、平成25年7月、平成28年8月などの台風や豪雨により、住田町の一部で浸水被害が発生するなど早期に治水対策を進めることが重要であると考えています。 気仙川の河川改修については、川口地区より下流の整備を優先的に進めます。 川口以北の河川整備計画策定及び河川整備については、背後の土地利用状況等を踏まえ、緊急性・重要性を勘案し、引き続き、検討していきます。 なお、気仙川指定河川上流端については、当該地を上流端とした経緯などを踏まえ、流域の重要性等を勘案しながら検討をしていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課、河川課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(住田町) 3 岩手県土に根ざす人材の育成について 県立住田高等学校の魅力向上と県土を支える人材育成にた めの県立併設型中高一貫教育校の本町への設置</p>	<p>県立学校における併設型中高一貫教育は、一関第一高等学校附属中学校(及び一関第一高等学校)において、平成21年度から、次世代のリーダーとして将来の岩手県に貢献できる人材の育成等を基本理念として行われています。平成30年度末に、附属中学校の第1期生が4年制大学を卒業したところであり、医学部など6年制の大学に進学した生徒もいること等から、他地域への設置等今後の在り方については、その進路状況等を十分に見極めた上で検討する必要があると考えています。</p> <p>また、町内の中学校卒業予定者数が少なく、今後も減少傾向が見込まれる地域への併設型中高一貫教育校の設置については、入学志願者確保や集団生活を通じて社会性を育むという観点等、課題も多いものと考えています。</p>	<p>教育委員 会事務局</p>	<p>学校調整 課</p>	<p>D 実現 が極めて 困難なも の</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大槌町)</p> <p>1 復旧・復興のための財政支援の継続と財源確保について 「復興・創生期間」の終了後における復興の完遂を確実なものとするため、必要とする応援職員や任期付職員等への財源の手当など人材確保対策支援を要望。 また、令和3年度以降、普通交付税の算定における国勢調査人口の特例措置等が終了することにより、交付税額が大きく減少し、財政運営に支障が生じるため、被災地を対象とした特例的な財政支援を要望</p>	<p>被災町村への人的支援については、各種派遣スキームの活用や県による任期付職員の派遣などに取り組んできたところです。また、国等に対しては、人的支援の総合的な調整に係る取組の継続について要望しているところです。 県としては、引き続き、被災市町村とも連携し、必要な職種等の状況を確認しながら、復興に向けて必要な人材が確保できるよう取り組んでいきます。 普通交付税算定における津波被災市町村の人口特例措置については、現在の避難状況等を考慮し、国に対して意見を提出した結果、人口の特例措置は終了した上で、5年間の激変緩和措置が講じられることになったところです。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの
	<p>被災地では、令和3年度以降も中長期的に取り組むべき課題もあることから、令和2年6月に実施した令和3年度政府予算提言・要望において、施策の進捗状況や被災地の実態等を踏まえた事業や制度の継続に必要な財源確保とそのため的人员確保に係る支援について、令和元年度に引き続き要望したところです。 その結果、国では、令和3年度以降の5年間で「第2期復興・創生期間」と位置づけ、当該期間に係る復興財源フレームを示しましたが、これは、人員確保に係る経費を含め県及び市町村が必要と見込んだ事業規模と概ね一致しているところです。 今後においても、市町村との連携を図りながら、復興を進めるために必要な事業や制度の継続について国に提言・要望していきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(大槌町) 2 主要地方道大槌小国線土坂峠トンネルの早期着工について</p> <p>主要地方道大槌小国線(大槌町～宮古市小国、延長=約35km)は、東日本大震災津波によって寸断した国道45号線の代替道路として、重要な役割を果たしてきた。</p> <p>また、土坂峠を越えた先で接続する国道340号線においては、立丸峠トンネルが開通したことで大規模災害時等には迅速かつ効果的な災害対応が期待される。さらに、宮古盛岡横断道路の開通後においては、緊急輸送圏域の拡大などによる安全・安心の確保、経済活動の促進や観光・交流人口の拡大等期待される。これらの効果は、土坂峠のトンネル化により計り知れない可能性を持つ。については、岩手県民計画に掲げる「災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築」を目差し、町民の悲願である「土坂峠トンネルの早期着工」について要望</p>	<p>主要地方道大槌小国線は、東日本大震災津波において、避難道路や内陸からの緊急物資の輸送道路として有効に機能したことから、県では「復興関連道路」として位置付け、交通あい路の解消や防災対策等を推進しています。</p> <p>御要望の土坂峠トンネルを含む区間については、早期に整備効果が発現できる現道拡幅区間約1,100mの整備について、平成18年度に600m区間が完了し、令和元年度に残り500m区間が完了したところです。</p> <p>トンネルを含む残りの区間の整備については、急峻な地形であり大規模な事業が想定されることから、より慎重な検討が必要であると考えており、事業の必要性や重要性、緊急性等を考慮するとともに、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向、更には整備が進む復興道路等や国道340号の整備を踏まえた道路ネットワークの状況等も考慮しながら、総合的に判断していきます。</p> <p>なお、本路線は、岩手県地域防災計画で緊急輸送道路に位置付けられており、災害時等における安全の確保を図るため、平成19年度から土坂峠地区で法面対策事業を実施しています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(住田町) 3 緊急自然災害防止対策事業等について 地方単独事業として実施する防災インフラ整備等に活用している、「緊急防災・減災事業」「緊急自然災害防止対策事業」については、事業年度を令和2年度までとされているが、頻発する災害対策の状況を踏まえて、防災減災対策をさらに推進する必要があることから、本制度期間の延長を要望</p>	<p>緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債については、今後も県及び県内市町村において起債の需要があると見込まれることから、全国知事会を通じて緊急自然災害防止対策事業の延長や緊急防災・減災事業の恒久化、起債制度の拡充を含めた確実な財政措置等について要望してきたところですが、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定されたことに伴い、対象事業等が拡充されるとともに、事業期間が令和7年度まで延長されることになりました。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>市町村課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
	<p>地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について、県では、令和2年6月10日に「令和3年度政府予算提言・要望」を行い、公共事業予算の安定的・持続的な確保を国土交通省及び財務省に要望したところです。国は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和3年度から令和7年度までの期間で実施することとされたところです。今後も、地方の社会資本整備等を着実に推進するための予算の確保を国に働きかけ、財源確保に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>県土整備企画室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(花巻市)</p> <p>1 道路整備等の推進のための道路予算の安定確保について 地方が真に必要とする道路整備を着実に、また、滞りなく実施できるよう、社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金については十分かつ安定的な予算を確保するとともに、橋梁、トンネル等の修繕、更新、撤去等の道路メンテナンスに対しても継続した財政的支援が図られるよう要望。</p> <p>さらに、令和3年度以降も防災・減災、国土強靱化を継続的に推進し、対象事業を拡大するとともに、地震、豪雨、豪雪、台風等、近年激甚化する災害から住民を守るため、大規模災害時の迅速な復旧に必要な地方整備局、河川国道事務所の人員体制の充実が図られるよう併せて要望</p>	<p>地方の社会資本整備を推進するための予算の確保について、県では、令和2年6月10日に「令和3年度政府予算提言・要望」を行い、公共事業予算の安定的・持続的な確保を国土交通省及び財務省に将来の大規模災害に備える仕組みの構築を内閣府、総務省等に要望したところです。</p> <p>国は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を令和3年度から令和7年度までの期間で実施することとされたところです。</p> <p>また、大規模災害時に国において被害の復旧支援等を迅速に対応していただいていると認識しており、県としても「大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みを構築する」ことについて、要望しているところです。</p> <p>今後も公共事業関係費の確保及び大規模災害時の人員確保について、国に対し、提言・要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>県土整備企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(花巻市) 2 産業団地整備に係る農業振興地域除外及び農地転用手続きの要件緩和について 産業団地の造成事業の推進に当たり、候補地に「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域内農用地区域が含まれていた場合、当該地を農業振興地域内農用地区域から除外する必要があるが、その際、農振法の規定に基づき、2点いずれかの条件を満たしていることが必要とされている。いずれの場合においても、個別具体的に立地企業の規模、立地スケジュール、雇用期待従業員数及び業種等について決定している必要があると認識しているが、事業者にとっては産業団地造成前にこれら要件を決定することは困難な状況である。ついでには、新たな産業団地の整備に際し、農業振興地域内農用地区域からの除外及び農地転用手続きについて、関係省庁間で連携した柔軟な対応を要望</p>	<p>県としては、企業の立地ニーズに迅速に対応し、更なる産業集積の促進を図るためには、あらかじめ一定の面積の産業団地を可能な限り条件の良い地域に確保することが重要であり、農業上の土地利用の調整が計画上整った農地についても、新産業団地の候補の一つとなり得るものと考えています。 今後とも、市町村等と連携し対応していくとともに、産業団地が不足し、農用地の活用を見込まれる地域が多くある状況について、機会を捉えて国に対して説明していきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>ものづくり自動車産業振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>農業振興地域内農用地区域からの除外手続きや農地転用手続きについては、優良農地を確保し、農業・農村の振興を図る観点から、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて、農振法や農地法に定める基準に従った個別案件ごとの手続きとなります。 一方で、農村振興を図っていく上では、農業と他の産業との均衡ある発展が必要であることから、県としては、できるだけ迅速な許認可等の手続きとなるよう対応していきますので、早めの情報提供や相談をお願いします。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農業振興課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(花巻市) 3 過疎対策の積極的な推進について (1) 過疎地域において必要な事業を円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること</p>	<p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を令和3年3月末に控え、県では、全国過疎地域自立促進連盟による要望、全国知事会提言、北海道・東北六県要望等を行ってきたほか、令和2年11月17日に行った政府予算要望において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行過疎法失効後においても、これまでの過疎対策の枠組みを生かした新たな法律に基づく総合的な振興策を講じること ・過疎対策事業債の継続をはじめとした各種財政措置の維持・拡充を図ること ・過疎地域の要件と単位について、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割、近年人口減少が急速に進んでいる地域の状況等を的確に反映したものとすることについて、要望を行っているところであり、引き続き、国に対して働きかけを行っていきます。 	<p>ふるさと 振興部</p>	<p>地域振興 室</p>	<p>B 実現 に努力し ているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(花巻市) 3 過疎対策の積極的な推進について (2) 現行過疎法第33条に規定する「市町村の廃置分合等があった場合の特例」について継続すること</p>	<p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を令和3年3月末に控え、県では、全国過疎地域自立促進連盟による要望、全国知事会提言、北海道・東北六県要望等を行ってきたほか、令和2年11月17日に行った政府予算要望において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行過疎法失効後においても、これまでの過疎対策の枠組みを生かした新たな法律に基づく総合的な振興策を講じること ・過疎対策事業債の継続をはじめとした各種財政措置の維持・拡充を図ること ・過疎地域の要件と単位について、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割、近年人口減少が急速に進んでいる地域の状況等を的確に反映したものとするについて、要望を行っているところであり、引き続き国に対して働きかけを行っていきます。 	<p>ふるさと振興部</p>	<p>地域振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(花巻市) 3 過疎対策の積極的な推進について (3) 現行過疎法における過疎地域の指定要件を狭めないこと</p>	<p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を令和3年3月末に控え、県では、全国過疎地域自立促進連盟による要望、全国知事会提言、北海道・東北六県要望等を行ってきたほか、令和2年11月17日に行った政府予算要望において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行過疎法失効後においても、これまでの過疎対策の枠組みを生かした新たな法律に基づく総合的な振興策を講じること ・過疎対策事業債の継続をはじめとした各種財政措置の維持・拡充を図ること ・過疎地域の要件と単位について、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割、近年人口減少が急速に進んでいる地域の状況等を的確に反映したものとすることについて、要望を行っているところであり、引き続き国に対して働きかけを行っていきます。 	<p>ふるさと振興部</p>	<p>地域振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(花巻市) 3 過疎対策の積極的な推進について (4) 現行過疎地域は、新法においても引き続き過疎地域に指定されるよう、最大限の配慮をすること</p>	<p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を令和3年3月末に控え、県では、全国過疎地域自立促進連盟による要望、全国知事会提言、北海道・東北六県要望等を行ってきたほか、令和2年11月17日に行った政府予算要望において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行過疎法失効後においても、これまでの過疎対策の枠組みを生かした新たな法律に基づく総合的な振興策を講じること ・過疎対策事業債の継続をはじめとした各種財政措置の維持・拡充を図ること ・過疎地域の要件と単位について、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割、近年人口減少が急速に進んでいる地域の状況等を的確に反映したものとすることについて、要望を行っているところであり、引き続き国に対して働きかけを行っていきます。 	<p>ふるさと振興部</p>	<p>地域振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(花巻市) 3 過疎対策の積極的な推進について (5) 過疎対策事業債の対象となるソフト事業の範囲の拡大及び過疎対策事業債の配分額の増額を行うなど十分な財源措置を講じること</p>	<p>県では、これまで全国知事会や全国過疎地域自立促進連盟を通じ、過疎地域の多様な財政需要に対応した過疎対策事業債の必要額の確保等について国等に要望するとともに、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」失効後の新たな過疎対策法の制定による過疎地域の一層の振興や、各種財政措置の維持・拡充等について、県単独でも要望しているところです。引き続き、過疎対策の取組が円滑に実施できるよう、国に働きかけを行っていきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>市町村課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(花巻市) 4 新型コロナウイルス感染症の充実について (1)「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、第2次補正以降も経済回復に向けた継続した予算措置とすること。 また、その際は、財政力が小さい自治体に対して更に手厚い支援を講じるとともに、市町村への本交付金の配分額を増額すること</p>	<p>感染拡大傾向を踏まえ、各都道府県でこれ以上の感染拡大を食い止めるよう取り組んでいるところであり、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部が令和2年11月5日に行った「新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言」においては、交付金の増額及び弾力的運用並びに令和3年度以降の継続について国に求めているところであり、さらに県が令和2年11月17日に行った「新型コロナウイルス感染症対策及び令和3年度政府予算等に関する提言・要望」においても同様の趣旨の要望を行ったところです。 この結果、令和2年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、国の第3次補正予算における交付金の拡充(1.5兆円)が盛り込まれ、令和3年2月2日には第3次補正予算に係る地方単独事業分について交付限度額の通知があったところです。 また、県では、より現場に近い市町村が、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、令和2年度一般会計補正予算(第4号)において、総額20億円の「新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助」を創設したところです。 今後においても、市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に即した施策を講じられるよう、必要に応じて国に対し、要望していきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>地域振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(花巻市) 4 新型コロナウイルス感染症の充実について (2)「持続化給付金」について、事業の継続を強力に支援するための資金繰りにも資することから、1回のみではなく、2回・3回と継続して実施すること</p>	<p>持続化給付金については、売上要件の緩和や複数回の給付について、全国知事会を通じて要望し、県単独でも同様の趣旨を盛り込んだ緊急要望書を提出しているところです。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>経営支援 課</p>	<p>B 実現 に努力し ているもの</p>
<p>(花巻市) 4 新型コロナウイルス感染症の充実について (3) 家賃に対する支援について、経済回復には時間を要することから、経済回復するまでの間、更なる支援金額の拡充及び支援期間の延長を行うこと。 また、申請者の不利にならないよう速やかに交付すること</p>	<p>県は、国に対し家賃支援制度の創設を要望してきたところであり、国の第2次補正予算において、6か月分の家賃の3分の2を上限とする家賃支援給付金の制度が措置されたところです。 さらに、国の家賃支援給付金が事業者にとって十分な支援となるよう、売上要件の緩和や複数回の給付について、全国知事会を通じて要請し、県単独でも同様の趣旨を盛り込んだ緊急要望書を提出しているところです。 県では、令和2年4月から支援している3か月分の家賃に加え、更に3か月分を補助することで、国の家賃給付制度と合わせて、最長1年分の家賃を支援を実施しているところです。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>経営支援 課</p>	<p>B 実現 に努力し ているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(花巻市) 4 新型コロナウイルス感染症の充実について (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している飲食店等を含む事業者等を支援するため、市町村または商店会等が、キャッシュレス決済又は自ら発行する商品券にプレミアム分を上乗せする場合、そのプレミアム分について、国の助成措置を講ずること</p>	<p>感染拡大傾向を踏まえ、各都道府県でこれ以上の感染拡大を食い止めるよう取り組んでいるところであり、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部が令和2年11月5日に行った「新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言」においては、交付金の増額及び弾力的運用並びに令和3年度以降の継続について国に求めているところであり、さらに県が令和2年11月17日に行った「新型コロナウイルス感染症対策及び令和3年度政府予算等に関する提言・要望」においても同様の趣旨の要望を行ったところです。</p> <p>この結果、令和2年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、国の第3次補正予算における交付金の拡充(1.5兆円)が盛り込まれ、令和3年2月2日には第3次補正予算に係る地方単独事業分について交付限度額の通知があったところです。</p> <p>また、県では、より現場に近い市町村が、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、令和2年度一般会計補正予算(第4号)において、総額20億円の「新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助」を創設したところです。</p> <p>ご提言のあった事業については、上記「新型コロナウイルス感染症対応市町村地方創生臨時交付金」の対象事業になるものと考えられますが、今後においても、市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に即した施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。</p>	ふるさと振興部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策の実行に際して必要となる地方負担はもとより、地方が独自に実施する取組についても、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう適切な財政措置を行うよう国に対し要望してきたところであり、地域の飲食店等を応援するためのプレミアム商品券の発行支援などについては、国の臨時交付金を活用し、地方公共団体が独自に行う事業に充当することも可能とされたところです。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(花巻市) 4 新型コロナウイルス感染症の充実について (5) 「GoToキャンペーン」について、観光産業の回復には継続的な観光需要喚起対策が必要であることから、第2・第3の各種キャンペーンを効果的に実施すること</p>	<p>県では、全国知事会を通じて国に対し、事業者が事業を継続し雇用が維持されるよう、持続化給付金の再支給等を含めた必要な経済対策を長期間にわたり実施するよう要望しているところであり、「Go Toトラベル事業」や「Go To イート事業」の令和3年6月末までの延長を盛り込んだ国の令和2年度第3次補正予算が成立しているところです。</p> <p>また、Go To キャンペーン事業が地域経済に与える効果が大きいため、国に対しては、感染状況などの地域の実情を踏まえ、感染が落ち着いている地域の宿泊施設をその地域の住民が利用する場合に限って再開するなど、感染状況に応じた適切な運用について、全国知事会を通じて国に対し要望しているところであり、引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>観光・プロモーション室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(花巻市) 5 米の緊急需要対策について 国では、需要に応じた生産に向け、加工用米や飼料用米等の取組みをした農家が転作補助金を受けるための申請期限を6月末から9月18日に延長しているが、既に主食用米として作付していることから飼料用米等への転換が進まない状況にあり、このままでは米価の下落が危惧される。ついては、米価を安定させるため、主食用米を緊急に新規需要米や備蓄米、他国への援助米にするなど、市場から隔離する措置を講ずるよう要望</p>	<p>県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、中食・外食向け需要が落ち込んでおり、米の過剰在庫による米価下落が危惧されていることから、国に対し、令和2年9月及び11月に、米の需給と価格の安定に資するため、主食用米の一部隔離など実効的な対策を講じるとともに、国主導による効果的な消費喚起等、需要拡大対策を推進するよう要望したところです。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農産園芸課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(花巻市) 6 品目横断的販売促進緊急対策事業について 現在、新型コロナウイルス感染拡大に伴うインバウンド需要の減少や輸出の停滞等により、国産農林水産物等について在庫の滞留や価格の下落が顕著となっており、それらの品目の生産・供給体制の維持に大きな影響が生じているため、販売促進の取組を支援することを目的に、品目横断的販売促進緊急対策事業として、取組を行っていただいているが、その中でも、民間のアイデアを活用する「地域の創意による販売促進事業」については、生産者と消費者をつなぐ直販サイトやふるさと納税など様々なアイデアで活用され、支援の効果が現れていると伺っている。しかし、本事業においては、対象品目が水産物の一部、野菜や果物の一部と限定的となっており、県内において広く生産されている豚肉や鶏肉、リンゴやブドウなどは本事業の対象となっていないことから、岩手県において、本事業の効果を広く受けられる自治体は少ない現状である。ついては、豚肉や鶏肉、リンゴやブドウなどはじめとした本事業における対象品目の拡大を要望</p>	<p>本事業の対象となる品目は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うインバウンド需要の減少、輸出の停滞や緊急事態宣言による外食需要の減少等により、在庫の滞留、価格の低下、売上げの減少等が生じている農林水産品目を国が指定しており、随時、品目が拡大されているところです。 県では、令和2年11月17日に、需要が減少している農林水産物の消費拡大に向けた取組に対し、十分な支援を講じるよう国に対し、要望したところであり、今後も機会を捉えて必要な支援策について要望していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>流通課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(北上市) 1 「北上金ケ崎パシフィックルート」の整備促進について 「北上川バレープロジェクト」と、「三陸防災復興ゾーンプロジェクト」を結び、物流機能の相乗効果による県土全域の更なる発展を図るため、北上・金ケ崎地域と三陸地域を結ぶ物流ルートの確保が必要となることから、北上金ケ崎インターチェンジを起点とし、江刺田瀬インターチェンジを經由し、釜石港までの物流を支える産業道路の整備を要望</p>	<p>御要望の北上金ケ崎インターチェンジから江刺田瀬インターチェンジを經由するルートについては、東北横断自動車道釜石花巻間の全線開通による物流の変化や周辺の開発動向などを見極めながら検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(北上市) 2 北上コンピュータ・アカデミーを核とした高度技術人材の育成のための官民協働による研究会への参加について 「北上川バレープロジェクト」に位置付けられた高度技術人材の育成を図るため、北上コンピュータ・アカデミーを核とした市、同校及び地元企業等を構成員とする官民協働による研究会の立上げに際し県の参画を要望</p>	<p>ものづくり産業の集積が進展する中、第4次産業革命技術の導入促進を担う人材が求められており、県では「北上川バレープロジェクト」において、大学生、社会人を対象とした半導体関連講座や、高専生、高校生を対象としたEV講座など様々な事業を通じて、高度技術人材の育成に取り組んでいます。 また、当プロジェクトは、地域の産業界をはじめ、自治体、支援機関、学術機関など多様な主体との連携・協働により推進することとしています。 県では、北上コンピュータ・アカデミーは、開校以来多くの専門人材を輩出し、地域の情報化と経済の発展に寄与されていると認識しており、高度技術人材の確保・育成について必要な協力をしていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室、ものづくり自動車産業振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(北上市) 3 北上市産業支援センターとの連携強化について (1) 岩手県よろず支援拠点県南サテライトの設置 現在実施されている出前による相談体制を生かしながら、県南地域をターゲットとした支援拠点サテライトを北上市産業支援センター内に設置することによる相談支援体制の強化を要望</p>	<p>岩手県よろず支援拠点は、平成26年6月に公益財団法人いわて産業振興センター内に設置され、商工団体や金融機関と連携しながら、開設以来33,000件以上の相談に対応しており、盛岡地区以外の事業者も気軽に相談できるよう、県内各地で合同相談会を開催しています。 県としては、よろず支援拠点の相談業務を通じて、事業者の売上拡大や経営改善を支援していきたいと考えており、公益財団法人いわて産業振興センターとともに、同拠点と商工団体、金融機関及び関係支援機関との連携を深めていきます。 このため、県では、令和2年6月に実施した「令和3年度政府予算等に係る提言・要望」において、よろず支援拠点にて相談支援などに対応する専門スタッフの拡充等について要望したところであり、引き続き、国に働きかけていきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>経営支援 課</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(北上市) 3 北上市産業支援センターとの連携強化について (2) 北上市産業支援センター内の自動車分解展示の更新地場産業の自動車産業への進出及び講座を受講した学生が高い技能や技術を習得し、地場産業を支える人材となることで企業誘致の増加を図るため、隣接する金ケ崎町で製造されている最新車種の分解展示の実施を要望</p>	<p>自動車部品分解展示場は、平成20年8月に開設して以来、小学生の見学から大学等の講座、ものづくり企業の社員教育等人材育成に活用されてきたほか、自動車産業への参入や取引拡大を目指す企業に対し、自動車部品・構造に関する具体的な情報を提供するなど、本県のものづくり産業の発展に貢献してきました。</p> <p>本県は、トヨタ自動車東日本(株)岩手工場による小型車の生産拡大に伴い、部品メーカー等の集積がより一層加速しており、今後も新型車種の生産が期待されるなど、更なる発展が見込まれている状況にあります。</p> <p>このような中、自動車部品分解展示場の役割は今後も重要と考えており、トヨタの東北拠点化の動向や隣県の類似施設との機能分担等を踏まえながら、引き続き、充実に努めていきます。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>ものづくり自動車産業振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(北上市) 3 北上市産業支援センターとの連携強化について (3) いわてデジタルエンジニア育成センターの継続 いわてデジタルエンジニア育成センターは、県の委託事業と 当市補助金により運営されている。昨年度設立されたいわてデ ジタルエンジニア育成センター運営協議会において、今後の運 営について策定された長期ビジョンに基づき、3次元設計開発 に係る人材育成や企業支援が安定的に行われるよう、県の関 与の継続を要望</p>	<p>いわてデジタルエンジニア育成センターは、平成21年に県と北上市が連携 し「北上オフィスプラザ」内に設置され、三次元設計技術に関する「人材育 成」と「企業支援」の2つの柱の下、これまで事業を実施してきたところです。 人材育成事業については、求職者、在職者、学生、教員向けの講習を実 施し、これまで2500人余りの方々が受講しています。また、これら受講者のう ち、226人が求職者で、そのうち100人が自動車関連企業等に就職するな ど、当センターの人材育成に係る取組は県内全域に広まり、企業や専門高 校にとどまらず県内高校からも三次元設計開発における人材育成機関とし て高い評価を受けています。 また、当センターが有する専門的な3次元ソフト及び当該ソフトに精通して いる講師が、多様な企業支援を行うことで、企業の産業競争力の強化にも 貢献しています。 三次元設計開発技術は、設計業務の効率化にとどまらず、受注の拡大や 生産プロセスの効率化にも繋がる技術であり、ものづくり産業の振興を図る 上で、ますます重要になってきます。また、AIやロボットなどの第4次産業革 命技術の導入を進めるための基盤であることから、その支援を行う当セン ターの機能の強化等を図るため、令和元年度、当センターの支援機能の充実 や、長期安定的な運営のあり方などを検討することを目的に、北上市をはじ め第三者等で構成するいわてデジタルエンジニア育成センター運営協議会 を設置し、センターの今後の目指す姿やその実現に向けた取組、運営体制 の方向性等をとりまとめた長期ビジョンを策定したところです。 県としては、引き続き北上市や関係機関と連携しながら、長期ビジョンの実 現に向けた取組や、安定的なセンター運営の在り方について検討していきま す。</p>	<p>商工労働 観光部</p>	<p>ものづく り自動車 産業振興 室</p>	<p>B 実現 に努力し ているも の</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(北上市) 4 周産期医療体制の充実について 地域周産期母子医療センター機能を担う県立中部病院の産婦人科・小児科の医師数の維持・増加を要望</p>	<p>県立中部病院の産婦人科及び小児科については、令和3年1月現在、常勤医師を産婦人科6名(うち育児短時間勤務2名)、小児科3名をそれぞれ配置し、地域周産期母子医療センターとしての役割を担っているところです。 産婦人科及び小児科の常勤医師の増員については、関係大学の医局においても医師の絶対数が不足していることから、大変厳しい状況となっています。 今後とも関係大学への派遣要請のほか、即戦力となる医師の招聘、産科・小児科を専攻する奨学金養成医師の義務履行期間全てで地域周産期母子医療センター勤務を認める特例によるインセンティブ強化などにより、常勤医師の確保に取り組んでいきます。 また、令和2年度から、将来、産婦人科を志す私立大学の医学生に対し、医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠として2名分の奨学金枠を設け、産科医の確保に向け取り組んでいます。</p>	医療局	医師支援 推進室	B 実現 に努力し ているも の

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(奥州市) 1 地方財政基盤の充実強化について (1) 地方創生の実現に向けて、地方公共団体が自主性を発揮して施策を進められるよう、合併市町村の財政需要を遺漏なく地方財政計画に反映させ臨時財政対策債の廃止に合わせた地方交付税の増額による十分な財政措置を講じること</p>	<p>県では、地方の税財源の確保・充実について、政府予算提言・要望において、地域の実情に応じた財政需要を地方財政計画に適切に反映すること、地方交付税の総額を確保し財源調整機能等の維持・充実を図ること及び臨時財政対策債の大量発行によらない地方財源不足の解消等を国に要望しています。</p> <p>令和3年度地方財政計画では、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中で、一般財源総額について、交付団体ベースで令和2年度を0.2兆円上回る62.0兆円が確保されるとともに、国の加算など地方交付税の原資を確保することにより、地方交付税総額について令和2年度を0.9兆円上回る17.4兆円が確保されたところです。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>(奥州市) 1 地方財政基盤の充実強化について (2) 普通交付税の算定においては、「人口と面積」といった規模だけでなく地方の実情に沿った算定方法に改め、地域間格差を是正するような予算の確保・充実を図ること</p>	<p>令和2年度地方財政計画では、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向かい幅広い施策に自主的・主体的に取り組めるよう、新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」4,200億円が計上され、基準財政需要額で取組に要する経費を算定することとされたところです。</p> <p>また、令和3年度の上記計画において創設された地域デジタル社会推進費においても、高齢者人口や一次産業事業所数等の割合が高い団体の経費を割増することとしています。</p> <p>引き続き、地域の実情に応じた財政需要を地方財政計画に適切に反映するよう国に働きかけていきます。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(奥州市) 1 地方財政基盤の充実強化について (3) 合併特例債の発行期限は、東日本大震災の被災地市町村は合併後25年間まで延長されているが、合併算定替えの終了などに伴い財源不足が深刻化することから、上限額の拡大を含め、更なる支援策を講じること</p>	<p>合併特例債の発行に関し、県では、合併市町が健全な財政運営ができるよう、新市町建設計画の変更や地方債発行に係る協議の際に、実質公債費比率等への影響を考慮しながら助言を行ってきたところです。 東日本大震災の被災市町村においては合併特例債の発行期限が延長されていることから、発行期限内における合併特例債の計画的な発行について、今後も引き続き、合併市町への支援を行うとともに、県内合併市町の合併特例債の発行状況や新市町建設計画の計画期間を踏まえ、必要に応じて国に働きかけていきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>市町村課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(奥州市) 2 過疎地域に対する支援の継続について (1) 過疎地域において必要な事業を円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること</p>	<p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を令和3年3月末に控え、県では、全国過疎地域自立促進連盟による要望、全国知事会提言、北海道・東北六県要望等を行ってきたほか、令和2年11月17日に行った政府予算要望において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行過疎法失効後においても、これまでの過疎対策の枠組みを生かした新たな法律に基づく総合的な振興策を講じること ・過疎対策事業債の継続をはじめとした各種財政措置の維持・拡充を図ること ・過疎地域の要件と単位について、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割、近年人口減少が急速に進んでいる地域の状況等を的確に反映したものとすることについて、要望を行っているところであり、引き続き、国に対して働きかけを行っていきます。 	ふるさと振興部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>(奥州市) 2 過疎地域に対する支援の継続について (2) 過疎対策事業債の配分額の増額及びソフト分の限度額の引上げを行うなど、十分な財源措置を講じること</p>	<p>県では、これまで全国知事会や全国過疎地域自立促進連盟を通じ、過疎地域の多様な財政需要に対応した過疎対策事業債の必要額の確保等について国等に要望するとともに、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」失効後の新たな過疎対策法の制定による過疎地域の一層の振興や、各種財政措置の維持・拡充等について、県単独でも要望しているところです。引き続き、過疎対策の取組が円滑に実施できるよう、国に働きかけを行っていきます。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(奥州市) 2 過疎地域に対する支援の継続について (3) 現行の過疎法第33条に規定する「市町村の廃置分合等があった場合の特例」を継続するとともに、現行過疎地域が新法においても引き続き過疎地域に指定されるよう、配慮すること</p>	<p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を令和3年3月末に控え、県では、全国過疎地域自立促進連盟による要望、全国知事会提言、北海道・東北六県要望等を行ってきたほか、令和2年11月17日に行った政府予算要望において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行過疎法失効後においても、これまでの過疎対策の枠組みを生かした新たな法律に基づく総合的な振興策を講じること ・過疎対策事業債の継続をはじめとした各種財政措置の維持・拡充を図ること ・過疎地域の要件と単位について、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割、近年人口減少が急速に進んでいる地域の状況等を的確に反映したものとするについて、要望を行っているところであり、引き続き、国に対して働きかけを行っていきます。 	<p>ふるさと振興部</p>	<p>地域振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(奥州市) 3 地域医療の充実と公立病院における医師確保について (1) 住んでいる場所で医療が受けられ安心して生活ができるという、公立病院が持つ地域に対する役割を果たし、地域医療を保持していくため、地域医療構想調整会議における議論の充実及び公立病院における医師確保、特に産科医の確保及び小児科医の拡充を図ること</p>	<p>【地域医療構想調整会議の議論の充実】 地域医療構想調整会議において、総合水沢病院を含む医療機関の具体的な役割分担をはじめとする将来のあるべき医療提供体制について検討を進めているところであり、引き続き、地域医療構想アドバイザーの助言を受けながら議論の充実に努めていきます。</p> <p>【公立病院の医師の確保】 医師の確保については、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、常勤医師全般の確保に向けて、関係大学への派遣要請や即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の配置調整等に積極的に取り組んでいるところです。 特に、産科及び小児科の医師の確保については、その養成も強化しているところであり、平成30年度から産科医等を選択した養成医師が地域周産期母子医療センター等で勤務に専念できるよう配置特例を設けるなどしているところです。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(奥州市) 3 地域医療の充実と公立病院における医師確保について (2) 感染症等が発生した場合において適切に対応を行うため、感染症病床を備える総合水沢病院に対する呼吸器内科医等の継続的な配置を行うこと</p>	<p>医師の確保については、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、常勤医師全般の確保に向けて、関係大学への派遣要請や即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の配置調整等に積極的に取り組んでいるところです。 総合水沢病院に対する呼吸器内科医等の継続的な配置については、配置基本ルールに基づいて、引き続き、関係機関との協議及び配置調整に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(奥州市) 4 北上川における築堤等の整備促進について (1) 北上川右岸水沢地区(小谷木橋上流5,200m)</p>	<p>無堤防区間が多い北上川中流部(概ね紫波町～奥州市の区間)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、僅か5年間に2度も甚大な浸水被害を受けています。 国では、北上川中流部緊急治水対策事業として、まずは住家への浸水被害の軽減を図ることを優先して進めることとしており、水沢地区(水沢区佐倉河八幡地区～北常磐地区)については、現在整備を進めている他地区の事業進捗を見ながら整備を進めたいと聞いています。 北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働き掛けていきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>(奥州市) 4 北上川における築堤等の整備促進について (2) 北上川左岸水沢黒石町地内鶴城・大久保地区(藤橋上下流2,600m)</p>	<p>無堤防区間が多い北上川中流部(概ね紫波町～奥州市の区間)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、僅か5年間に2度も甚大な浸水被害を受けています。 国では、北上川中流部緊急治水対策事業として、まずは住家への浸水被害の軽減を図ることを優先して進めることとしており、水沢地区(水沢区佐倉河八幡地区～北常磐地区)については、現在整備を進めている他地区の事業進捗を見ながら整備を進めたいと聞いています。 北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(奥州市) 4 北上川における築堤等の整備促進について (3) 北上川右岸前沢鶉ノ木地区の国指定史跡の保護に配慮した築堤</p>	<p>鶉ノ木地区には、国の史跡「柳之御所・平泉遺跡群」に指定されている白鳥館跡があり、国では、世界遺産追加登録を巡る一連の動向や、北上川中流部の上下流地域での事業進捗を見ながら治水対策を進めると聞いています。 北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(奥州市) 4 北上川における築堤等の整備促進について (4) 北上川左岸前沢赤生津地区</p>	<p>国では、赤生津(あこうづ)地区の流下能力の確保を図るため、平成24年度は赤生津(あこうづ)橋下流において約5万?の河道掘削を実施しており、平成25年度からは、赤生津(あこうづ)橋下流において、用地調査を行うとともに用地補償を行っているところと聞いています。 北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(奥州市) 5 ILC実現に向けた取組について 政府のILC誘致判断が目前に迫る中、当市では、ILCとの関わりを通じて、市が今後目指すべき将来像を示す「奥州市ILCまちづくりビジョン」を策定し、県をはじめ関係団体との連携を一層深めながら各種取組を推進しているところである。ついては、ILCの実現に向けて方針を早期に決定するよう国への強い働きかけを要望</p>	<p>国際リニアコライダー(ILC)の実現に向けては、岩手県内はもとより、東北ILC推進協議会をはじめとする関係団体等と連携しながら、東北一丸となって様々な活動を推進してきたところです。 県においては、令和2年6月に続き11月、国に対し「ILCの実現に向けて、国際的な議論を更に推進し、日本政府として早期に意思表示を行うとともに、ILCを我が国の科学技術の進展、国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させ、ILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応すること」を要望したところであり、引き続き、国への働きかけを行っていきます。 東北では、本県を含む関係自治体、大学等による東北ILC事業推進センターが活動を進めており、県としては、同センターをはじめ、県内市町村やILC国際推進チームの拠点となる高エネルギー加速器研究機構(KEK)など、関係団体等との連携を一層強化しながら、ILCの実現に向けて、引き続き、取り組んでいきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(奥州市) 6 国立天文台水沢VLBI観測所の研究活動継続に資する環境整備について 同観測所は市民と積極的に交流されて天文学の理解の拡大にも努められており、多くの市民が誇りとする本市になくてはならない施設です。しかし、同観測所のVERAアンテナは、2021年以降の運用の見通しが立っていないとのことで、今後の国際共同研究にも影響するのではないかと懸念している。当市は、当地で基礎科学の研究活動が今後も継続されることを切望している。ついては、国立天文台水沢VLBI観測所が、安定的かつ継続的に基礎科学の研究活動に邁進できる環境の整備について要望</p>	<p>国立天文台水沢は、令和元年に設立120周年を迎えた歴史ある観測施設であり、平成15年からVERAプロジェクトを中心にした研究を進めるとともに、令和元年には銀河の中心に存在する「巨大ブラックホール」の姿を捉える世界的プロジェクトに研究者が協力するなど、天文学の発展に大きな役割を果たしています。 主力研究プロジェクト(VERA)については、令和2年度(2020年度)で終了されますが、同天文台からは、今後、大学との連携などによるVLBIを活用した様々な研究について、検討していくと聞いていますので、動向を注視していきます。</p>	<p>ふるさと 振興部</p>	<p>科学・情 報政策室</p>	<p>C 当面 は実現で きないも の</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市) 1 新型コロナウイルス感染症対策について (1) PCR検査等の戦略的拡大について PCR検査等をより早く適正な価格で受けられる環境づくりを行い、感染発生初期段階の封じ込めに必要な濃厚接触者以外も含む幅広い検査や、施設内感染を防ぐための医療・介護・福祉・保育・教育の各分野における従事者への検査など、PCR検査等を戦略的に拡大していくため国の負担による行政検査の実施について、関係省庁に働きかけるとともに、必要に応じて、県独自の取組も検討すること</p>	<p>県では、国で定義する濃厚接触者に限らず、感染が疑われる者の調査も実施することにより、早期に患者を発見し、感染拡大を防止する観点から、感染リスクがある方については、県が費用を負担する行政検査によりPCR検査を実施しています。 令和2年11月に国から示された通知では、高齢者施設等の入所者に陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従事者に原則として、全員検査を実施することとした方針が示されましたが、本県においては、既に、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議においてこの方針を決定し、実施しているところす。 PCR等検査の負担については、全国知事会等を通じて、全額負担等について要望を行っているところであり、県としても、全国知事会とも連携して取り組んでいきたいと考えています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(一関市) 1 新型コロナウイルス感染症対策について (2) 医療提供体制の見直し・強化について ① 感染者又は感染が疑われる患者を受け入れるため、医療機関の感染防止対策に必要な施設整備や機器の購入等に対して十分な支援を検討すること</p>	<p>医療機関の感染防止対策については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を活用し、必要な施設設備や感染防止対策に係る経費の補助等を行っているところであり、引き続き、対象となる医療機関に対し支援を行っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市) 1 新型コロナウイルス感染症対策について (2) 医療提供体制の見直し・強化について ② 県内各市において、郡市医師会の協力を得て「地域外来・検査センター」が設置・運営されているが、当市が設置した「地域外来・検査センター」は、臨時的に設置した検査実施機関であることから、その設置期間は、今年度末までと見込んでいます。令和3年度以降の「地域外来・検査センター」の取扱いや、県全体の新たな検査・診療体制を構築することについて、岩手県医師会と早急に協議して定め、令和3年度予算に反映させること</p>	<p>地域外来・検査センターの設置に当たっては、国の3次補正に盛り込まれたことから、令和3年度においても、令和2年度と同様の検査体制の構築に必要な予算を措置しています。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(一関市) 2 現行の過疎法の指定対象要件の継続について (1) 現行の過疎法の趣旨を踏まえた、新たな過疎地域の振興に関する法(以下、「新過疎法」という)を制定するとともに、新過疎法には過疎法第33条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」を設け、現行の過疎地域を継続して指定対象とすること</p>	<p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を令和3年3月末に控え、県では、全国過疎地域自立促進連盟による要望、全国知事会提言、北海道・東北六県要望等を行ってきたほか、令和2年11月17日に行った政府予算要望において、 ・現行過疎法失効後においても、これまでの過疎対策の枠組みを生かした新たな法律に基づく総合的な振興策を講じること ・過疎対策事業債の継続をはじめとした各種財政措置の維持・拡充を図ること ・過疎地域の要件と単位について、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割、近年人口減少が急速に進んでいる地域の状況等を的確に反映したものとすることについて、要望を行っているところであり、引き続き国に対して働きかけを行っていきます。</p>	ふるさと振興部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市) 2 現行の過疎法の指定対象要件の継続について (2) 新過疎法の制定後においても、当市が取り組む事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること</p>	<p>現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を令和3年3月末に控え、県では、全国過疎地域自立促進連盟による要望、全国知事会提言、北海道・東北六県要望等を行ってきたほか、令和2年11月17日に行った政府予算要望において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行過疎法失効後においても、これまでの過疎対策の枠組みを生かした新たな法律に基づく総合的な振興策を講じること ・過疎対策事業債の継続をはじめとした各種財政措置の維持・拡充を図ること ・過疎地域の要件と単位について、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割、近年人口減少が急速に進んでいる地域の状況等を的確に反映したものとするについて、要望を行っているところであり、引き続き国に対して働きかけを行っていきます。 	ふるさと振興部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>(一関市) 3 広域連携に資する幹線道路網の整備について (1) 新笹ノ田トンネルの整備に必要な調査事業を行い、早期事業化に向けた県の方向性を示すこと</p>	<p>一般国道343号は、内陸部と気仙地区を結び、沿岸地域の早期復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、広域的な観光などの振興にも資する重要な路線であると認識しており、復興実施計画において県の復興支援道路に位置付け、重点的に整備を進めているところです。</p> <p>新笹ノ田トンネルの整備については、大規模なトンネルになることから、多額の事業費を要することが見込まれるため、安定的な事業予算の確保が課題となり、慎重な判断が必要であると考えています。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
(一関市) 3 広域連携に資する幹線道路網の整備について (2) 県際連携に資する幹線道路網の整備 ① 国道4号高梨交差点以南並びに大槻交差点以北(平泉バイパス境まで)の4車線拡幅整備の早期事業化	国道4号高梨交差点以南並びに大槻交差点以北(平泉バイパス境まで)の4車線拡幅整備については、御要望の区間を含む県内未事業化区間の早期4車線化に向けて、引き続き、国へ要望していきます。	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
(一関市) 3 広域連携に資する幹線道路網の整備について (2) 県際連携に資する幹線道路網の整備 ② 国道342号花泉バイパス以南から宮城県境までの早期整備	一般国道342号花泉バイパス以南の整備については、平成24年度に白崖地区の事業に着手し、用地取得を進め、平成29年度から改良工事に着手しました。 早期の供用開始を目指し、引き続き、改良工事を推進しています。 今後も、地元の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。 (A) また、白崖地区を除く区間の整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
(一関市) 3 広域連携に資する幹線道路網の整備について (2) 県際連携に資する幹線道路網の整備 ③ 国道456号宮城県境付近のトンネル化の早期実現	一般国道456号の宮城県境付近七曲峠の整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市) 3 広域連携に資する幹線道路網の整備について (2) 県際連携に資する幹線道路網の整備 ④ 主要地方道本吉室根線津谷川本宿地区の抜本的な改良整備</p>	<p>主要地方道本吉室根線津谷川本宿地区の改良整備については、県際連携に資する道路として必要性を認識しており、幅員狭小区間における安全で円滑な交通の確保を図るため、令和2年度から現地測量・設計に着手しているところです。今後も、地元の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (1) 原木しいたけ産地再生への支援 ① 新規参入者と規模拡大意向者への震災前の原木価格水準に対する原木購入費の掛り増し賠償実現に向けた支援</p>	<p>原木しいたけの産地再生を図るためには、安全な原木を確保し、生産量の回復を図ることが必要であるため、原木価格の高騰分の掛かり増し経費が賠償対象外となっている新規参入者や既存生産者の規模拡大部分についても賠償されるよう、東京電力に対し申し入れを行うとともに、国に対しても支援を要望しており、引き続き、こうした取組を進めていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>林業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (1) 原木しいたけ産地再生への支援 ② 来年以降の植菌作業に向けての良質な原木の確保の継続と課題となっている植菌適期内の納入実現へ向けた実態に即した支援</p>	<p>県では、安全な原木を確保するため、県森林組合連合会など関係団体と連携し、毎年度、植菌時期までに、他の地域から必要な原木が供給されるよう取り組んでいます。 引き続き、安全な原木が適期に確保されるよう取り組んでいきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>林業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (1) 原木しいたけ産地再生への支援 ③ 立木等に係る福島県と同様の財物賠償実現に向けた支援</p>	<p>しいたけ原木として利用できない立木等について、東京電力は、「福島県以外では、しいたけ原木用の立木をパルプ材等として販売した場合、その価格差を営業損害として賠償する」としています。 県としては、東京電力に対し、実態に即した十分な賠償が行われるよう、引き続き、強く求めていくとともに、国に対しても、東京電力を指導するよう要望してまいります。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>林業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (1) 原木しいたけ産地再生への支援 ④ 放射性物質の影響を低減させるために義務付けられている原木しいたけの栽培工程管理簡素化に向けた支援</p>	<p>県では、国の「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」に基づき、平成25年10月に「岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理実施要領」を策定し、しいたけ生産者を指導しています。この実施要領については、研究機関による調査結果等の知見を踏まえ、平成27年9月に栽培工程管理の一部簡素化を図ったところであります。今後も、適切な栽培工程管理の実施に向け、放射性物質濃度の推移に関する研究を続けていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援 ① 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援</p>	<p>8,000Bq/kg以下の農林業系汚染廃棄物については、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自にガイドライン(第2版)を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場に埋め立てる処理方針を示しているところです。また、その処理費用については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に対し要望しています。県としても早期の処理終了に向けて、技術的助言をしていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援 ② 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴う一時保管施設の維持補修助成など、保管施設としての機能を保つための全面的な支援</p>	<p>県では、汚染稲わら等の一時保管に要する経費を補助する「岩手県利用自肅牧草等処理円滑化事業等」を措置し、自然災害等で破損した一時保管施設の補修など、市町村が実施する施設の維持管理に係る取組を支援しており、引き続き、汚染稲わら等が適切に保管されるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援 ③ 事故当時に汚染され一時保管している乾しいたけの適切な処分に関する全面的な支援</p>	<p>市町村が当該乾しいたけを焼却処理する場合は、ほだ木と同様、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てることができます。 県としても、当該乾しいたけの処理が進むよう、混焼する場合の生活ごみ等の混焼方法、焼却灰の埋立等について市町村に技術的助言をしていきます。 また、関係市町村のほか関係団体等とも連携しながら、早期処理に向けて対応していきます。</p>	<p>環境生活部 農林水産部</p>	<p>資源循環推進課 農林水産企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (3) 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援 産地直売関係者や消費者との食品の安全に関する情報の共有による風評被害の防止及び積極的な販売促進の支援</p>	<p>県では、食の安全・安心確保の観点から、流通関係者が出荷前に自主検査を行うよう指導するとともに、必要に応じて精密検査を行い、検査結果を県のホームページ等で速やかに公表するなど、風評被害の防止に努めています。 また、県内生産者と首都圏消費者との交流促進や、首都圏レストラン等への産地情報の発信等により、県産農林水産物の販路拡大に取り組んでいます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>林業振興課、流通課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (4) 損害賠償の迅速化 ① 風評被害を含めた損害賠償請求を産地直売関係者などが迅速かつ万全に行うための現地相談員の配置</p>	<p>産直施設は農協、会社組織、個人あるいは任意グループにおいて運営されているなど、多様な経営形態であるほか、賠償請求に必要となる過去の販売実績等の書類の整備状況も異なっていることから、産直ごとの実情に応じたきめ細かな対応が重要と考えています。</p> <p>県では、広域振興局農政担当部が窓口となり、産直組織の損害賠償請求に関する相談対応を行っているほか、必要に応じ県弁護士会相談窓口を紹介するなどの対応を行っています。</p> <p>なお、東京電力に対しても、産直施設等の民間事業者の実情に応じてきめ細かに対応し、被害の実態に即した十分な賠償を行うよう、様々な機会を通じて引き続き求めています。</p>	農林水産部	流通課	B 実現に努力しているもの
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (4) 損害賠償の迅速化 ② 未払いとなっている行政請求分の早期支払い</p>	<p>県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は一義的に東京電力が負うべきものと考え、東京電力に対し、要した費用全てについて賠償に応ずるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているところです。</p> <p>さらに、直接交渉だけでは東京電力からの賠償が期待できない請求分については、市町村等と連携して原子力損害賠償紛争解決センターに対して、平成26年1月、平成28年3月及び令和元年7月に和解仲介の申立てを実施し、同センターにおける審理を通じて、被害の実態に即した速やかな賠償を求めてきたところです。</p> <p>なお、国に対しても、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに原子力損害賠償紛争解決センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力を国が指導するなど、必要な措置を講ずることを要望しています。</p> <p>今後も引き続き、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (4) 損害賠償の迅速化 ③ 損害賠償請求に要した事務経費の賠償対象経費への追加</p>	<p>『東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針』では、賠償の対象に係る項目に事務経費は明記されていません。しかし、明記されていないものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとされています。 そこで、東京電力に対しては、これまでも、知事による直接要請をはじめ、十分な賠償を迅速に行うよう求めています。 また、国に対しても『東日本大震災津波等からの復興と地方創生の推進に当たっての提言・要望書』等により十分な賠償が速やかに行われるよう東京電力を指導するなど、必要な措置を講ずることを要望しており、今後も、様々な機会を捉えて要望・要請活動を行っていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>(一関市) 4 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策について (5) 側溝土砂の処理基準の提示と新たな支援制度の創設 放射性物質に汚染された側溝土砂の処理基準の速やかな提示及び汚染土砂の処理に対する財政的な支援</p>	<p>放射性物質に汚染された側溝土砂の処理に向けて、国に対し除去土壌の処理基準を早急に示すよう要望しています。汚染土砂の処理に対する財政的な支援については、汚染濃度や除染実施区域外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）と同様の財政措置を講じるよう要望しています。 なお、国庫補助対象外となる道路側溝汚泥の一時仮置場の設置に要する経費について、平成25年度以降「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業（県単）」により支援しています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市) 5 地域医療体制の確保について (1) 地域医療構想の実現に向けた進め方については、地域の実態を考慮し、地域と十分に協議しながら慎重に対応すること</p>	<p>地域医療構想の実現に当たっては、各医療圏に設置している地域医療構想調整会議において、地域の実情を踏まえ関係者間で丁寧に議論を進めていくことが重要であり、これまでも全国知事会等の場を活用し要望を行ってきたところですが、引き続き、国に働きかけていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(一関市) 5 地域医療体制の確保について (2) 医師不足や医師偏在を解消するため、地域医療体制の抜本的な改善を図ること</p>	<p>全国的な医師不足や地域偏在を根本的に解消するためには、都道府県単位の取組だけではなく、国を挙げて実効性のある施策に取り組む必要があることから、医師不足など同様の課題を持つ、医師少数県12県の知事による「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」を発足したところです。 令和2年7月には、医学部定員増の恒久化、医師確保対策への強力な財政支援などの提言を取りまとめ、8月に、厚生労働省への提言活動や、自由民主党の「医師養成の過程から医師の偏在是正を求める議員連盟」での講演を行ったところ。 引き続き、医療・行政関係者への理解促進や、国民の機運醸成を図りながら、国に対して強く働きかけ、実効性のある医師不足・偏在対策の実現を目指していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市) 6 新たな県立高等学校再編計画後期計画について 県教育委員会が示している「新たな県立高等学校再編計画後期計画(案)」は、工業系の学科再編における統合校を県南地域の工業系人材の育成拠点校として位置づけ、基幹学科の専門教育を充実させる内容となっている。しかし二つの広域生活圏にまたがる当地区の再編計画案は他の地区と比較しても、その圏域の広さや公共交通機関の実態などから、通学による生徒や保護者の負担が増し、工業高校への進学を断念せざるを得ない状況が生じる恐れを危惧している。ついては、当地区の実情を踏まえ、「新たな県立高等学校再編計画後期計画(案)」を再考するよう県に要望</p>	<p>令和3年2月に公表した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」(最終案)では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。 また、地域検討会議等における人材育成を強く期待する御意見や、少子化の現状に鑑み生徒にとってより良い教育環境の整備を望む御意見、及び、産業振興の動向を踏まえ、地域の産業教育の拠点となる専門高校等の整備のための統合を行うこととしているものです。 県南地域における工業高校の新設は、盛岡工業高校、黒沢尻工業高校と並ぶ工業教育の基幹となる学校の整備を目的としており、学校規模の拡大により、現在設置している学科の特色ある学びを確保するとともに、時代に対応したITやIoT、AI等に関連する新しい学びの創設も検討しながら、工業教育の充実を図るものです。 これにより、本県に集積するものづくり産業等の幅広いニーズへ対応した人材育成を図るとともに、専門分野の深い学びを希望する生徒に対し学びの選択肢を確保し、生徒の多様な進路希望の実現に向けた対応ができるようになること等を想定しています。 今後とも、地域との意見交換を丁寧に行いながら、地域の産業を支える人材の育成や、生徒の進路希望を実現できる教育環境の整備を進めていきたいと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市) 7 流域下水道維持管理負担金の見直しについて (1) 流域下水道維持管理負担の算定に当たっては、企業会計方式に移行した流域下水道事業の決算状況の検証を行うとともに、県においても応分の負担を行うこと</p>	<p>現行の流域下水道維持管理負担金の算定に当たっては、施設・設備の老朽化等への喫緊対策として見込まれる経費を基に企業会計ベースで算定したところ。今後の維持管理負担金の算定に当たっては、決算状況の検証を行いながら、流域下水道関連市町と共に検討していきます。 また、県の応分の負担に関しては、令和2年度からの公営企業会計への移行に伴って新たに負担を求めることになった人件費分は、4年間での段階的な負担とする激変緩和措置を講じているところです。県は、流域下水道事業の事業主体として、今後も関連公共下水道の管理者である関連市町と十分な連絡調整を図っていくとともに、適切な役割分担と費用負担の下、一般会計からの繰入基準に基づく繰入れのほか、必要な対応を検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>下水環境課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(一関市) 7 流域下水道維持管理負担金の見直しについて (2) 施設や設備の更新にあたっては、関連市町との間で詳細な事前協議を行い、事業費の低減や平準化に努めること</p>	<p>施設や設備の更新は、長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮して、優先順位付けを行った上で施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした管理を最適化するストックマネジメント計画に基づいて実施しています。本計画の今後の見直し等においては、関連市町に御説明して、事業費の低減や平準化に配慮しながら進めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>下水環境課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(一関市) 7 流域下水道維持管理負担金の見直しについて (3) 流域下水道事業の推進にあたり、県と関連市町のほか、岩手県下水道公社を含めた推進体制について、簡素で効率的な体制を構築すること</p>	<p>県では、令和2年度からの公営企業会計への移行に伴う組織見直しを行い、流域下水道業務担当者を集約した組織を設けるなど、関連市町負担対象人員数を明確にしたところです。流域下水道事業の推進体制も含めて、今後も御意見を伺いながら、適切な運用を進めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>下水環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(西和賀町) 1 一般国道107号の改良整備促進について 本路線が東西の経済や文化交流のために極めて重要であることを鑑み、落石及び崩落箇所の総点検を実施するとともに、トンネル化等による安全確保が図られるよう要望</p>	<p>国道107号の川尻から当楽間の落石及び崩落箇所については、平成29年度に実施した道路防災点検や定期的な道路パトロール等により危険箇所の状況把握に努めており、緊急性の高い箇所から順次対策を進めているところです。(A) また、同路線の川尻～当楽間の落石・雪崩危険箇所のトンネルを含む整備については、多額の事業費を要することが見込まれるため、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課・道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>
<p>(西和賀町) 2 主要地方道花巻大曲線全線の早期供用開始について (1) 土砂崩落箇所の早期復旧(整備未改良区間の沢内川舟地区)</p>	<p>主要地方道花巻大曲線川舟地区の平成30年4月に土砂崩落した箇所については、令和元年11月に対策工事が完成しています。 また、平成30年10月に土砂崩落した箇所については、令和2年11月に対策工事が完成しました。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(西和賀町) 2 主要地方道花巻大曲線全線の早期供用開始について (2) 小倉山工区の早期完成</p>	<p>主要地方道花巻大曲線花巻・西和賀町沢内間の小倉山の2工区の約2.4km区間については、平成19年度に900mを供用開始しました。未供用区間の約1.5kmについては、8号橋が令和元年11月に概成し、残る道路改良を含む4号トンネル築造工事については、令和2年3月に工事契約をしたところであり、引き続き、整備を進めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(西和賀町) 2 主要地方道花巻大曲線全線の早期供用開始について (3) 笹峠工区の未改良区間の工事再開</p>	<p>笹峠工区の未改良区間(岩手県側800m、秋田県側1,740m)の工事再開については、秋田県側の動向を踏まえながら、今後の整備方針を検討していきますが、早期の事業再開は難しい状況です。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(西和賀町) 3 主要地方道盛岡横手線(県道1号)の道路整備促進について 県においては継続的に道路改良を進めているが、依然として狭隘箇所、あるいは急カーブが連続する区間があることから、特に泉沢地区の急カーブの解消、若畑地区の狭隘部分の解消と歩道設置、湯之沢地区の歩行空間整備の早期完成を要望</p>	<p>主要地方道盛岡横手線の泉沢地区については、人家連担区間における急カーブの存在等から整備の必要性を認識しており、令和2年度から、現地測量・設計に着手しました。(A) また、若畑地区については、北側の区間で歩行空間を併せ持った堆雪帯の設置工事を実施中であり、令和3年度完成予定です。南側の区間についても、令和3年度詳細設計を行う予定であり、引き続き、早期完成に向け取り組んでいきます。(A) なお、湯之沢～巻淵間については、平成28年度から歩行空間整備事業に着手しており、早期完成に向け、引き続き、事業を進めていきます。(B)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課・道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(西和賀町) 4 秋田自動車道の4車線化について 平成31年3月に湯田IC～横手IC間の約7.7kmが4車線化事業に選定、事業化され、9月には北上JCT～大曲IC間の対面通行区間約42km全てを「高速道路における安全・安心計画」における4車線化推進の「優先整備区間」として選定され、沿岸地域はもちろん岩手・秋田両県が抱える切実な課題を解消できることは大変喜ばしい。ついては、岩手県においても、早期完成について国や東日本高速道路株式会社などに働きかけるよう要望</p>	<p>県では、高規格幹線道路における防災・減災機能の強化を図るため、暫定2車線区間の4車線化等の推進が必要と考えており、令和2年6月10日に行った令和3年度政府予算提言・要望において、秋田自動車道（湯田IC～横手IC）等の整備を推進するよう要望したところであり、引き続き、整備が推進されるよう、国等に働き掛けていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(西和賀町) 5 中山間地域等直接支払制度について 中山間地域等直接支払制度の協定対象農用地は、水田面積約1,580haのうち約74パーセントの1,165haだが、対象農用地の99%が傾斜度1/20から1/100までの緩傾斜農地となっている。また、本町は、岩手県で唯一の全域が特別豪雪地帯で、営農条件は協定対象、非対象に関わらず全てが条件不利と考える。以上のことから、本町の全ての水田を中山間地域等直接支払制度の対象農用地となるよう、国に対して強く制度改正を要望するとともに、県知事認定での対応について要望</p>	<p>「中山間直接支払制度」は、中山間地域で適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、交付金により生産条件の不利を補正するための支援を行うものであり、県土の約8割が中山間地域である岩手県では、極めて重要な施策であると認識しています。 対象農用地等の見直しについては、県内の取組や地元負担の状況、他都道府県の動向なども注視しながら、必要に応じて対応を国に求めています。 また、知事が定める特認基準は、傾斜地等と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べて耕作放棄率が高い農用地について、岩手県中山間地域等直接支払制度推進委員会において審査検討を行い、国に協議した上で設定するものであり、地域の実情を踏まえ、適切な運用に努めていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(西和賀町) 6 生活交通バス路線運行維持対策について (1) 県単補助要件の維持 県単補助では、現在、補助要件である「平均乗車密度4人以上」を当分の間適用しないとしており、この運用を維持すること</p>	<p>県単補助の補助要件については、国庫補助の被災地特例等に準じて「平均乗車密度4人以上」の要件を適用しない特例措置を講じていますが、国に対して被災地特例の延長等を要望した結果、令和3年度まで期間が延長される見通しが示されたことから、県単補助の特例措置についても、令和3年度まで延長することとしています。 あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた既存補助路線の維持を図るため、被災地特例等の対象路線以外の路線についても、「平均乗車密度4人以上」の補助要件を適用しない特例措置を講ずることとしています。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>(西和賀町) 6 生活交通バス路線運行維持対策について (2) 市町村が行う交通手段確保施策への支援 市町村が地域の実情に応じて行う交通手段の確保施策に係る支援を拡充すること</p>	<p>市町村が行う交通手段の確保については、県では引き続き、地域公共交通活性化推進事業費補助により新たなコミュニティバスやデマンド交通等の導入への支援を実施していきます。 また、地域内公共交通への財政支援については、国庫補助における地域内フィーダー系統確保維持費補助における新規性要件の緩和や、補助上限額の拡大を行うよう、国に対して要望しているところであり、今後も引き続き、国に働きかけていきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(西和賀町) 7 地域医療の確保と医師対策について 現在、町立病院に勤務している医科の常勤医師3名のうち1名は定年延長を更新しながら勤務いただいている。もう1名は県から派遣いただいている。このような体制のもとで非常に多くの業務をこなしており、常勤医師への過重負担が懸念されている。町独自の奨学金による医師養成にも取り組んでいるが、地域の小規模病院に勤務可能となるまでには長い期間を要するため、即効的な対策とは言えない状況にある。ついては、医師の安定的確保、病院経営の健全化と病院機能の維持のため、自治医科大学養成医師の継続派遣等、医師の配置に対する支援について要望</p>	<p>県では、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取組を進めており、即戦力医師の招聘や自治医科大学養成医師の市町村立病院への派遣に努めるとともに、「奨学金養成医師配置調整会議」において、市町村の要望に配慮しながら奨学金養成医師の配置調整を進めているところである。</p> <p>県では、自治医科大学養成医師を、毎年養成しているところですが、その養成医師数に限りがあり、例年、県内の市町村から多数寄せられる医師の配置に関する要望の全てに対しては応えられない状況にある中、今年度は西和賀さわうち病院に1名を配置したところである。</p> <p>また、奨学金養成医師についても、令和2年度は奨学金養成医師による西和賀さわうち病院への診療応援を実施しているところであり、今後においても、地域医療の確保に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(西和賀町) 8 県立西和賀高等学校の存続と教職員数の維持確保について 本町としては、確かな実績を持つ西和賀高校を、中学生から積極的に選択する魅力を備えた学校として存続させたいと考え、学校と地域が一丸となって取り組み、町内外からの入学希望者を確保してまいります。県としても、生徒一人一人の将来の夢の実現に向けて行っている現在の「きめ細かな指導」や「大学進学への支援」にあたる西和賀高校の教職員数の維持確保について要望</p>	<p>教職員については、標準法に基づいた上で、学校の実情等を考慮し配置しており、小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた新たな教職員定数改善計画の早期策定を、国に対して要望しているところである。学級減に伴う教職員数については、学校の特色と教育の質を維持できるよう、国の標準法に基づく教職員配置を基本としつつ、地域や保護者のニーズ、学校の特色、現状等を勘案して教職員の配置を検討していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(金ケ崎町) 1 一般国道4号の4車線拡幅整備について (1) 一般国道4号金ケ崎拡幅の測量・設計、用地買収、工事の推進を図ること</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活の確保を図る道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、令和3年度政府予算提言・要望において、御要望の金ケ崎拡幅を含む一般国道4号の整備促進について国に要望しています。 金ケ崎拡幅について、国では、令和2年度は用地調査、調査設計等を実施し、用地買収及び改良工事に着手すると承知しており、事業推進が図られるよう、引き続き、当該区間の早期完成について国へ強く働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>(金ケ崎町) 1 一般国道4号の4車線拡幅整備について (2) 地域経済の活性化を図るため、「重要物流道路」として指定された幹線道路等のネットワークについて、地域ニーズに応じた必要な連携構築、機能強化や重点整備・支援を行うこと</p>	<p>国土交通省では、平成30年3月の道路法改正において、国土交通大臣が物流上重要な道路網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車(40ft背高)の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設しました。 平成31年4月1日及び令和2年4月1日には、まず供用中の高規格幹線道路、直轄国道を中心に重要物流道路の指定が行われたところです。 県としては、指定された重要物流道路と代替・補完路の機能強化や重点整備について、国に強く働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(金ヶ崎町) 1 一般国道4号の4車線拡幅整備について (3) 岩手県南地域の製造業等の生産性向上のため、公共事業関係費を平成21年度以前の7～8兆円規模に回復させ、令和3年度当初予算における大幅な増額を図るほか、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設すること</p>	<p>県では、地方創生の基盤となる社会資本の整備等を推進するため、国の公共事業予算関係費の総額を安定的・持続的に確保するよう要望しています。 国では、令和2年12月11日に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定し、令和7年度までの5か年で概ね15兆円程度を目途とし、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策などを重点的かつ集中的に講じることとしています。 県としては、引き続き、防災・減災、国土強靱化に向けた取組を継続するよう国に強く働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(金ヶ崎町) 2 北上川流域における自動車・半導体産業に対する集中的投資について (1) 北上川流域に特化した岩手県土地開発公社を活用した産業用地の造成・整備</p>	<p>北上川流域を中心に自動車・半導体関連産業の集積が進む中、特に県南地域において産業用地が不足している状況であることは、県としても認識しているところです。 産業用地の整備については、基本的に市町村が主体となって対応すべきものと考えていますが、県としても、市町村の意向や企業ニーズの把握を行いつつ、市町村による産業用地整備が円滑に行われるよう必要な支援を行っていきます。 また、岩手県土地開発公社による産業用地の造成・整備については、その必要性や財源等を総合的に勘案して判断することとしています。 なお、令和3年度からの岩手中部工業団地拡張整備における岩手県土地開発公社の整備受託を決定したところです。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>ものづくり自動車産業振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(金ケ崎町) 2 北上川流域における自動車・半導体産業に対する集中的投資について (2) 町道南花沢・前野線等の県道昇格又は維持費用に係る支援</p>	<p>県道移管については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備したものについて、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ移管させてきたところです。 要望のあった路線については、道路法上の認定要件及び県道と町道とのネットワークの在り方を総合的に判断しながら検討していきます。 また、道路ストックの増加に伴い、安全で円滑な交通を確保するための道路の維持管理費の確保は全国的な課題と認識しており、本県においても、厳しい財政状況の中、国の交付金や財政支援制度を活用して舗装補修等の道路の維持管理に取り組んでいるところです。 御要望の維持費用に係る支援については、県からの直接的な財政支援は困難ですが、県が令和2年6月10日に実施した令和3年度政府予算要望においては、市町村を含めた道路等の維持管理に必要な予算の確保を国に要望したところであり、今後とも、様々な機会を捉えて国に強く働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(金ケ崎町) 3 持続可能な公共交通網の構築について 新型コロナウイルスの影響により、住民の外出が抑制され公共交通機関(鉄道、バス、タクシー)の利用者が大幅に減少し、各公共交通事業者の経営が悪化しており、このような状況が今後も継続すると予測される中、住民の移動手段である公共交通機関を維持・確保していくため、次の事項を要望 (1) 公共交通事業者の利用者減少に伴う収入減に対する支援</p>	<p>県においても、新型コロナウイルス感染症による公共交通事業者の経営への影響は大きいものと承知しており、交通需要が以前の状況まで回復するには時間を要すると見込まれることから、地域公共交通の維持確保を図っていくことは重要な課題と認識しています。 このため、国に対して、公共交通事業者の経営の維持、安定化のための支援措置を要望しているところです。 また、県においては、公共交通事業者が行う感染防止対策に係る補助金や、運行を支援するための交付金等に係る予算を措置し、公共交通事業者が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、安全かつ安定した運行が維持できるよう支援を行っているところです。 今後も引き続き、市町村や公共交通事業者等と十分に連携しながら、地域公共交通の維持確保が図られるよう対応していきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>交通政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(金ケ崎町) 3 持続可能な公共交通網の構築について 新型コロナウイルスの影響により、住民の外出が抑制され公共交通機関(鉄道、バス、タクシー)の利用者が大幅に減少し、各公共交通事業者の経営が悪化しており、このような状況が今後も継続すると予測される中、住民の移動手段である公共交通機関を維持・確保していくため、次の事項を要望 (2) 本県が目指すべき今後の公共交通の姿について検討・提示</p>	<p>県では、県民計画及び岩手県地域公共交通網形成計画において、地域において県民の暮らしを支える公共交通を守るため、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組むこととしており、令和元年度、新たにバス路線活性化検討会を設立し、関係市町村やバス事業者等と補助路線の活性化に向けた検討を行っているところです。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>交通政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(金ケ崎町) 4 オンライン学習の環境整備推進について (1) GIGAスクール構想の実現に向けて、教員用の端末や周辺機器、教材ソフトの整備に関して必要な支援及び対策を講じること</p>	<p>県教育委員会としては、教育のICT環境の充実等に向けて、必要な財源が確保されるよう、国に対して、引き続き、要望していきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教育企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(金ケ崎町) 4 オンライン学習の環境整備推進について (2) 岩手県教育委員会教員を対象として、学校ICTを学校現場で積極的に利活用するために、学校や教科に合わせた教員の研修・指導やその後のサポート体制を早急に構築すること</p>	<p>令和2年度、総合教育センターに無線LAN環境、大型提示装置、研修用タブレット端末を整備しており、ICTを活用した授業改善に係る教員研修を充実していくとともに、本県の教育課題の解決に資する計画的・効果的な研修の充実に取り組めます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(金ケ崎町) 5 JR東北本線の利便性向上について JR東北本線利用者の利便性を高めるため、盛岡駅から一ノ関駅間の増便及び無人駅となった六原駅の駅員配置等について、JR東日本(株)へ働きかけを要望 (1) 北上駅発着の普通列車を一ノ関駅発着に変更</p>	<p>鉄道路線については、地域の意向をダイヤ編成等に反映するとともに、地域のまちづくりとの連携等を通じ、利用者の利便性向上と交通結節点としての機能強化を図ることが重要であると考えています。 JR線については、毎年度、市町村等のJR線に係る要望を県が取りまとめ、JR東日本盛岡支社に対して要望書を提出しており、令和2年3月の要望では、北上駅発着の普通列車を水沢駅又は一ノ関駅発着に変更することについても要望したところです。 また、令和元年12月に設立されたJR線岩手県南地域利用促進協議会には、県南広域振興局が参加し、東北本線等の利便性向上に向け、地域と連携した活動を進めているところであり、今後も地域の意向が反映されるよう取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>(金ケ崎町) 5 JR東北本線の利便性向上について JR東北本線利用者の利便性を高めるため、盛岡駅から一ノ関駅間の増便及び無人駅となった六原駅の駅員配置等について、JR東日本(株)へ働きかけを要望 (2) 六原駅に駅員の配置及び利用者の利便性向上</p>	<p>鉄道路線については、地域の意向をダイヤ編成等に反映するとともに、地域のまちづくりとの連携等を通じ、利用者の利便性向上と交通結節点としての機能強化を図ることが重要であると考えています。 JR線については、毎年度、市町村等のJR線に係る要望を県が取りまとめ、JR東日本盛岡支社に対して要望書を提出しており、令和2年3月の要望では、六原駅への駅員の配置についても要望したところです。 また、令和元年12月に設立されたJR線岩手県南地域利用促進協議会には、県南広域振興局が参加し、東北本線等の利便性向上に向け、地域と連携した活動を進めているところであり、今後も地域の意向が反映されるよう取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(金ヶ崎町) 5 JR東北本線の利便性向上について JR東北本線利用者の利便性を高めるため、盛岡駅から一ノ関駅間の増便及び無人駅となった六原駅の駅員配置等について、JR東日本(株)へ働きかけを要望 (3) 金ヶ崎駅及び六原駅周辺のまちづくりに対する連携及び協力</p>	<p>鉄道路線については、地域の意向をダイヤ編成等に反映するとともに、地域のまちづくりとの連携等を通じ、利用者の利便性向上と交通結節点としての機能強化を図ることが重要であると考えています。 JR線については、毎年度、市町村等のJR線に係る要望を県が取りまとめ、JR東日本盛岡支社に対して要望書を提出しており、今後も地域の意向が反映されるよう取り組んでいきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>交通政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(金ヶ崎町) 6 県立胆沢病院の医療体制の充実について 県立胆沢病院の産婦人科医師の確保対策にご努め、安心して子どもを産み育てられる医療体制の充実を図ること</p>	<p>県では、県内に4つの周産期医療圏を設定し、医療機関の機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた医療提供体制の整備を推進しており、胆江地域が含まれる県南圏域(岩手中部・胆江・両磐周産期医療圏)は、県立中部病院、県立磐井病院及び北上済生会病院が地域周産期母子医療センターとなり、リスクの高い分娩を担うこととなっています。また、分娩に対応する医療機関や市町村の間で、妊産婦等の情報を共有する周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」による連携にも努めています。 周産期母子医療センターについては、全国的に産科医が不足する中、関係学会からは医師の厳しい勤務条件を改善し、安全な分娩環境を確保するため、地域周産期母子医療センターの大規模化・重点化による産婦人科常勤医10名以上の配置などの提言がなされているところであり、現状では新たなセンターの設置は困難であることから、まずは既存の地域周産期母子医療センターの充実を図る必要があると考えます。 岩手中部・胆江・両磐周産期医療圏の連絡調整会議等を開催するなどし、地域周産期母子医療センター等医療機関との連携体制の構築に取り組み、周産期母子医療体制の充実・強化に努めていきます。</p>	<p>医療局</p>	<p>医師支援推進室</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(平泉町) 【新型コロナウイルス感染症関係特別要望】 1 地方創生臨時交付金による支援の継続について 財政力の小さい町村に対して、手厚い財政支援をお願いするとともに、地方創生臨時交付金については、感染症が終息するまでの間、継続して交付いただきますよう要望</p>	<p>感染拡大傾向を踏まえ、各都道府県でこれ以上の感染拡大を食い止めるよう取り組んでいるところであり、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部が令和2年11月5日に行った「新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言」においては、交付金の増額及び弾力的運用並びに令和3年度以降の継続について国に求めているところであり、さらに県が令和2年11月17日に行った「新型コロナウイルス感染症対策及び令和3年度政府予算等に関する提言・要望」においても同様の趣旨の要望を行ったところです。</p> <p>この結果、令和2年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、国の第3次補正予算における交付金の拡充(1.5兆円)が盛り込まれ、令和3年2月2日には第3次補正予算に係る地方単独事業分について交付限度額の通知があったところです。</p> <p>また県では、より現場に近い市町村が、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、令和2年度一般会計補正予算(第4号)において、総額20億円の「新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助」を創設したところです。</p> <p>今後においても、市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に即した施策を講じられるよう、必要に応じて、国に対し、要望していきます。</p>	<p>ふるさと 振興部</p>	<p>地域振興 室</p>	<p>B 実現 に努力し ているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(平泉町) 2 地方財政の悪化に対する地方税財源の確保について (1) 安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税の一般財源総額を確保・充実していただくこと。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保していただくこと</p>	<p>県では、地方の税財源の確保・充実について、政府予算提言・要望において、地域の実情に応じた財政需要を地方財政計画に適切に反映すること、地方交付税の総額を確保し財源調整機能等の維持・充実を図ること及び臨時財政対策債の大量発行によらない地方財源不足の解消等を国に要望しています。</p> <p>令和3年度地方財政計画では、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中で、一般財源総額について、交付団体ベースで令和2年度を0.2兆円上回る62.0兆円が確保されるとともに、国の加算など地方交付税の原資を確保することにより、地方交付税総額について令和2年度を0.9兆円上回る17.4兆円が確保されたところです。</p>	<p>ふるさと 振興部</p>	<p>市町村課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(平泉町) 2 地方財政の悪化に対する地方税財源の確保について (2) 地方交付税については、財源保障及び財源調整機能を適切に果たされるよう、総額を確保すること</p>	<p>県では、地方の税財源の確保・充実について、政府予算提言・要望において、地域の実情に応じた財政需要を地方財政計画に適切に反映すること、地方交付税の総額を確保し財源調整機能等の維持・充実を図ること及び臨時財政対策債の大量発行によらない地方財源不足の解消等を国に要望しています。</p> <p>令和3年度地方財政計画では、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中で、一般財源総額について、交付団体ベースで令和2年度を0.2兆円上回る62.0兆円が確保されるとともに、国の加算など地方交付税の原資を確保することにより、地方交付税総額について令和2年度を0.9兆円上回る17.4兆円が確保されたところです。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>(平泉町) 2 地方財政の悪化に対する地方税財源の確保について (3) 令和2年度の地方税収が大幅に減収することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じていただくとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること</p>	<p>地方税収等の減収への対応については、国に対し、全国知事会を通じ、地方消費税などの対象税目の追加を要望しており、国からは、令和2年度の地方消費税や軽油引取税など7税目について、対象税目に追加されるなどの措置が講じられたところです。</p> <p>今後も、安定的な財政運営が可能となるよう、税収等の動向を踏まえ、国に要望していきます。</p>	総務部	財政課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(平泉町) 3 平泉バイパス南口交差点から一関バイパス大槻交差点までの安全安心な交通確保を図る整備について 安全安心で、信頼性の高い幹線道路ネットワークを形成するため、4車線化や冬期速度低下対策等を行われるよう国への働きかけを要望</p>	<p>一般国道4号の拡幅整備については、御要望の区間を含む県内未事業化区間の早期4車線化に向けて、令和2年6月に政府予算要望を行ったところであり、引き続き国へ要望していきます。 なお、急勾配区間については、冬期に大型車等の走行速度が低下する状況であることから、安全安心な道路交通を確保するため、国では、立ち往生などのスタック車両対策等、除雪対応を強化していると承知しています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>(平泉町) 4 主要地方道一関北上線及び一般県道相川平泉線道路改良事業について (1) 主要地方道一関北上線については、国道4号の渋滞回避ルートとして利用されており、通行車両が年々増加傾向にあるため、平泉町長島字田頭地内から同竜ヶ坂地内までの区間(2,750m)の路線変更を含む、歩道拡幅、急カーブ等の解消工事を促進されるよう要望</p>	<p>主要地方道一関北上線は、国道4号を補完する路線であることから、県としても重要な路線と認識しています。 御要望の区間のうち、約1.9kmについては、令和3年度、現地測量及び設計に着手する予定です。(A) その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業の予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課・道路環境課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(平泉町) 4 主要地方道一関北上線及び一般県道相川平泉線道路改良事業について (2) 県道相川平泉線については、見通しの悪い急カーブや幅員が一部狭小であることから、大型観光バス、大型車両の走行に支障を来しているため、近隣市町村を結ぶ広域的なネットワークが形成されるよう改良整備の促進を要望</p>	<p>一般県道相川平泉線については、早期の整備は難しい状況ですが、国際リニアコライダーの実現に向けた進展も睨みながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>(平泉町) 5 世界遺産登録10周年に向けた支援について 令和3年には「平泉の文化遺産」は、登録から10年を迎えることとなる。ついては、「世界遺産登録10周年記念事業実行委員会」を立ち上げ、イベントの開催や観光誘客などを図って行きたいと考えているため、登録5周年同様岩手県におかれても特段の配慮を要望</p>	<p>県では、世界遺産登録10周年に向け、令和2年12月24日に平泉世界遺産登録10周年事業推進会議を設立し、平泉町をはじめ、関係市町や団体等と連携した取組を進めることとしています。 また、令和3年は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の関連イベントや東北デスティネーションキャンペーン、復興10年関連事業が実施されるほか、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録が見込まれており、これらを活かした情報発信や誘客活動に取り組むこととしています。 さらに、登録10周年となる令和3年秋の開館に向けて、「平泉の文化遺産」ガイド施設(仮称)の整備を進めており、これまで以上に平泉世界遺産の価値を国内外に広く発信することとしています。 これらの取組を通じて、平泉世界遺産登録10周年の機運醸成を図り、平泉世界遺産の価値の普及啓発や適切な保存管理を進め、交流人口の拡大や地域振興につなげていきます。</p>	<p>文化スポーツ部</p>	<p>文化振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>